

一、本会議の審議概要

○昭和五十六年十二月二十一日 月曜日

開会 午前十時二分

日程第一 議席の指定

議長は、議員の議席を指定した。

議長は、新たに当選した議員宮澤弘君を議院に紹介した。

特別委員会設置の件

右の件は、議長発議により、災害に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員二十名から成る災害対策特別委員会、当面の物価等に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員二十名から成る物価等対策特別委員会、科学技術振興に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員二十名から成る科学技術振興対策特別委員会、公害及び環境保全並びに交通安全に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員二十五名から成る公害及び交通安全対策特別委員会、エネルギーに関する諸問題を調査し総合的かつ長期的な対策樹立に資するため委員二十五名から成るエネルギー対策特別委員会、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に資するため委員二十名から成る沖縄及び北方問題に関する特別委員会を設置することに全会一致をもって決し、公職選

備

考

挙法改正に関する調査のため委員二十五名から成る公職選挙法改正に関する特別委員会、日米安全保障条約及び自衛隊等国の安全保障に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員二十五名から成る安全保障特別委員会を設置することに決し、議長は直ちに特別委員を指名した。

国土審議会委員等各種委員の選挙

右の選挙は、動議によりその手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、国土審議会委員に鈴木省吾君、北海道開発審議会委員に高木正明君、日本ユネスコ国内委員会委員に円山雅也君を指名した。

事務総長辞任の件

右の件は、これを許可することに決した。

事務総長の選挙

右の選挙は、動議によりその手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は指宿清秀君を指名した。

散会 午前十時九分

○十二月二十二日 火曜日

開会 午後一時十七分

日程第一 齒科技工法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

右の議案は、社会労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一

致をもつて可決された。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の四案は、日程に追加し、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の兩案は、日程に追加し、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

北西太平洋のソヴィエト社会主義共和国連邦の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日本国の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

右の兩件は、日程に追加し、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて承認された。

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

右の議案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。
散会 午後一時三十三分

○昭和五十七年一月二十五日 月曜日

開会 午後三時七分

議長は、新たに当選した議員大坪健一郎君を議院に紹介した後、同君を法務委員に指名した。

議長は、元議員杉原荒太君逝去につきすでに弔詞を贈呈した旨報告した後、その弔詞を朗読した。

国土審議会委員の選挙

右の選挙は、動議によりその手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、三木忠雄君を指名した。

日程第一 国務大臣の演説に関する件

鈴木内閣総理大臣は施政方針に関し、櫻内外務大臣は外交に関し、渡辺大蔵大臣は財政に関し、河本国務大臣は経済に関してそれぞれ演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

日程第二 工学博士福井謙一君のノーベル賞受賞につき祝意を表する件

右の件は、議長発議により、院議をもつて祝意を表することに決し、議長は、次の祝辞

一・二五 開会式

(衆議院)

一・二五 国務大臣の演説

二七、二八 演説に対する質疑

を朗読した。

工学博士福井謙一君 君は化学反応の理論的解明により千九百八十一年度ノーベル化学賞を授与されました

参議院はここに君の偉大な功績をたたえ院議をもつて心からの祝意を表します

散会 午後四時五十分

○一月二十八日 木曜日

開会 午前十時二分

日程第一 国務大臣の演説に関する件(第二日)

阿具根登君、藤田正明君は、それぞれ質疑をした。

残余の質疑は、延期することに決した。

散会 午後零時十七分

○一月二十九日 金曜日

開会 午前十時二分

日程第一 国務大臣の演説に関する件(第三日)

矢追秀彦君は、質疑をした。

休憩 午前十一時三十七分

再開 午後一時二分

休憩前に引続き、宮本顯治君、藤井恒男君、片岡勝治君、安恒良一君、江田五月君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

散会 午後四時二十六分

○二月十七日 水曜日

開会 午後六時三十二分

国家公務員等の任命に関する件

右の件は、人事官に加藤六美君、宇宙開発委員会委員に齋藤成文君、国家公安委員会委員に牛場大蔵君、日本銀行政策委員会委員に平井富三郎君、中央社会保険医療協議会委員に伊藤善市君、中村隆英君、商品取引所審議会会長に岡田覺夫君、同委員に久保田晃君、酒巻俊雄君、林周二君、森崎久壽君を任命することに同意することに決した。

昭和五十六年度一般会計補正予算（第1号）

昭和五十六年度特別会計補正予算（特第1号）

昭和五十六年度政府関係機関補正予算（機第1号）

右の三案は、日程に追加し、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、可決された。

日程第一 農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係

（衆議院議決）

二・一六 昭和五十六年度一般会計補正予算（第1号）、昭和五十六年度特別会計補正予算（特第1号）、昭和五十六年度政府関係機関補正予算（機第1号）

る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第二 昭和五十六年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆議院提出）

右の両案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

散会 午後七時

○二月十九日 金曜日

開会 午前十時十一分

日程第一 地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

散会 午前十時十四分

○三月三日 水曜日

開会 午前十時二分

日程第一 参議院規則の一部を改正する規則案（松垣徳太郎君外八名発議）（委員会審査

省略要求事件）

右の議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略して議題とすることに決し、松垣徳太郎君から趣旨説明があつた後、全会一致をもつて可決された。

散会 午前十時五分

○三月十九日 金曜日

開会 午後五時四十一分

日程第一 法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律

案（趣旨説明）

右は、渡辺大蔵大臣から趣旨説明があつた後、穂山篤君、塩出啓典君、近藤忠孝君、三治重信君がそれぞれ質疑をした。

日程第二 国務大臣の報告に関する件（昭和五十七年度地方財政計画について）

日程第三 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案並びに地方交付税法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

右は、世耕自治大臣から日程第二について報告、日程第三について趣旨説明があつた後、山田譲君、大川清幸君がそれぞれ質疑をした。

散会 午後九時一分

三・一一 ベルティニー・イタリア共和国大統領の演説（参議院議場）

（衆議院議決）

三・一九 法人税法の一部を改正する法律案（閣法第一六号）
租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第一七号）

○三月三十一日 水曜日

開会 午前十時二分

日程第一 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第二 石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送

付）

日程第三 炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第二は可決、日程第三は全会一致をもつて可決された。

日程第四 労働省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第五 地域改善対策特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第四は可決、日程第五は全会一致をもつて可決された。

日程第六 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第七 漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を

（衆議院議決）

三・二六 地方税法及び国有資産等所

在市町村交付金及び納付金

に関する法律の一部を改正

する法律案（閣法第一九号）

求めるの件（衆議院送付）

日程第八 松くい虫防除特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の兩件は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第七は全会一致をもつて承認することに決し、日程第八は可決された。

日程第九 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第一〇 特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第一一 琵琶湖総合開発特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第一二 特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

日程第一三 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

右の五案は、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第九、第一二及び第一三は全会一致をもつて可決、日程第一〇及び第一一は可決された。

日程第一四 国立学校設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、文教委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第一五 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第一六 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めの件（衆議院送付）

右の件は、通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、承認することに決した。

日程第一七 国稅收納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第一八 法人稅法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第一九 租稅特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第二〇 關稅暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の四案は、大藏委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、日程第一八及び第一九に対する討論の後、日程第一七は全会一致をもつて可決、日程第一八乃至第二〇は可決された。

休憩 午前十時五十九分

再開 午後六時一分

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

右の議案は、日程に追加し、災害対策特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

砂糖の價格安定等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、日程に追加し、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があ

つた後、全会一致をもつて可決された。

沖繩振興開発特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、日程に追加し、沖繩及び北方問題に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

右の両案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

散会 午後六時十三分

○四月五日 月曜日

開会 午後七時五十六分

日程第一 昭和五十七年度一般会計予算

日程第二 昭和五十七年度特別会計予算

日程第三 昭和五十七年度政府関係機関予算

右の三案は、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、記名投票をもつて採決の結果、賛成一二九、反対一〇八にて可決された。

散会 午後九時四十二分

昭和五十七年度一般会計予算

昭和五十七年度特別会計予算

昭和五十七年度政府関係機関予算

（衆議院予算委員会）

二・一二、一三 公聴会

二六、二七、三・一、八 分科会

三・九 可決

（衆議院本会議）

三・九 可決

○四月九日 金曜日

開会 午前十時一分

日程第一 千九百八十年の国際コリア協定の締結について承認を求めるの件

日程第二 第六次国際不協定の締結について承認を求めるの件

日程第三 千九百八十一年九月二十五日に国際コーヒー理事會決議によつて承認された千九百七十六年の国際コーヒー協定の有効期間の延長の受諾について承認を
求めるの件

日程第四 アジア太平洋郵便條約の締結について承認を求めるの件

右の四件は、外務委員長から委員會審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて承認することに決した。

日程第五 刑事補償法の一部を改正する法律案（内閣提出）

右の議案は、法務委員長から委員會審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第六 機械類信用保險法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、商工委員長から委員會審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第七 郵政省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、内閣委員長から委員會審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

散会 午前十時十三分

（參議院予算委員會）

二・二三 委員派遣（盛岡・京都・高

松地方公聴會）

三・二三 公聴會

二六 集中審議（外交・防衛・貿

易摩擦）

二九 "（減税・景氣動向・

公共事業）

三一、四・一、二 委囑審査

四・五 可決

（參議院本會議）

四・五 可決

○四月十四日 水曜日

開会 午前十時一分

住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、始閣建設大臣から趣旨説明があつた後、大木正吾君、原田立君がそれぞれ質疑をした。

昭和五十七年度の公債の発行の特例に関する法律案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、渡辺大蔵大臣から趣旨説明があつた後、鈴木和美君、多田省吾君がそれぞれ質疑をした。

日程第一 臨時石炭鉱害復旧法及び石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律案

（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第二 郵便貯金法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、逓信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

散会 午後零時八分

（衆議院議決）

四・一三 住宅金融公庫法及び北海道

防寒住宅建設等促進法の一

部を改正する法律案（閣法

第三五号）

昭和五十七年度の公債の発

行の特例に関する法律案

（閣法第九号）

○四月十六日 金曜日

開会 午前十時一分

日程第一 日本国政府とスペイン政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件
日程第二 日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件

右の両件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて承認することに決した。

日程第三 商業登記法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第四 沖繩の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置

法の一部を改正する法律案（法務委員長提出）

右の両案は、法務委員長から日程第三については委員会審査の経過及び結果の報告、日程第四については趣旨説明があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第五 旅行業法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第六 日本学校健康会法案（第九十三回国会内閣提出、第九十四回国会衆議院送付）

右の議案は、文教委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、委員長報告のとおり修正議決された。

散会 午前十時十七分

四・一六 ミッテラン・フランス共和国大統領の演説（衆議院議場）

○四月二十三日 金曜日

開会 午前十時二分

日程第一 国務大臣の報告に関する件（昭和五十四年度決算の概要について）

右の件は、渡辺大蔵大臣から報告があつた後、本岡昭次君、鶴岡洋君がそれぞれ質疑をした。

日程第二 日本国とドイツ民主共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第三 千九百七十一年の国際小麦協定を構成する一の文書である千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第六次延長及び同協定を構成する他の文書である千九百八十年の食糧援助規約の有効期間の第一次延長に関する千九百八十一年の議定書の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第四 千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第五 千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第六 千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第七 国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案（内閣提出、衆議

（衆議院議決）

四・二〇 地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第三七号）

道路運送車両法の一部を改正する法律案（閣法第三七号）

四・二三 行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律案（閣法第七二号）

院送付)

右の六件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第二、第四及び第六は全会一致をもつて承認することに決し、日程第三及び第五は承認することに決し、日程第七は全会一致をもつて可決された。

日程第八 アルコール製造事業の新エネルギー総合開発機構への移管のためのアルコール

ル専売法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第九 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第一〇 小規模企業共済法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

右の三案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第八は可決、日程第九及び第一〇は全会一致をもつて可決された。

日程第一一 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第一二 住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第一三 証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第一四 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律

の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、文教委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第一五 船員法及び船舶職員法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第一六 船員災害防止協会等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第一五は可決、日程第一六は全会一致をもつて可決された。

日程第一七 漁業災害補償法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

散会 午前十一時四十九分

○四月二十八日 水曜日

開会 午後一時二分

行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、中曾根國務大臣から趣旨説明があつた後、片山甚市君、峯山昭範君がそれぞれ質疑をした。

日程第一 昭和五十三年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十二年特別会計歳入歳出決算、昭和五十三年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十三年度政府関係機関決算書

日程第二 昭和五十三年度国有財産増減及び現在額総計算書

日程第三 昭和五十三年度国有財産無償貸付状況総計算書

右の三件は、決算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第一はまず委員長報告のとおり是認することに決し、次いで全会一致をもつて委員長報告のとおり内閣に対し警告することに決し、日程第二及び第三は委員長報告のとおり異議がないと決した。

日程第四 離島振興法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

右の議案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第五 昭和五十七年度の公債の発行の特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、可決された。

日程第六 漁業再建整備特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第七 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

右の議案は、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致を

もつて可決された。

北西太平洋における千九百八十二年の日本国のさけ・ますの漁獲の手續及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

右の件は、日程に追加し、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて承認することに決した。

散会 午後二時三十八分

○五月十二日 水曜日

開会 午前十時一分

鉄道建設審議会委員の選挙

右の選挙は、動議によりその手續を省略して議長の指名によることに決し、議長は、田代富士男君を指名した。

道路運送車両法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、小坂運輸大臣から趣旨説明があつた後、広田幸一君、黒柳明君がそれぞれ質疑をした。

日程第一 投資の促進及び保護に関する日本国とスリ・ランカ民主主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第二 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とインドネシア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院

送付)

日程第三 南極地域の動物相及び植物相の保存に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

右の三件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第一及び第二は承認することに決し、日程第三は全会一致をもつて可決された。

日程第四 地方交付税等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第五 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律及び消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

右の両案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第四は可決、日程第五は全会一致をもつて可決された。

日程第六 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第七 昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

右の両案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、委員長報告のとおり修正議決された。

日程第八 放送法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第九 電波法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

右の両案は、通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第八は可決、日程第九は全会一致をもつて可決された。

日程第一〇 農用地開発公団法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
右の議案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

散会 午前十一時二十三分

○五月十四日 金曜日

開会 午後一時二分

公職選挙法の一部を改正する法律案（参第二号）（趣旨説明）

右は、日程に追加し、本院議員宮之原貞光君から趣旨説明があつた後、太田淳夫君、山中郁子君、栗林卓司君がそれぞれ質疑をした。

日程第一 国務大臣の報告に関する件（昭和五十五年度決算の概要について）

右の件は、渡辺大蔵大臣から報告があつた後、目黒今朝次郎君、中野鉄造君がそれぞれ質疑をした。

日程第二 民事訴訟法及び民事調停法の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第三 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第四 日本放送協会昭和五十四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

右の件は、通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、委員長報告の
とおり是認することに決した。

日程第 五 土地区画整理法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第 六 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部
を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第 七 勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、社会労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決さ
れた。

常任委員長辞任の件

右の件は、社会労働委員長粕谷照美君、通信委員長勝又武一君、建設委員長吉田正雄君、
決算委員長和田静夫君の辞任を許可することに決した。

常任委員長の選挙

右の選挙は、動議によりその手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、社
会労働委員長に目黒今朝次郎君、通信委員長に八百板正君、建設委員長に片岡勝治君、
決算委員長に竹田四郎君を指名した。

裁判官訴追委員辞任の件

右の件は、戸叶武君の辞任を許可することに決した。

裁判官訴追委員及び北海道開発審議会委員の選挙

右の選挙は、動議によりその手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、裁判官訴追委員に小谷守君、北海道開発審議会委員に丸谷金保君を指名した。
散会 午後四時十七分

○五月二十八日 金曜日

開会 午前十時二分

日程第一 第二回国際連合軍縮特別総会に関する決議案（松垣徳太郎君外七名発議）（委員会審査省略要求事件）

右の議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略して議題とすることに決し、松垣徳太郎君から趣旨説明があつた後、全会一致をもつて可決された。
鈴木内閣総理大臣は、右の決議について所信を表明した。

散会 午前十時十一分

○六月四日 金曜日

開会 午前十時二分

日程第一 一 過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

五・一九 衆議院会期延長議決（九十
四日間）

六・三〇一八 内閣総理大臣の海外出張

第八回主要国首脳会議
第二回国連軍縮特別総会
ペルー、ブラジル訪問

日程第二 環境改変技術の軍事的使用その他の敵対的使用の禁止に関する条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第三 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第四 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の実施に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の四件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第一乃至第三は全会一致をもつて承認することに決し、日程第四は全会一致をもつて可決された。

散会 午前十時十分

○六月二十二日 火曜日

開会 午前十時二分

国家公務員等の任命に関する件

右の件は、科学技術会議議員に米澤滋君、宇宙開発委員会委員に吉識雅夫君、公害等調整委員会委員長に青木義人君、同委員に石丸隆治君、漁港審議会委員に岡部保君、運輸審議会委員に小林正興君を任命することに同意することに決し、公正取引委員会委員に大森誠一君、公害等調整委員会委員に松本敬信君、漁港審議会委員に竹鼻三雄君、梨田精君、野上義一君、早生隆彦君、松田廣一君、宮原九一君、矢野照重君、山田岸松君を

（衆議院）

六・二一 内閣総理大臣の帰国報告

任命することに全会一致をもつて同意することに決した。

日程第一 國務大臣の報告に関する件（内閣総理大臣の帰国報告）

右の件は、鈴木内閣総理大臣から報告があつた後、山内一郎君、対馬孝且君、黒柳明君、市川正一君、柄谷道一君がそれぞれ質疑をした。

散会 午後一時五十七分

○七月九日 金曜日

開会 午前十時十二分

議長は、元議員青木一男君逝去につきすでに弔詞を贈呈した旨報告した後、その弔詞を朗読した。

議員江藤智君逝去につき哀悼の件

右の件は、議長発議により院議をもつて弔詞を贈呈することに決し、議長は、弔詞を朗読した。次いで、瀬谷英行君が哀悼の辞を述べた。

日程第一 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

右の件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、承認することに決した。

日程第二 昭和五十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その

2）（衆議院送付）

六・二三〜二六 衆議院予算委員会

（予算実施状況調査―総理

出席）

六・二八〜三〇 参議院予算委員会

（予算執行状況調査―総理

出席）

日程第三 昭和五十五年特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（衆議院送付）

日程第四 昭和五十五年特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）（衆議院送付）

日程第五 昭和五十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（衆議院送付）

日程第六 昭和五十六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（衆議院送付）

日程第七 昭和五十六年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（衆議院送付）

日程第八 昭和五十五年一般会計国庫債務負担行為総調書

日程第九 昭和五十六年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その1）

右の八件は、決算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第二乃至第七は承諾することに決し、日程第八及び第九は委員長報告のとおり異議がないと決した。

日程第一〇 深海底鉱業暫定措置法案（衆議院提出）

日程第一一 海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第一〇は全会一致をもつて可決、日程第一一は可決された。

日程第一二 障害に関する用語の整理に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第一三 行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第一二は全会一致をもつて可決、日程第一三は可決された。

日程第一四 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、文教委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第一五 警備業法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第一六 種苗法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

散会 午前十時五十分

○七月十六日 金曜日

開会 午後四時四十三分

議長は、日程第一公職選挙法の一部を改正する法律案（第九十五回国会金丸三郎君外四名

発議)を議題とする旨を宣告した。

公職選挙法改正に関する特別委員長上田稔君問責決議案(村沢牧君発議)(委員会審査省略要求事件)

右の議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、村沢牧君から趣旨説明があつて、討論の後、否決された。

日程第一 公職選挙法の一部を改正する法律案(第九十五回国会金丸三郎君外四名発議)

右の議案は、公職選挙法改正に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、記名投票をもつて採決の結果、賛成一三〇、反対五四にて可決された。

散会 午後五時五十九分

○七月三十日 金曜日

開会 午前十時二分

議長不信任決議案(市川正一君外三名発議)(委員会審査省略要求事件)

右の議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、市川正一君から趣旨説明があつて、討論の後、否決された。

議長は、元議員太田正孝君逝去につきすでに弔詞を贈呈した旨報告した後、その弔詞を朗読した。

議長は、国立国会図書館長植木正張君逝去につきすでに弔詞を贈呈した旨報告した後、そ

(衆議院)

七・三〇 松野国務大臣の昭和五十七

年七月豪雨災害についての
報告

の弔詞を朗読した。

検察官適格審査会委員等各種委員の選挙

右の選挙は、動議によりその手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、検察官適格審査会委員に安孫子藤吉君、矢田部理君、同予備委員に松尾官平君（安孫子藤吉君の予備委員）、立木洋君（矢田部理君の予備委員）、鉄道建設審議会委員に町村金五君、藤田正明君、青木新次君を指名した。

日程第一 国務大臣の報告に関する件（昭和五十七年七月豪雨災害について）

右の件は、松野国務大臣から報告があつた後、古賀雷四郎君、鈴木和美君、原田立君、下田京子君、伊藤郁男君がそれぞれ質疑をした。

日程第二 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律の一部を改正する

法律案（衆議院提出）

右の議案は、災害対策特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて委員長報告のとおり修正議決された。

日程第三 昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に

関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

散会 午後零時四十三分

○八月四日 水曜日

開会 午前十時三分

議員丸茂重貞君逝去につき哀悼の件

右の件は、議長發議により院議をもつて弔詞を贈呈することに決し、議長は、弔詞を朗讀した。次いで、藤田進君が哀悼の辞を述べた。

皇室經濟會議予備議員の選挙

右の選挙は、動議によりその手續を省略して議長の指名によることに決し、議長は、山内一郎君を指名した。

日程第一 老人保健法案（第九十四回国会内閣提出、第九十五回国会衆議院送付）

日程第二 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第三 国民年金法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第四 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の四案は、社会労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、日程第一に対する討論の後、日程第一乃至第三は委員長報告のとおり修正議決、日程第四は可決された。

日程第五 農業協同組合法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第六 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改

（衆議院議決）

八・一八 公職選挙法の一部を改正す

る法律案（第九十五回国会

参第一号）

（衆議院継続審査議案）

内閣委員会

一、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（閣法第二六号）

一、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案（閣法第二七号）

一、行政機関の公文書の公開に関する法律案（第九十四回国会衆三五号）

一、国の行政機関の職員等に対する営利企業への就職の制限等に関する法律案（第九十四回国会衆第三六号）

一、情報公開法案（第九十四回国会衆第三七号）

一、公文書公開法案（第九十四回国会衆第四五号）

定に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第七 道路運送車両法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、可決された。

日程第八 外国人登録法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

散会 午前十一時八分

○八月二十日 金曜日

開会 午前十時三分

国立国会図書館の館長の任命に関する件

右の件は、荒尾正浩君の任命を全会一致をもつて承認することに決した。

国家公務員等の任命に関する件

右の件は、国家公安委員会委員に大塚喜一郎君、電波監理審議会委員に芦部信喜君を任命することに同意することに決した。

日程第一 私立学校振興助成法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

一、沖縄県における駐留軍用地等の

返還及び駐留軍用地跡地等の利用の促進に関する特別措置法案

（衆第一五号）

一、国家公務員法の一部を改正する法律案（衆第一八号）

地方行政委員会

一、留置施設法案（閣法第八一号）

一、地方公営交通事業特別措置法案（第九四回国会衆第二四号）

法務委員会

一、刑事施設法案（閣法第八〇号）

一、国籍法の一部を改正する法律案（第九十三回国会衆第六号）

一、最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案（第九十三回国会衆第七号）

一、最高裁判所裁判官任命諮問委員会設置法案（第九十三回国会衆第八号）

一、刑事訴訟法の一部を改正する法律案（第九十三回国会衆第九号）

日程第二 国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法案（衆議院提出）

右の両案は、文教委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第一は可決、日程第二は全会一致をもつて可決された。

日程第三 裁判所法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第四 毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

右の議案は、社会労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第五 繭糸価格安定法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

右の議案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第六 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

右の議案は、災害対策特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第七 厚生省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第八 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律案（衆議院提出）

一、刑法の一部を改正する法律案（第九十三回国会衆第一〇号）

一、利息制限法の一部を改正する法律案（第九十四回国会衆第二一号）

一、利息制限法の一部を改正する法律案（第九十四回国会衆第四〇号）

大蔵委員会

一、所得税の物価調整制度に関する法律案（衆第三号）

一、所得税法の一部改正する法律等の一部を改正する法律案（衆第三九号）

文教委員会

一、児童生徒急増地域に係る公立の小学校、中学校及び高等学校の施設の整備に関する特別措置法案（第九十三回国会衆第一号）

一、学校教育法等の一部を改正する法律案（第九十四回国会衆第二号）

右の議案は、沖縄及び北方問題に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第九乃至第一〇九の請願

右の請願は、商工委員長外十三委員長の報告を省略し、全会一致をもつて各委員会決定のとおり採択することに決した。

委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

右の件は、次の案件について委員会の審査及び調査を閉会中も継続することに決した。

内閣委員会

- 一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査
- 一、国の防衛に関する調査

地方行政委員会

- 一、行政書士法の一部を改正する法律案（衆第四〇号）
- 一、地方行政の改革に関する調査

法務委員会

- 一、検察及び裁判の運営等に関する調査
- 外務委員会

- 一、国際情勢等に関する調査

大蔵委員会

- 一、貸金業の規制等に関する法律案（衆第三二号）
- 一、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案

一、学校教育法の一部を改正する法律案（第九十四回国会衆第七号）

一、公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律案（第九十四回国会衆第一号）

一、公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案（衆第六号）

一、商業用レコートの公衆への貸与に関する著作者等の権利に関する法律案（衆第三七号）

社会労働委員会

- 一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄労働組合関係）（閣議第一号）外一七件
- 一、労働基準法の一部を改正する法律案（第九十四回国会衆第一七号）
- 一、雇用保険法の一部を改正する法律案（第九十四回国会衆第三二号）
- 一、母子保健法、健康保険法等の一部を改正する法律案（第九十四

(衆第三二二号)

一、租税及び金融等に関する調査
文教委員会

一、女子職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案(第九十四回国会参第三号)

一、学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案(第九十四回国会参第五号)

一、教育、文化及び学術に関する調査

社会労働委員会

一、社会保障制度等に関する調査

一、労働問題に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産政策に関する調査

商工委員会

一、産業貿易及び経済計画等に関する調査

運輸委員会

一、貨物自動車に係る道路運送秩序の確立に関する特別措置法案(参第六号)

一、運輸事情等に関する調査

逓信委員会

一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査

建設委員会

回国会衆第三四号)

一、定年制及び中高年齢者の雇入れの拒否の制限等に関する法律案(衆第一七号)

一、労働基準法の一部を改正する法律案(衆第二五号)

一、医療法の一部を改正する法律案(衆第三四号)

一、浄化槽法案(衆第三八号)

商工委員会

一、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(第九十四回国会衆第一六号)

運輸委員会

一、道路運送車両法等の一部を改正する法律案(第九十三回国会閣法第一九号)

一、日本国有鉄道経営再建促進特別措置法の一部を改正する法律案(第九十四回国会衆第三号)

一、地域交通整備法案(衆第二一号)

一、交通事業における公共割引の国

一、建設事業並びに建設諸計画に関する調査
予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

一、昭和五十四年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十四年度特別会計歳入歳出決算、

昭和五十四年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十四年度政府関係機関決

算書

一、昭和五十四年度国有財産増減及び現在額総計算書

一、昭和五十四年度国有財産無償貸付状況総計算書

一、昭和五十五年一般会計歳入歳出決算、昭和五十五年特別会計歳入歳出決算、

昭和五十五年国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十五年政府関係機関決

算書

一、昭和五十五年国有財産増減及び現在額総計算書

一、昭和五十五年国有財産無償貸付状況総計算書

一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査

物価等対策特別委員会

一、当面の物価等対策樹立に関する調査

庫負担に関する法律案（衆第二号）

一、道路運送法の一部を改正する法律案（衆第三六号）

建設委員会

建設委員会

一、住宅保障法案（衆第二六号）

環境委員会

一、環境影響事前評価による開発事業の規制に関する法律案（第九十四回国会衆第五号）

一、水俣病問題総合調査法案（第九十四回国会衆第六号）

決算委員会

一、昭和五十四年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十四年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十四年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十四年度政府関係機関決算書

決算委員会

一、昭和五十四年度国有財産増減及び現在額総計算書

一、昭和五十四年度国有財産無償貸付状況総計算書

一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査

物価等対策特別委員会

一、当面の物価等対策樹立に関する調査

公職選挙法改正に関する特別委員会

- 一、公職選挙法改正に関する調査

科学技術振興対策特別委員会

- 一、科学技術振興対策樹立に関する調査

公害及び交通安全対策特別委員会

- 一、公害及び環境保全並びに交通安全対策樹立に関する調査

エネルギー対策特別委員会

- 一、エネルギー対策樹立に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

- 一、沖縄及び北方問題に関する調査

安全保障特別委員会

- 一、国の安全保障に関する調査

議長は、今国会の議事終了するに当たり挨拶をした。

散会 午前十時二十九分

付状況総計算書

- 一、昭和五十五年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十五年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十五年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十五年度政府関係機関決算書

- 一、昭和五十五年度国有財産増減及び現在額総計算書

- 一、昭和五十五年度国有財産無償貸付状況総計算書

- 一、会計検査院法の一部を改正する法律案（第九十三回国会衆第一二号）

議院運営委員会

- 一、国会議員及び内閣総理大臣その他の国務大臣の資産の公開等に関する法律案（第九十四回国会衆第三三三号）

- 一、議員佐藤孝行君の議員辞職勧告に関する決議案（決議第五号）

二、議案の審議経過

(1) 議案件数表

決議案	その他		決算新規	予備費	承認	議決	条約	予算	衆法			参法			閣法				
	継続	新規							衆継	参継	新規	衆継	参継	新規	衆継	参継	新規		
三	七	六	六	二	一八	二〇	六	三四			四一			七	一〇	二	二	八一	提出
一	四	二	六	二		二〇	六				一七			一	一		二	七七	成立
		三	三								三			二	一				参議院 継続未了
			一											四	八				衆議院 継続未了
					一八				二五		一四					二		四	衆議院 継続未了
									二		六								衆議院 継続未了
否決	二								撤回	七	撤回	一							備考

(2) 議案件名一覧

●内閣提出法律案(八三件)(継続二件を含む)

●両院を通過したもの(七九件)(継続二件を含む)

- 一 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
- 二 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
- 三 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案
- 四 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
- 五 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
- 六 国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案
- 七 農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案
- 八 地方交付税法等の一部を改正する法律案
- 九 昭和五十七年度の公債の発行の特例に関する法律案(修)
- 一〇 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
- 一一 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
- 一二 郵政省設置法の一部を改正する法律案
- 一三 郵便貯金法の一部を改正する法律案
- 一四 労働省設置法の一部を改正する法律案
- 一五 国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案
- 一六 法人税法の一部を改正する法律案
- 一七 租税特別措置法の一部を改正する法律案
- 一八 国立学校設置法の一部を改正する法律案
- 一九 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案

(件名の上の数字は提出番号、件名の下の(修)は本院修正、(修)は衆議院修正を示す。)

- 二〇 沖繩振興開発特別措置法等の一部を改正する法律案
- 二一 琵琶湖総合開発特別措置法の一部を改正する法律案
- 二二 石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案
- 二三 臨時石炭鉱害復旧法及び石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律案
- 二四 機械類信用保険法の一部を改正する法律案
- 二五 炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案
- 二八 勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案
- 二九 厚生省設置法の一部を改正する法律案
- 三〇 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案（修）（衆議院同意）
- 三一 松くい虫防除特別措置法の一部を改正する法律案（修）
- 三二 農用地開発公団法の一部を改正する法律案
- 三三 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時

- 措置法の一部を改正する法律案
- 三四 特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案
- 三五 住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案
- 三六 恩給法等の一部を改正する法律案
- 三七 地方交付税法等の一部を改正する法律案
- 三八 国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案
- 三九 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
- 四〇 国民年金法等の一部を改正する法律案（修）（衆議院同意）
- 四一 アルコール製造事業の新エネルギー総合開発機構への移管のためのアルコール専売法等の一部を改正する法律案
- 四二 漁業災害補償法の一部を改正する法律案
- 四三 地域改善対策特別措置法案
- 四四 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に

- 関する法律及び消防団員等公務災害補償等共
済基金法の一部を改正する法律案
- 四五 漁業再建整備特別措置法の一部を改正する法
律案
- 四六 関税暫定措置法の一部を改正する法律案
- 四七 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案
- 四八 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤
師の公務災害補償に関する法律の一部を改正
する法律案
- 四九 商業登記法の一部を改正する法律案
- 五〇 刑事補償法の一部を改正する法律案
- 五一 旅行業法の一部を改正する法律案
- 五二 放送法等の一部を改正する法律案
- 五三 昭和四十四年度以後における私立学校教職員
共済組合からの年金の額の改定に関する法律
等の一部を改正する法律案（修）
- 五四 昭和四十二年以後における地方公務員等共
済組合法の年金の額の改定等に関する法律等
の一部を改正する法律案（修）
- 五五 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案
- 五六 小規模企業共済法の一部を改正する法律案
- 五七 土地区画整理法の一部を改正する法律案
- 五八 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟
に伴う措置に関する法律の一部を改正する法
律案
- 五九 昭和四十二年以後における国家公務員共済
組合等からの年金の額の改定に関する法律等の
一部を改正する法律案（修）（衆議院同意）
- 六〇 南極地域の動物相及び植物相の保存に関する
法律案
- 六一 種苗法の一部を改正する法律案
- 六二 農業協同組合法の一部を改正する法律案
- 六三 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職
員共済組合からの年金の額の改定に関する法
律等の一部を改正する法律案（修）
- 六四 昭和四十二年以後における公共企業体職員
等共済組合法に規定する共済組合が支給する
年金の額の改定に関する法律及び公共企業体
職員等共済組合法の一部を改正する法律案
（修）（衆議院同意）

- 六五 警備業法の一部を改正する法律案
- 六六 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案
- 六七 証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案
- 六八 外国人登録法の一部を改正する法律案
- 六九 砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案
- 七〇 船員法及び船舶職員法の一部を改正する法律案
- 七一 船員災害防止協会等に関する法律の一部を改正する法律案
- 七二 行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律案
- 七三 道路運送車両法の一部を改正する法律案
- 七四 電波法の一部を改正する法律案
- 七五 障害に関する用語の整理に関する法律案
- 七六 民事訴訟法及び民事調停法の一部を改正する法律案

- 七七 裁判所法等の一部を改正する法律案
- 七八 海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律案（修）

- 七九 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の実施に関する法律案

第九十三回国会
第九十四回国会
第九十四回国会

日本学校健康会法案（修）
老人保健法案（修）

●衆議院において閉会中審査するに決したものの（四件）

- 二六 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案
- 二七 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案
- 八〇 刑事施設法案
- 八一 留置施設法案

●条約（二〇件）

●両院を通過したもの（二〇件）

- 一 北西太平洋のソヴィエト社会主義共和国連邦の地先沖合における千九百七十七年の漁業に

関する日本国政府とソヴェト社会主義共和国連邦政府との間の協定の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めめるの件

二 日本国の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴェト社会主義共和国連邦政府との間の協定の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めめるの件

三 日本国とドイツ民主共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求めめるの件

四 千九百七十一年の国際小麦協定を構成する一の文書である千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第六次延長及び同協定を構成する他の文書である千九百八十年の食糧援助規約の有効期間の第一次延長に関する千九百八十一年の議定書の締結について承認を求めめるの件

五 千九百八十年の国際ココア協定の締結について承認を求めめるの件

て承認を求めめるの件

六 第六次国際すず協定の締結について承認を求めめるの件

七 千九百八十一年九月二十五日に国際コーヒー理事会決議によつて承認された千九百七十六年の国際コーヒー協定の有効期間の延長の受諾について承認を求めめるの件

八 アジア太平洋郵便条約の締結について承認を求めめるの件

九 千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結について承認を求めめるの件

一〇 千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約の締結について承認を求めめるの件

一一 千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の締結について承認を求めめるの件

- 一二 投資の促進及び保護に関する日本国とスリ・ランカ民主主義共和国との間の協定の締結について承認を求めめるの件
- 一三 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めめるの件
- 一四 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とインドネシア共和国との間の協定の締結について承認を求めめるの件
- 一五 過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約の締結について承認を求めめるの件
- 一六 環境改変技術の軍事的使用その他の敵対的使用の禁止に関する条約の締結について承認を求めめるの件
- 一七 日本国政府とスペイン政府との間の文化協定の締結について承認を求めめるの件
- 一八 日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府

との間の文化協定の締結について承認を求め
るの件

- 一九 北西太平洋における千九百八十二年の日本国のさけ・ますの漁獲の手續及び条件に関する議定書の締結について承認を求めめるの件
- 二〇 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めめるの件

● 予算（六件）

● 両院を通過したもの（六件）

- 一 昭和五十六年度一般会計補正予算（第1号）
- 二 昭和五十六年度特別会計補正予算（特第1号）
- 三 昭和五十六年度政府関係機関補正予算（機第1号）
- 四 昭和五十七年度一般会計予算
- 五 昭和五十七年度特別会計予算
- 六 昭和五十七年度政府関係機関予算

●議決を求めるの件（一八件）

●衆議院において閉会中審査するに決したもの（一八件）

- 一 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄労働組合関係）
- 二 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄動力車労働組合関係）
- 三 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全国鉄施設労働組合関係）
- 四 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全国鉄動力車労働組合連合会関係）
- 五 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄千葉動力車労働組合関係）
- 六 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（鉄道

労働組合関係）

- 七 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全国電気通信労働組合関係）
- 八 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（日本電信電話労働組合関係）
- 九 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全専売労働組合関係）
- 一〇 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全逓信労働組合関係）
- 一一 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）
- 一二 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全林野労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員（常勤作業員の処遇を受ける常用作業員を含む

む。）」

一三 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全林野労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員（常勤作業員の処遇を受ける者を除く。）及び定期作業員」）

一四 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（日本林業労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員（常勤作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。）」）

一五 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（日本林業労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員（常勤作業員の処遇を受ける者を除く。）及び定期作業員」）

一六 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全印刷局労働組合関係）

一七 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規

定に基づき、国会の議決を求めるの件（全造幣労働組合関係）

一八 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（アルコール専売労働組合関係）

●承認を求めるの件（二件）

●両院を通過したもの（二件）

一 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

二 漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件

●予備費（六件）

●両院を通過したもの（六件）

○昭和五十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

○昭和五十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁

所管使用調書（その2）

○昭和五十五年特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）

○昭和五十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

○昭和五十六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

○昭和五十六年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）

●決算その他（一二三件）

●議決したもの（六件）

○昭和五十三年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十三年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十三年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十三年度政府関係機関決算書（第九十一回国会提出）

○昭和五十三年度国有財産増減及び現在額総計算書（第九十一回国会提出）

○昭和五十三年度国有財産無償貸付状況総計算書（第九十

一回国会提出）

○日本放送協会昭和五十四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書（第九十四回国会提出）

○昭和五十五年一般会計国庫債務負担行為総調書

○昭和五十六年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その1）

●閉会中審査するに決したもの（六件）

○昭和五十四年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十四年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十四年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十四年度政府関係機関決算書（第九十四回国会提出）

○昭和五十四年度国有財産増減及び現在額総計算書（第九十四回国会提出）

○昭和五十四年度国有財産無償貸付状況総計算書（第九十四回国会提出）

○昭和五十五年一般会計歳入歳出決算、昭和五十五年特別会計歳入歳出決算、昭和五十五年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十五年度政府関係機関決算書

○昭和五十五年度国有財産増減及び現在額総計算書

○昭和五十五年度国有財産無償貸付状況総計算書

●審査未了のもの（二件）

○日本放送協会昭和五十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

●衆議院議員提出法律案（四〇件）

●両院を通過したもの（一七件）

- 一 齒科技工法の一部を改正する法律案
- 二 国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案
- 四 昭和五十六年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案
- 五 私立学校振興助成法の一部を改正する法律案（修）
- 七 豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案
- 八 特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案

九 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

一 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

二 国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

三 国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法案

四 離島振興法の一部を改正する法律案

五 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案（修）

（衆議院同意）

六 深海底鉱業暫定措置法案

七 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律案

八 毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案

九 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び激甚災害じんに対処

するための特別の財政援助等に関する法律の一部を改正する法律案

●衆議院を通過し、本院において閉会中審査するに決したものの（三件）

三一 貸金業の規制等に関する法律案

三二 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案

四〇 行政書士法の一部を改正する法律案

●衆議院において閉会中審査するに決したものの（一四件）

三 所得税の物価調整制度に関する法律案

六 公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案

一五 沖縄県における駐留軍用地等の返還及び駐留軍用地跡地等の利用の促進に関する特別措置法案

一七 定年制及び中高年齢者の雇入れの拒否の制限等に関する法律案

一八 国家公務員法の一部を改正する法律案

二一 地域交通整備法案

二二 交通事業における公共割引の国庫負担に関する法律案

る法律案

二五 労働基準法の一部を改正する法律案

二六 住宅保障法案

三四 医療法の一部を改正する法律案

三六 道路運送法の一部を改正する法律案

三七 商業用レコードの公衆への貸与に関する著作者等の権利に関する法律案

三八 浄化槽法案

三九 所得税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案

●衆議院において審査未了のもの（六件）

一〇 武器等の輸出の禁止等に関する法律案

一三 原子爆弾被爆者等援護法案

一九 武器その他の軍用機器の輸出等の禁止に関する法律案

二〇 大企業者等の小売業の事業活動の規制に関する法律案

二三 訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案

三〇 北方領土隣接地域振興等特別措置法案

●本院議員提出法律案(二七件)(継続七件を含む)

●両院を通過したもの(二件)(継続一件を含む)

- 一 沖繩の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法の一部を改正する法律案

第九十五回 国会 一 公職選挙法の一部を改正する法律案

●本院において閉会中審査するに決したものと(三件)(継続二件を含む)

- 六 貨物自動車に係る道路運送秩序の確立に関する特別措置法案

第九十四回 国会 三 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案

第九十四回 国会 五 学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案

●本院において審査未了のもの(一二件)(継続四件を含む)

- 二 公職選挙法の一部を改正する法律案
- 三 公衆浴場法の一部を改正する法律案
- 四 雇用における男女の平等取扱いの促進に関する法律案

五 市町村が行う寒冷地世帯暖房費援助事業に係る国の補助に関する法律案

七 育児休業法案

八 公職選挙法の一部を改正する法律案

九 公職選挙法の一部を改正する法律案

一〇 戦時災害援護法案

第九十四回 国会 一 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案

第九十四回 国会 二 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案

第九十四回 国会 四 集団代表訴訟に関する法律案

第九十四回 国会 七 下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案

●決議案(三件)

●可決したもの(一件)

一 第二回国際連合軍縮特別総会に関する決議案

●否決したもの（二件）

二 公職選挙法改正に関する特別委員長上田稔君
問責決議案

三 議長不信任決議案

●規則案（一件）

●可決したもの（一件）

○参議院規則の一部を改正する規則案

(3) 委員会別の成立した法律・条約等の要旨及び本会議における委員長報告（議案審議表付）

○内閣委員会

内閣提出法律案（一二件）

番号	件名	提出	提出月日	本院に受領又は（衆）へ送付月日	参議院	衆議院	備考
1	一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案		五、二二	五、二二	付託 可決 議決	付託 可決 議決	
2	特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案		二二	二二	可決 議決	可決 議決	
3	防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案		二二	二二	可決 議決	可決 議決	
6	国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案		二二	二二	可決 議決	可決 議決	
12	郵政省設置法の一部を改正する法律案		五、二九	五、二九	可決 議決	可決 議決	
14	労働省設置法の一部を改正する法律案		二九	二九	可決 議決	可決 議決	
29	厚生省設置法の一部を改正する法律案		二〇	八、一八	可決 議決	可決 議決	
36	恩給法等の一部を改正する法律案		二〇	四、一三	可決 議決	可決 議決	

衆議院議員提出法律案（一件）

18	番号	件名	提出者	予備送付月日	本院へ提出月日	参議院	衆議院	備考
国家公務員法の一部を改正する法律案			岩垂寿喜男君 外（五七、四二三）名	五七、四二六		付託委員会 （予）	付託委員会 五七、四二六 継続審査	

75	72	64	59	43
障害に関する用語の整理に関する法律案	行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律案	昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案	昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案	地域改善対策特別措置法案
三三二	三三〇	三二五	三二三	二二六
受領 四二七	受領 四二三	受領 四二三	受領 四二三	受領 三一九
(予) 三三二	四二八	(予) 三五五	(予) 三二三	(予) 三一
可決 七六	可決 七六	修正 五二	修正 五二	可決 三三〇
可決 七九	可決 七九	修正 五二	修正 五二	可決 三三二
三三二	三三六	大蔵 三二五	大蔵 三二三	二二六
可決 四二七	可決 四二三	可決 四二二	修正 四二二	可決 三八
可決 四二七	可決 四二三	可決 四二三	修正 四二三	可決 三一九
	本会議で趣旨説明聴取 四二八	衆議院へ一回付 五二	衆議院へ一回付 五二	

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
(閣法第一号) (衆議院送付)

五六、一一、二二 内閣提出

一一、二二 衆可決

一一、二二 参可決

要旨

本案は、昭和五十六年八月七日付の人事院の一般職の職員の給与に関する勧告を実施しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、俸給表の改定措置

全俸給表の全俸給月額を平均一万二千三十六円五%引き上げること。

二、諸手当の改定措置

1 初任給調整手当について、医療職俸給表(一)の適用を受ける職員に対する支給月額の限度額を二十万五千円(現行十九万五千円)に引き上げるとともに、同俸給表以外の俸給表の適用を受ける職員のうち、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする官職を占める

職員に対する支給月額の限度額を三万九千五百円(現行三万八千円)に引き上げること。

2 扶養手当について、配偶者に係る支給月額を二万二千円(現行一万千円)に、配偶者のない職員の扶養親族のうち一人に係る支給月額を八千円(現行七千五百円)に引き上げること。

3 調整手当について、次の措置を行うこと。

甲地のうち人事院規則で定める地域及び官署における支給割合を百分の九(現行百分の八)に引き上げるとともに、これらの地域及び官署以外の地域及び官署に在勤する医療職俸給表(一)の適用を受ける職員等に対する支給割合を百分の九(現行百分の八)に引き上げることとし、甲地に属する地域から当該地域の周辺の地域内にある区域に多数の官署が移転し又は新設された場合であつて、その移転等の状況等に特別の事情があることを認められるときの支給割合の限度を百分の九(現行百分の八)に引き上げる。

なお、筑波研究学園都市移転手当についても、同様に支給割合の限度を百分の九(現行百分の八)に引き上げる。

4 住居手当について、月額九千円（現行七千円）を超える家賃を支払っている職員に同手当を支給することに改め、その支給月額は、一万六千五百円（現行一万四千五百円）以下の家賃を支払っている職員にあつては家賃の月額から九千円（現行七千円）を控除した額とし、月額一万六千五百円（現行一万四千五百円）を超える家賃を支払っている職員にあつては家賃の月額から一万六千五百円（現行一万四千五百円）を控除した額の二分の一（その控除した額の二分の一が六千五百円（現行五千五百円）を超えるときは六千五百円（現行五千五百円））を七千五百円（現行同額）に加算した額に引き上げること。

5 通勤手当について、全額支給の限度額を一万七千円（現行一万六千円）に引き上げる。ただし、この限度額を超える部分の二分の一の加算限度額二千五百円を現行どおり据置くこととし、最高支給限度額を一万九千五百円（現行一万八千五百円）に引き上げること。

6 非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当の支給限度額を月額二万二千三百円（現行二万二千二百円）に引き上げること。

7 筑波研究学園都市移転手当の改廃に関する措置についての人事院勧告の期限を五年とすること。

三、施行期日等

1 本法律は、公布の日から施行すること。ただし、調整手当、筑波研究学園都市移転手当、非常勤職員手当の支給限度額及び指定職俸給表に関する改正規定は、昭和五十七年四月一日から施行すること。

2 本法律（調整手当、筑波研究学園都市移転手当、非常勤職員手当の支給限度額及び指定職俸給表に関する改正規定を除く。）の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律の規定は昭和五十六年四月一日から適用する。ただし、同日から昭和五十七年三月三十一日までの間において、百分の二十以上の割合による俸給の特別調整額を受けるべき官職を占める職員（管理職員）であつた期間のある職員のその管理職員であつた期間の給与については改正前の法によること。

3 昭和五十六年度に支給する期末手当及び勤勉手当について、それぞれの算定の基礎となる俸給月額等については、改正後の法を適用せず、改正前の俸給月額等によること。

4 (1)管理職員のうち、俸給、俸給の特別調整額、調整手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当及び筑波研究学園都市手当の月額合計額が、当該職員が百分の十六の割合による俸給の特別調整額を受けるものとした場合に受けることとなるこれらの給与の月額の合計額に満たないこととなる期間のある職員には、その期間、その差額を支給すること。

(2)管理職員のうち、初任給調整手当、扶養手当、住居手当及び通勤手当の月額が、それぞれ、当該職員が管理職員以外の職員であるものとした場合に受けることとなる当該手当の月額に満たないこととなる期間のある職員には、その期間、それぞれその差額を支給すること。

5 国家公務員災害補償法及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律等の規定の適用について、暫定措置を講ずること。

委員長報告

ただいま議題となりました四法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正す

る法律案は、去る八月七日付の人事院の給与についての勧告にかんがみ、一般職の職員の給与について、全俸給表の全俸給月額を昭和五十六年四月一日から平均五%引き上げるとともに、調整手当、筑波研究学園都市移転手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、医師等に対する初任給調整手当の額の改定等を行うほか、筑波研究学園都市移転手当の改廃に関する措置についての人事院の勧告の期限を昭和六十一年十二月三十一日まで五年間延長する等の措置を講じようとするものであります。ただし、本法律案の附則において指定職及び本省課長等のいわゆる管理職員の給与改定については所要の調整措置を講じた上、本年度は凍結するとともに、調整手当等の改正は昭和五十七年四月一日とし、昭和五十六年度に支給する期末・勤勉手当については改正前の俸給月額等によること等としております。

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与改定に準じて特別職の職員の俸給月額等について所要の改定を行おうとするものであります。内閣総理大臣、国務大臣等の俸給月額は据え置くこととしております。

次に、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案

は、指定職及び本省課長等俸給月額が凍結される職員が昭和五十六年度中に退職する場合の退職手当の計算について、その特例等を定めようとするものであります。

最後に、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与改定に準じて、防衛庁職員の俸給月額等について所要の改定を行おうとするものであります。

委員会におきましては、以上四法律案を一括して審査を行い、人事院勧告完全実施の再確認、職務給の基本原則と今回の凍結措置との矛盾、給与改善経費の予算計上等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、以上四法律案はいずれも多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
(閣法第二号) (衆議院送付)

五六、一一一、一一二 内閣提出

一一一、一一二 衆可決
一一一、一一二 参可決

要旨

本案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定しようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

- 一、内閣総理大臣、国務大臣等の俸給月額は据え置き、内閣法制局長官等の俸給月額は百八万円(現行百三万円)とし、その他政務次官以下の俸給月額については、九十二万円から七十九万八千円(現行八十八万円から七十五万八千円)の範囲内で改定すること。
- 二、大使及び公使の俸給月額を、百八万円から五十九万九千円(現行百三万円から五十六万二千円)の範囲内で改定する。ただし、国務大臣と同額の俸給を受ける大使の俸給月額は据え置くこと。
- 三、秘書官の俸給月額を、三十六万四千五百円から十七万八千五百円(現行三十四万七千円から十六万九千円)の範囲内で改定すること。
- 四、委員会の常勤委員及び非常勤委員の日額手当の支給限

度額を、三万九千二百円（現行三万六千九百円）及び二万二千三百円（現行二万二千二百円）にそれぞれ改定すること。

五、内閣総理大臣及び國務大臣に支給する調整手当の月額については、これを、当分の間、俸給月額の百分の八とすること。

六、本法律は、公布の日から施行し、秘書官の俸給月額の引上げは昭和五十六年四月一日から適用するとともに、内閣法制局長官等、大使及び公使の俸給月額の引上げ並びに委員会の常勤委員及び非常勤委員の月額手当の支給限度額の引上げは、昭和五十七年四月一日から施行すること。

委員長報告

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の委員長報告参照

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(閣法第三号)(衆議院送付)

五六、一一、二一 内閣提出

一一、二一 衆可決

一一、二二 参可決

要旨

本案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、防衛庁職員の給与の月額を改定しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、事務次官、参事官、書記官及び部員に適用される参事官等俸給表について平均五・二%引き上げるとともに、自衛官に適用される自衛官俸給表について平均五・一%（昭和五十七年四月一日からは五・三%）引き上げること。

二、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生に支給する学生手当の月額を五万六千九百円（現行五万三千五百円）に増額すること。

三、営外手当の月額を五千六百四十円（現行五千四百五十円）に増額すること。

四、管理職員間のいわゆる逆転防止などについて、一般職の例に準じて措置すること。

五、本法律は、公布の日から施行し、昭和五十六年四月一日から適用すること。ただし、指定職の職員の俸給の改定部分については昭和五十七年四月一日から施行し、また一部の管理職員の給与改定についても同日から実施すること。

委員長報告

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の委員長報告参照

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案（閣法第六号）（衆議院送付）

五六、一一、一一 内閣提出

一一、一一 衆可決

一一、一一 参可決

要旨

本案は、昭和五十六年度に俸給月額を改定する法令等が制定されることにより、同年度中に退職する職員の間

の退職手当について生ずる不均衡を是正しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、指定職及び百分の二十以上の割合による俸給の特別調整額（いわゆる管理職手当）を受けるべき官職を占める職員等が昭和五十六年度中に退職した場合の退職手当の支給に関する法令の適用については、同年度内に俸給月額を改定する法令等が制定され、その者の俸給月額が同年度内は改定前の俸給月額に凍結されることとなるときは、改定後の俸給月額とすること。

二、整理等による短期勤続退職等の退職手当の計算となるべき扶養手当の月額については、改定後の扶養手当の月額とすること。

三、本法律は、公布の日から施行すること。

委員長報告

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の委員長報告参照

郵政省設置法の一部を改正する法律案（閣法第一二二号）（衆議院送付）

五七、 一、二九 内閣提出

三、二六 衆可決

四、九 参可決

要旨

本案は、電気通信行政の一層公平かつ能率的な運営を図るため、郵政省の附属機関として置かれている審議会の組織について所要の改正を行おうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

- 一、電気通信審議会を設置すること。
- 二、郵政審議会を改組するとともに、有線放送審議会を廃止すること。
- 三、その他規定の整備を行うこと。

委員長報告

ただいま議題となりました郵政省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と

結果を御報告申し上げます。

本法律案は、近年における電気通信の重要性の増大にかんがみ、電気通信行政の一層の公平かつ能率的な運営を図るため、電気通信審議会を設置することとし、これに伴い現行の郵政審議会を改組し、有線放送審議会を廃止する等所要の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、電気通信審議会の構成と運営及び行政改革との関連、私的諮問機関である電気通信政策懇談会と国家行政組織法第八条との関係、郵政審議会の活動状況、電気通信の高度利用化問題、電話料金問題等につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、各派共同提案に係る附帯決議が全会一致をもって行われました。

以上御報告申し上げます。

労働省設置法の一部を改正する法律案（閣法第一四号）（衆議院送付）

五七、 一、二九 内閣提出

三、二六 衆可決

三、三一 参可決

要旨

本案は、高年齢者の雇用の現状にかんがみ、高齢者対策を総合的に推進するため、労働省職業安定局に高齢者対策部を設置しようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、労働省本省の内部部局である職業安定局に新たに高齢者対策部を設置するとともに、現行の失業対策部を廃止すること。

二、高齢者対策部においては、定年の引上げ等による雇用の延長の促進その他高齢者の職業の安定に関する事務等を所掌すること。

三、本法律は、昭和五十七年四月一日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、労働省設置法の一部を改正する法律案は、高年齢者の雇用の現状にかんがみ、高齢者対策を総合的に推進するため、第一に、労働省本省の内部部局である職業安定局に新たに高齢者対策部を設置するとともに、現行の失業対策部を廃止すること、第二に、高齢者対策部においては、定年の引き上げ等による雇用の延長の促進その他高齢者の職業安定に関する事務等を所掌することとしております。

委員会におきましては、今日の経済状況と雇用情勢、中高年齢者の雇用政策の位置づけ、定年延長対策並びに定年制の法制化、失業対策事業の実態と今後の推移など各般にわたり質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民

連合及び新政クラブの各派共同提案に係る附帯決議が全会一致をもって行われました。

次に、地域改善対策特別措置法案は、現行の同和対策事業特別措置法が本年三月三十一日に失効することにかんがみ新たに提案されたものでありまして、今後とも引き続き日本国憲法の理念にのっとり、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に資するため、当該地域について行われる地域改善対策事業の円滑な実施を図ろうとするものであります。

その内容の第一は、対象地域について実施する地域改善対策事業の範囲及びその内容を明らかにするため、これを具体的に政令で定めること、第二は、地域改善対策事業の円滑な実施を図るため、国及び地方公共団体並びに国民の責務を定めるとともに、同事業の推進に当たり配慮すべき事項を定めること、第三は、地域改善対策事業に要する経費について、同和対策事業特別措置法におけると同様に、地方公共団体の財政負担の軽減を図るため特別の措置を講ずること、第四は、この法律の有効期間を五年間とする

とともに、同和対策事業特別措置法の失効に伴い必要な経過措置等を設けることとしております。

委員会におきましては、同和問題に関する小委員会を設置し、同小委員懇談会での協議に基づき、林同小委員長から各会派の意見を取りまとめたものにより質疑が行われました。

その質疑の主な点は、今回の新法の制定に当たっての運用の基本方針、昨年十二月の同和対策協議会の意見具申に盛り込まれた雇用、教育、啓発等の諸施策の必要性と政府の対応策など各般にわたるものでありましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わりましたところ、日本共産党を代表して安武委員より、法の目的と事業の目標を明確にする等を内容とする修正案が提出され、その趣旨説明が行われました。

本修正案は予算を伴うものでありますので、政府の意見を聴取いたしましたところ、田邊総理府総務長官から、政府としては賛成いたしかねる旨の発言がありました。

別に討論もなく、採決に入り、安武委員提出の修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

厚生省設置法の一部を改正する法律案（閣法第二九号）（衆議院送付）

五七、二、一〇 内閣提出

八、一八 衆可決

八、二〇 参可決

要旨

本案は、老人保健対策を総合的に推進するため、厚生省公衆衛生局に老人保健部を設置しようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、公衆衛生局に老人保健部を設置するとともに、医務局次長を廃止すること。

二、老人保健部においては、老人保健法の施行に関する事務等を所掌すること。

三、その他所要の規定の整理を行うこと。

四、本法律は、老人保健法（昭和五十七年法律第 号）第五章の規定の施行の日から施行すること。

ただし、その他所要の規定の整理に関する改正については、同法附則第四十一条の規定の施行の日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました厚生省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、本格的な高齢化社会の到来に対応し、老人保健対策を総合的に推進するため、厚生省公衆衛生局に老人保健部を設置し、老人保健法の施行に関する事務等を所掌させるとともに、これに伴い医務局次長の廃止等を行うこととするものであります。

委員会におきましては、老人保健対策の総合的推進と老人保健部設置との関係、老人保健部発足のための基盤整備の概要、老人保健法の施行と今後の老人医療行政等につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

恩給法等の一部を改正する法律案（閣法第三六号）（衆議院送付）

五七、二、一〇 内閣提出

四、一三 衆可決

四、二三 参可決

要旨

本案は、最近の経済情勢にかんがみ恩給年額の計算の基礎となつている俸給年額及び普通恩給等の最低保障額の引上げ等を行おうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、恩給年額の増額

昭和五十六年度の公務員給与の改善傾向を分析した結果に基づき、恩給年額の計算の基礎となつている仮定俸給年額を昭和五十七年五月から、年額百二十八万円以上の仮定俸給については四・五％プラス一万二千八百円、年額百二十八万円未満の仮定俸給については五・五％引

き上げること、ただし、その引上額が二十二万八百円を超える場合はこの額を限度とし、七十七号俸以上の仮定俸給については更に逡減調整した額とすること。

なお、公務員給与において、管理職の給与改善が据え置かれたことを考慮して、六十六号俸以上の者に給する普通恩給（傷病恩給と併給される普通恩給を除く）の年額については、昭和五十八年三月まで増額分の三分の一を停止すること。

二、公務関係扶助料の最低保障額の改善

公務扶助料の最低保障額を昭和五十七年五月から、兵の仮定俸給の増額に準じて五・五％引き上げ、更に同年八月から戦没者遺族の処遇の改善を図るため、上積みを行い、遺族加算を含め現行百二十三万六千円（月額十万三千円）を百三十二万円（月額十一万円）に引き上げること。

また、特例扶助料及び増加非公死扶助料の最低保障額についても昭和五十七年五月から五・五％引き上げ、更に同年八月から公務扶助料の最低保障額に対する上積み額の八割相当額を上積みした額に引き上げること。

三、傷病恩給の改善

増加恩給及び傷病年金の年額を昭和五十七年五月から、兵の仮定俸給の増額に準じて五・五％引き上げ、更に同年八月から戦傷病者の処遇の改善を図るため、増加恩給第一項症より傷病年金第四款症に至るまでそれぞれ三万円乃至一万円を上積みした額に引き上げること。

また、特例傷病恩給の年額についても、昭和五十七年五月から五・五％引き上げ、更に同年八月から公務傷病恩給（増加恩給及び傷病年金）に対する上積額の八割相当額をそれぞれ上積みした額に引き上げること。

四、傷病者遺族特別年金の改善

傷病者遺族特別年金の年額を昭和五十七年五月から兵の仮定俸給の増額に準じて五・五％引き上げ、更に同年八月から増加非公死扶助料の最低保障額の引き上げ等を勘案して引き上げること。

五、普通恩給等の最低保障額の改善

普通恩給及び普通扶助料の最低保障額を昭和五十七年五月から兵の仮定俸給の増額に準じて五・五％引き上げ、更に普通扶助料の最低保障額については、寡婦加算を加えた場合における普通恩給の最低保障額に対する現行の給付割合を考慮して、同年八月から長期在職者の場合五

十二万円に引き上げるとともに、短期在職者についてもこれに準じて引き上げること。

六、扶養加給の改善

昭和五十六年度の公務員の扶養手当の改善に準じて、昭和五十七年五月から傷病恩給の扶養加給の年額を引き上げること。

七、恩給外所得による普通恩給の停止基準額の改善

恩給年額の増額措置に伴い恩給外所得による普通恩給の停止に係る基準について所要の措置を講ずるものとする。

八、施行期日

本法律は、昭和五十七年五月一日から施行する。ただし、恩給外所得による普通恩給の停止基準額の引上げについては同年七月一日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近の経済情勢にかんがみ、恩給受給者の

処遇の一層の充実を図るため、恩給年額の増額及び普通恩給等の最低保障額の増額等所要の改善を行おうとするものでありまして、恩給年額の増額につきましては、昭和五十六年度における公務員給与の改善を基礎として、昭和五十七年五月から恩給年額を増額するとともに、公務関係扶助料の最低保障額、傷病恩給の基本年額等については同年八月からさらに増額を行い、公務扶助料については遺族加算を含め年額百三十二万円を保障することとしております。

委員会におきましては、公務員の給与改善と恩給改定、今回の五月実施の理由、恩給の将来見通し、台湾人の元日本軍人軍属に係る補償、その他の戦後処理問題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わりましたところ、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合及び新政クラブを代表して、片岡理事より、恩給の改定実施時期の本年五月を一カ月繰り上げ、四月から実施することを内容とする修正案が提出され、その趣旨説明が行われました。

本修正案は予算を伴うものでありますので政府の意見を

聴取いたしましたところ、田邊総理府総務長官から、政府としては遺憾ながら反対である旨の御発言がありました。

討論なく、採決に入り、片岡理事提出の修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、各派共同提案に係る恩給の改定実施時期等七項目にわたる附帯決議が全会一致をもって行われました。

以上御報告申し上げます。

地域改善対策特別措置法案（閣法第四三号）（衆議院送付）

五七、 二、一六 内閣提出

三、一九 衆可決

三、三一 参可決

要旨

本案は、現行の同和对策事業特別措置法が本年三月三十一日をもって失効するため新たに提出されたものであり、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害され

ている地域における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に資するため、当該地域について行われる地域改善対策事業の円滑な実施を図るために必要な特別の措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

第一 目的

本法律は、日本国憲法の理念にのっとり、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域（以下「対象地域」という）について生活環境の改善、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化、社会福祉の増進等に関する政令で定める事業（以下「地域改善対策事業」という）の円滑な実施を図るために必要な特別の措置を講ずることにより、対象地域における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目的とすること。

第二 地域改善対策事業の推進等

- 一、国及び地方公共団体は、第一の目的を達成するため、協力して、地域改善対策事業を迅速かつ総合的に推進するように努めなければならないものとする。
- 二、国及び地方公共団体は、地域改善対策事業を実施す

るに当たっては、対象地域とその周辺地域との一体性の確保を図り、公正な運営に努めなければならないものとする。

- 三、国民は、地域改善対策事業の本旨を理解して、相互に基本的人権を尊重するとともに、地域改善対策事業の円滑な実施に協力するように努めなければならないものとする。

第三 特別の助成

国の負担又は補助に係る地域改善対策事業の負担又は補助については原則として、予算の範囲内で、三分の二の割合をもつて算定するものとする。

第四 地方債

地方公共団体は、地域改善対策事業に要する経費については、地方債をもつてその財源とすることができるものとし、資金事情の許す限り、政府資金をもつてその全額を引き受けるものとする。

第五 元利償還金の基準財政需要額への算入

地方公共団体が地域改善対策事業に要する経費に充てるため起こした地方債で自治大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税の額の算定に用い

る基準財政需要額に算入するものとする。

第六 その他（附則関係）

- 一、この法律は、昭和五十七年四月一日から施行すること。
- 二、この法律は、昭和六十二年三月三十一日限りその効力を失うものとする。
- 三、同和对策事業特別措置法の失効に伴う所要の経過措置について規定すること。

委員長報告

労働省設置法の一部を改正する法律案の委員長報告参照

昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第五九号）（衆議院送付）

五七、 三、一三 内閣提出

四、二三 衆修正

五、一二 参修正

五、一四 衆同意

要旨

本案は、国家公務員共済組合等からの年金の額につき恩給法等の改正内容に準じてその引上げを図る等所要の措置を講ずるほか、掛金及び給付の算定の基礎となる俸給の最高限度額の引上げ等を行うものとして、その主な内容は次のとおりである。

一、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法、旧国家公務員共済組合法及び国家公務員共済組合法に基づく退職年金等について、その年金額の算定の基礎となつた俸給を昭和五十六年度における国家公務員の給与の改善内容（平均五・〇%の引上げ）に準じて増額することにより、昭和五十七年五月分から年金の額を引き上げること。

ただし、増額後の俸給年額が四百十六万二千四百円以上の者に支給する退職年金、減額退職年金又は通算退職年金については、昭和五十八年三月分まで、増額分の三分の一の支給を停止すること。

なお、昭和五十六年度の退職者で、俸給の特別調整額（いわゆる管理職手当）を受けていたために、同年度中に俸給引上げがなかつた期間のある者についても、その

引上げがあつた者との均衡を考慮して、昭和五十七年五月分以後、その年金の額を引き上げること。

二、長期在職した退職年金受給者等の最低保障額を昭和五十七年五月分から一律五・五%引き上げるほか、遺族年金及び公務関係年金受給者の最低保障額については、同年八月分から更に引き上げること。

三、公務上の年金受給者に支給する配偶者等に係る扶養加給の額を昭和五十七年五月分から引き上げること。

四、掛金及び給付の額の算定の基礎となる俸給の最高限度額四十二万円を昭和五十七年四月一日から四十四万円に引き上げること。

五、運営審議会委員の任命の特例期間を運営審議会の運営状況を勘案して政令で定める日とすること。

六、本法律は、昭和五十七年五月一日から施行すること。

ただし、掛金及び給付の額の算定の基礎となる俸給の最高限度額の引上げは同年四月一日から施行すること。

なお、衆議院において、施行期日について所要の修正が行われている。

修正要旨

施行期日について、原案では、昭和五十七年五月一日とあるのを、既に同日を経過しているため、「昭和五十七年五月一日」を「公布の日」に改めるとともに、これにともなう所要の修正を行うものである。

委員長報告

ただいま議題となりました二法案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

共済関係二法案は、すでに本国会で成立しております恩給法等の改正内容に準じて、国家公務員共済組合及び公共企業体の各共済組合が支給する既裁定年金額及び最低保障額等を本年五月から増額するほか、所要の措置を講じようとするものでありまして、国家公務員の共済組合制度につきましましては、このほか掛金及び給付額の算定の基礎となる俸給の最高限度額の引き上げを行おうとするものであります。

なお、国家公務員共済関係法案は、衆議院におきまして施行期日の一部について所要の修正が行われております。委員会におきましては、以上二法案を一括して審査し、

改定実施時期一カ月おくれの理由と来年度以降の取り扱い、共済年金制度基本問題研究会の進捗状況とその見通し、国鉄共済年金財政の現状と今後の対策及び公的年金制度の一元化問題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わりましたところ、以上二法案に対し、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党及び民社党・国民連合を代表して片岡理事より年金改定の実施時期である本年五月を一カ月繰り上げて四月からとする内容の修正案が、自由民主党・自由国民会議を代表して伊江理事より、施行期日のうち「昭和五十七年五月一日」がすでに経過しておりますため、これを「公布の日」に改めるとともに本年五月一日に遡及して適用することとする内容の修正案がそれぞれ提出され、その趣旨説明が行われました。

片岡理事提出の国家公務員共済関係法案に対する修正案は予算を伴うものでありますので、内閣の意見を聴取いたしましたところ、渡辺大蔵大臣から政府としては反対である旨の発言がありました。

討論なく、採決の結果、片岡理事提出の修正案はいずれも賛成少数で否決、伊江理事提出の修正案及び修正部分を

除く原案はいずれも多数で可決され、共済関係二法案は修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、二法案に対し、各派共同提案に係る共済組合制度の充実を図るための四項目にわたる附帯決議が全会一致をもって行われました。

以上御報告申し上げます。

昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案（閣法第六四号）（衆議院送付）

五七、 三、一五 内閣提出

四、二三 衆可決

五、一二 参修正

五、一四 衆同意

要旨

本案は、公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額につき恩給法等の改正内容に準じて

その引上げを図るとともに、退職年金等の最低保障額の引上げ等の措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、旧国家公務員共済組合法及び公共企業体職員等共済組合法に基づく退職年金等については、その年金額の算定の基礎となつている俸給を昭和五十六年度における国家公務員の給与の改善内容（平均五・〇%の引上げ）に準じて増額することにより、昭和五十七年五月分から年金の額を引き上げること。

ただし、増額後の俸給年額が四百十六万二千四百円以上の者に支給する退職年金、減額退職年金又は通算退職年金については、昭和五十八年三月分まで、増額分の三分の一の支給を停止すること。

なお、昭和五十六年度の退職者で、俸給調整適用者であつたものは、同年度中俸給引上げがなかつたにもかかわらず、その引上げがあつた者との均衡を考慮して、昭和五十七年五月分以後、その年金の額を引き上げること。

二、長期在職した者に係る退職年金等の最低保障額を昭和五十七年五月分から一律五・五%引き上げるほか、遺族年金及び障害年金等公務関係年金の最低保障額について

は、同年八月分から更に引き上げること。

三、公務上の年金受給者に支給する配偶者等に係る扶養加給の額を昭和五十七年五月分から引き上げること。

四、運営審議会委員の任命の特例期間を運営審議会の運営状況を勘案して政令で定める日とすること。

五、本法律は、昭和五十七年五月一日から施行すること。

修正要旨

施行期日について、原案では、昭和五十七年五月一日とあるのを、既に同日を経過しているため、「昭和五十七年五月一日」を「公布の日」に改めるとともに、これにともなう所要の修正を行うものである。

委員長報告

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案の委員長報告参照

行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律案（閣法第七二号）（衆議院送付）

五七、 三、二〇 内閣提出

四、二三 衆可決

四、二八 参本会議趣旨説明

七、 九 参可決

要旨

本案は、臨時行政調査会が昭和五十七年二月十日に行つた許認可等の整理合理化のための「行政改革に関する第二次答申」の指摘事項のうち法律改正を要する事項及び行政事務の簡素合理化に関するかねてからの改革合理化の課題のうち法律改正を要する事項であつて、一括して法律改正を提案することが適当と認められる事項について関係法律の整理を行うとともに、あわせて、適用対象等の消滅及び行政目的の達成等による法律の廃止を行おうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

第一 許可、認可等行政事務の簡素合理化に伴う三十五法

律の規定の整理

一、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正

国際的協定又は国際的契約の届出は、公正取引委員会規則で定める種類に属するものに限ることとするのと。

二、風俗営業等取締法の一部改正

まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそる虞れのある遊技をさせる営業の許可の更新期間を六月から一年に延長すること。

三、統計法の一部改正

統計主事について必置規制の一部を廃止すること。

四、旅券法の一部改正

一般旅券の発給申請をするにあたり、申請者の配偶者又は二親等内の親族を通じて一般旅券の発給の申請に係る書類及び写真を提出するときは、やむを得ない理由により申請者の出頭が困難であると認められない場合であつても、これを認めることとする。

五、たばこ専売法の一部改正

(一) 日本専売公社の製造たばこ小売人に対する指定期

間を五年以内（現行三年以内）とすること。

(一) 製造たばこの製造用器具の製作、販売輸出及び輸入に係る日本専売公社の許可を廃止すること。

六、塩専売法の一部改正

日本専売公社の塩販売人に対する指定期間を五年以内（現行三年以内）とすること。

七、砂糖消費税法の一部改正

未納税移出等に係る砂糖類について税務署長等が必要と認める場合にのみ免税等の表示を命ずることができることとする。

八、トランプ類税法の一部改正

見本用等のトランプ類についてトランプ類税法の適用除外とするための税務署長等の承認を廃止すること。

九、石油ガス税法の一部改正

免税移出等に係る課税石油ガスについて免税の表示制度を廃止すること。

十、国税徴収法の一部改正

不動産等の公売につき最高価申込者に対する売却決定の取消し等があつた場合において、最高価申込者の入札価額に次ぐ高額の入札をした者で次順位による買

受けの申込みをしているものがあるときは、再公売によることなく、その次順位買受申込者に対して売却決定を行うことができることとする。

十一、学校教育法の一部改正

広域の通信制課程に係る文部大臣の承認制を届出制に改めること。

十二、社会教育法の一部改正

社会教育主事補について必置規制を廃止すること。

十三、厚生省設置法の一部改正

検疫所に、販売の用に供し、又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装等の輸入に際しての検査及び指導を行わせることができることとする。

十四、保健所法の一部改正

保健所以外の施設の名称中に保健所たることを示すような文字を用いる場合の厚生大臣の許可を廃止すること。

十五、「トラホーム」予防法の一部改正

(一) 医師がトラホーム患者を診断したときの保健所長への届出を廃止すること。

(二) トラホームの予防及び治療に関する施設について

必置規制を廃止すること。

十六、寄生虫病予防法の一部改正

寄生虫病の予防及び治療に関する施設について必置規制を廃止すること。

十七、性病予防法の一部改正

性病の診療を行うための病院又は診療所について必置規制を廃止すること。

十八、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の一部改正

(一) あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師試験委員と柔道整復師試験委員とを統合すること。

(二) あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師の住所変更の届出を廃止すること。

十九、医師法の一部改正

医師の年次届を改めて、二年ごとに一回とすること。

二十、診療放射線技師及び診療エックス線技師法の一部改正

診療エックス線技師の住所変更の届出を廃止すること。

二十一、柔道整復師法の一部改正

柔道整復師の住所変更の届出を廃止すること。

二十二、歯科医師法の一部改正

歯科医師の年次届を改めて、二年ごとに一回とすること。

二十三、歯科衛生士法の一部改正

歯科衛生士の年次届を改めて、二年ごとに一回とすること。

二十四、歯科技工法の一部改正

歯科技工士の年次届を改めて、二年ごとに一回とすること。

二十五、保健婦助産婦看護婦法の一部改正

保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦の年次届を改めて、二年ごとに一回とすること。

二十六、薬剤師法の一部改正

薬剤師の年次届を改めて、二年ごとに一回とすること。

二十七、肥料取締法の一部改正

肥料検査吏員について必置規制を廃止すること。

二十八、獣医師法の一部改正

獣医師の年次届を改めて、二年ごとに一回とすること。

と。

二十九、高圧ガス取締法の一部改正

高圧ガスの製造のための施設等の位置、構造又は設備について通商産業省令で定める軽微な変更の工事に係る事前許可制等を廃止し、事後届出制等に改めると。

三十、計量法の一部改正

特殊容器の製造事業者の指定の有効期間を三年から五年に延長すること。

三十一、電気工事士法の一部改正

電気工事士試験委員について必置規制を廃止すること。

三十二、道路運送法の一部改正

使用等に関し運輸大臣に届出をすべき家用貨物自動車等の範囲を最大積載量が運輸省令で定めるトン数以上のものに限ることとする。

三十三、公衆電気通信法の一部改正

(一) 特定通信回線の共同使用関係

二人以上の者の共同使用に係る特定通信回線使用契約の申込みについては、個別認可制を廃止するこ

と。

(二) 公衆通信回線の共同使用関係

公衆通信回線使用契約に係る電子計算機等の共同使用の制限を廃止すること。

(三) 他人の設置する電子計算機等との接続関係

他人使用契約に係る特定通信回線と当該契約に係る他人の設置する電子計算機等との接続を一定の条件のもとに認めるものとする。

(四) 公衆通信回線と特定通信回線等との相互接続関係

公衆通信回線と特定通信回線等との接続について、郵政省令で定める一定の基準に該当する場合には、個別認可を不要とすること。

三十四、建築士法の一部改正

建築士選考制度を廃止すること。

三十五、消防法の一部改正

危険物取扱者試験委員について必置規制を廃止すること。

第二 適用対象等の消滅及び行政目的達成等による三百二

十法律の廃止を行うこと。

一、総理府本府関係

三件

二、法務省関係	十件
三、外務省関係	二件
四、大蔵省関係	百四十四件
五、文部省関係	九件
六、厚生省関係	二十三件
七、農林水産省関係	四十四件
八、通商産業省関係	十四件
九、運輸省関係	七件
十、郵政省関係	二件
十一、労働省関係	四件
十二、建設省関係	十件
十三、自治省関係	四十八件
第三 その他	

一、この法律は、一部を除き、公布の日から施行するものとする。

二、所要の経過措置を規定すること。

委員長報告

障害に関する用語の整理に関する法律案の委員長報告参

照

障害に関する用語の整理に関する法律案（閣法第七五号）（衆議院送付）

五七、三、三一 内閣提出

四、二七 衆可決

七、九 参可決

要旨

本案は、国際障害者年を契機として、障害者に対する国民のなお一層の理解を深めるとともに、障害者対策を推進する上で大きな意義を有するものとして障害に関する法令上の用語のうち不適当なものを改めようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、恩給法等において用いられている「不具廃疾」という用語を「障害」、「重度障害」、「心身障害」、「重度心身障害」等に改めること。

二、船員保険法等において用いられている「廃疾」という用語を「障害」、「傷病」等に改めること。

三、児童福祉法、公職選挙法等において用いられている「不具奇形の児童」、「不具」等の用語を「身体に障害又は

形態上の異常がある児童」、「身体の障害」等に改めること。

四、火薬類取締法及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律において用いられている「白痴者」という用語を、それぞれ、「精神薄弱者であつて政令で定める程度の障害の状態にあるもの」及び「重度精神薄弱者」に改めること。

五、本法律は、昭和五十七年十月一日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、障害に関する用語の整理に関する法律案は、国際障害者年を契機として障害者に対する国民の理解を深め、障害者の福祉の向上に資するため、恩給法、船員保険法等百六十二法律において用いられている障害に関する不適当な用語を改めようとするものであります。

委員会におきましては、各会派の協議に基づき、林理事から各会派を代表して質疑が行われました。

その主な点は、障害に関する用語の改正の意義及び今回

の改正を「不具」「廃疾」「白痴者」等の用語に限った理由、刑法、刑事訴訟法、監獄法、軽犯罪法中の不適当な障害用語の改正を見送った理由、障害者対策の今後のあり方等でありまして、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律案は、行政改革推進の一環として、行政事務の簡素合理化を図るため、去る二月十日に行われた臨時行政調査会の許認可等の整理合理化のための「行政改革に関する第二次答申」の指摘事項及び行政事務の簡素合理化に関するかねてからの改革合理化の課題のうち、法律改正を要する事項であつて一括して提案することが適当とされた事項について、旅券法、公衆電気通信法など三十五法律の規定の整理を行うとともに、あわせて適用対象等の消滅及び行政目的の達成等による三百二十法律の廃止を行うとするものであります。

委員会におきましては、通信委員会との連合審査会を行うほか、内閣総理大臣の出席を求め質疑を行うなど慎重な

審査が行われました。

質疑の主な点は、行政改革に対する政府の基本姿勢、臨調の七月基本答申に対する政府の対処方針、一括法案についての政府の考え方、車検に関連する過料の新設問題、データ通信回線利用の自由化、今後における法律廃止についての対応措置等でありまして、その詳細は会議録によって

御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案審査の過程において、防衛庁長官から一般的な発言問題について遺憾の意が表明されました。

以上御報告申し上げます。

○地方行政委員会

内閣提出法律案（六件）

番号	件名	提出	提出月日	本院に受領又は(衆)へ送付月日	参議院	衆議院	備考
37	地方交付税法等の一部を改正する法律案		二二二	受領 四二〇	付託(予) 三一九 可決 五二一 可決 五二二	付託(予) 三一九 可決 四一五 可決 四二〇	本会議で趣旨説明聴取 三一九
19	地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案		二二九	受領 三二六	付託(予) 三一九 可決 三三〇 可決 三三二	付託(予) 三一九 可決 三三三 可決 三三六	本会議で趣旨説明聴取 五七、三一九
8	地方交付税法等の一部を改正する法律案		五七、二二五	受領 五七、二二六	付託(予) 五七、二二〇 可決 五七、二二八 可決 五七、二二九	付託(予) 五七、二二七 可決 五七、二二九 可決 五七、二二六	

65	54	44
警備業法の一部を改正する法律案	昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案	警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律及び消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案
三二六	三二〇	二二九
受領	受領	受領
四二七	五一四	四二三
(予) 三二六	(予) 三二〇	(予) 二二九
可決	可決	可決
七六	七一九	五二一
可決	可決	可決
七九	七三〇	五二二
三二六	三二〇	二二九
可決	修正	可決
四三三	五二三	四二〇
可決	修正	可決
四二七	五二四	四二三

衆議院議員提出法律案（二件）

40	16	番号
行政書士法の一部を改正する法律案	離島振興法の一部を改正する法律案	件名
地方行政委員会 (八二七)	建設委員長 (五七、四二二)	提出者 (月 日)
八二八	五七、四二三	予備送付月日
八二八	五七、四二三	提出月日
八二九	五七、四二三	付託委員会
継	可決	議決委員会
統	可決	議決委員会
審	可決	議決委員会
査	可決	議決委員会
		衆議院
		衆議院
可決	可決	衆議院
八二八	五七、四二三	衆議院
		備考

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第八号）（衆議院送付）

五七、 一、二五 内閣提出

二、一六 衆可決

二、一九 参可決

要旨

本案は、今回の補正予算において昭和五十六年分所得税の特別減税等による所得税の減収が歳入に計上されたことに伴い、地方交付税においても当初予算計上額に対して四百三十九億六千八百万円の落込みを生ずることとなつたため、その総額の確保を図る措置として、昭和五十六年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金金を四百三十九億六千八百万円増額することとし、当該借入金金の償還については、昭和六十二年度から同七十一年度までの各年度において、特別減税に係る百五十四億八千八百万円については償還額と同額、残余の額については償還額の二分の一に相当する額の臨時地方特例交付金を一般会計から同特別会計に繰り入れることにしようとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案は、昭和五十六年度地方交付税の総額について、所得税収の減額補正に伴う落ち込み額を補てんするため、交付税特別会計における借入額を約四百四十億円増額し、また、後年度の地方財政に資するため、借入金金の償還に当たっては、所得税の特別減税に係るものは全額、残余のものについてはその二分の一に相当する額を国の一般会計から同特別会計へ繰り入れることを主な内容とするものであります。

委員会におきましては、税収の見通し、地方交付税源の確保、その他行財政の諸問題について熱心な質疑が行われました。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一九号）（衆議院送付）

五七、 二、 九 内閣提出

二、二二三 衆本会議趣旨説明

三、一九 参本会議趣旨説明

三、二六 衆可決

三、三一 参可決

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、個人の住民税について、昭和五十七年度分の所得割は、所得金額が二十七万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額以下の者には課さないとする現行措置の金額に加え、控除対象配偶者又は扶養親族を有する者の場合は、さらに九万円を加算し、その金額以下の所得を有する者には課税しないものとする。配偶者控除及び扶養控除の対象となる要件について、給与所得等の限度額を二十九万円（現行二十万円）に引き上げる。妻と死別又は離婚した者のうち、年間所得金額が

三百万円以下であること等一定の要件を満たす寡夫についても二十一万円の所得控除を行うものとする。

二、土地等の長期譲渡所得に係る住民税の課税の特例について、昭和五十八年度以後、当分の間、特別控除後の譲渡益四千万円を超える部分はその二分の一相当額（現行四千万円を超え八千万円までの部分の二分の一と八千万円を超える部分の四分の三との合計額）を総合課税した場合の上積税額により課税するものとともに、優良住宅地の造成等のための土地等の譲渡および特定市街化区域農地等の譲渡に係る長期譲渡所得について、三年度間限りの措置として住民税の軽減措置を講ずるものとする。

三、電気供給業を行う法人の事業税の分割について、発電所の所在する関係道府県に対する配分の増額をはかるため所要の措置を講ずるものとする。

四、不動産取得税について、特定市街化区域農地の所有者等が新築した貸家用住宅に係る軽減措置の適用期限を三年延長する等のほか、課税標準の特例措置の廃止等所要の整理合理化を行う。

五、料理飲食等消費税について、旅館の宿泊等に係る免税

点を五千元（現行四千元）に、大衆飲食の免税点を二千元（現行二千元）に引き上げる。

六、固定資産税及び都市計画税について、昭和五十七年度の評価替えに伴う宅地等及び一般農地に係る税負担の急激な増加を調整するため、昭和五十九年度までの各年度において所要の措置を講ずる。また、市街化区域農地に対する課税の適正化措置を三大都市圏の特定の市のC農地のうち三・三平方メートル当たりの評価額が三万円以上であるものに拡大するとともに、長期営農継続農地として保全がなされたものについては、五年ごとに確認し一般農地としての税額を上回る額の納税を免除する。

七、ガス税の免税点を一万二千元（現行一万元）に引き上げる。

八、特別土地保有税について、昭和五十七年四月一日以後取得される土地及び同日前に取得された土地のうち市街化調整区域内に所在する土地で、その保有期間が十年を超えるものについては、同税を課さないこととする。ことに、三大都市圏の特定の市の市街化区域内の土地について昭和六十年三月末までに取得されるもののうち免税点以下で一定規模以上のものの保有に対しては、住宅等

が建設された場合を除き、十年度分に限り課税するものとする。

九、日本国有鉄道の市町村納付金について、公害防止設備に係る特例措置の適用期限を昭和五十九年度まで延長する。

以上のほか、地方税負担の適正化等を図るため、住民税法人税割、法人事業税、固定資産税、不動産取得税等について整理合理化を行うなど所要の措置を講じようとするものである。

なお、施行期日は、ガス税の改正は昭和五十七年六月一日、料理飲食等消費税の改正は昭和五十八年一月一日、土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る住民税の課税の特例等の改正は昭和五十八年四月一日などとするほか、その他の改正は昭和五十七年四月一日である。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案は、昭和五十七年度住民税所得割の非課税限度額及び料理飲食等消費税の免税点の引き上げ、評価がえに伴う固定資産税の負担調整等により住民負担を軽減するとともに、市街化区域内農地に対す

る固定資産税の宅地並み課税等土地税制について適正化措置を講ずるほか、発電所所在道府県に対する法人事業税の配分の合理化、不動産取得税の非課税措置の見直し、国鉄の公害防止設備に係る納付金の特例措置の延長等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、住民税負担の軽減、土地税制の合理化、非課税措置の整理、税収の見通し等の諸問題について熱心な質疑が行われました。

質疑を終局し、次いで日本社会党提出の修正案及び公明党・国民会議、民社党・国民連合共同提出の修正案についてそれぞれ趣旨説明があり、討論に入りましたところ、日本社会党を代表し志苦委員より、その提出に係る修正案に賛成、原案に反対、自由民主党・自由国民会議を代表して亀長委員より、両修正案に反対、原案に賛成、公明党・国民会議を代表して和泉委員より、また民社党・国民連合を代表して伊藤委員より、共同提出の修正案に賛成、原案に反対、日本共産党を代表して神谷委員より、原案に反対の意見が述べられました。

採決を行いましたところ、両修正案はいずれも賛成少数で否決され、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決

すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、個人住民税の負担の軽減を検討すること等十一項目にわたる附帯決議が行われました。

以上御報告申し上げます。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第三七号）（衆議院送付）

五七、 二、 一二 内閣提出

二、 二三 衆本会議趣旨説明

三、 一九 参本会議趣旨説明

四、 二〇 衆可決

五、 一二 参可決

要旨

本案は、公共施設整備等財政需要の増加に対処するため各種単位費用等を改正するとともに、昭和五十七年度分の地方交付税の総額の特例を設けるほか、激甚災害に係る小災害債の元利償還費を基準財政需要額に算入する等の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、地方交付税法及び交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正

(一) 基準財政需要額の算定方法の改正

(1) 公共施設整備費、教育費、社会福祉費その他増加する地方公共団体の財政需要に対処するための単位費用の改正、(2) 財源対策債を廃止することに伴い、これに対応する投資的経費の基準財政需要額への算入、(3) 昭和五十六年度において発行を許可された財源対策債等の元利償還金の基準財政需要額への算入等について所要の改正を行う。

(二) 地方交付税の総額の特例

地方財政の現状にかんがみ、昭和五十七年度分の地方交付税の総額について、現行の法定額と交付税及び譲与税配付金特別会計借入金二千九十八億円との合算額から、千百三十五億円を減額する措置を講ずる。

当該借入金の償還については、昭和六十三年から昭和七十二年度までの間において分割して行うこととし、当該償還額に相当する額を臨時地方特例交付金として、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる。また、減額した千百三十五億円につい

ては、昭和五十九年度に三百八十億円、昭和六十年に三百八十億円、昭和六十一年度に三百七十五億円を各年度の地方交付税の法定額に加算する。

なお、以上の特例措置を講ずることにより、昭和五十七年度分の地方交付税総額は九兆三千三百億円となる。

二、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正

激甚災害に係る小災害債の元利補給制度を廃止し、当該地方債の元利償還に要する経費を基準財政需要額に算入する。

委員長報告

ただいま議題となりました二法案のうち、地方交付税法等の一部を改正する法律案は、地方財政の状況にかんがみ、公共施設の整備等財政需要の増加に対処するため各種単位費用等を改正し、昭和五十七年度分の地方交付税の総額の特例を設けるほか、激甚災害に係る小災害債の元利償還に要する経費を基準財政需要額に算入すること等を主な内容とするものであります。

昭和五十七年度に交付される地方交付税総額は、九兆三千三百億円が予定されております。

委員会におきましては、参考人より意見を聴取する等慎重な審査を行い、その間税収見込みと地方財源措置、基準財政需要額の算定方法の適正化、補助金の削減と地方への負担転嫁、地方公務員の給与及び定数管理等の諸問題について熱心な質疑が行われました。

質疑を終局し、次いで日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合共同提案による地方交付税率の引き上げ等を内容とする修正案について山田委員より趣旨説明が行われました。なお、本修正案に対し自治大臣から、政府としては賛成いたしかねるとの意見が述べられました。

討論に入りましたところ、日本社会党を代表して鈴木委員、公明党・国民会議を代表して大川委員、日本共産党を代表して神谷委員、民社党・国民連合を代表して伊藤委員より修正案に賛成、原案に反対の意見が、また、自由民主党・自由国民会議を代表して名尾委員より修正案に反対、原案に賛成の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、修正案は賛成少数をもって

否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律及び消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案は、警察官の職務に協力援助し、または消防作業等に従事し災害を受けた者等に係る年金の受給権を担保として小口貸し付けを受けられるよう改正しようとするものであります。

委員会におきましては、災害給付制度の運用とあり方、消防団員等に対する災害補償制度の改善問題等について熱心な質疑が行われました。

質疑を終局し、採決を行いましたところ、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律及び消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案（閣法第四四号）（衆議院送付）

五七、 二、一九 内閣提出

四、一三 衆可決

五、一二 参可決

要旨

本法律案は、国家公務員等の災害補償制度の改正にならつて、警察官の職務に協力援助し、又は、消防作業等に従事して災害を受けたことにより、年金である給付又は補償を受けている者についても、当該受給権を担保として国民金融公庫又は沖繩振興開発金融公庫から小口の貸付けが受けられるようにするものである。

委員長報告

照 地方交付税法等の一部を改正する法律案の委員長報告参照

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第五四号）（衆議院送付）

五七、 三、一〇 内閣提出

五、一四 衆修正

七、三〇 参可決

要旨

本案の主な内容は次のとおりである。

一、地方公務員共済組合制度の改正

(一) 既裁定年金の年金額の引上げ

地方公務員共済組合が支給する退職年金等の年額を恩給の増額改定措置に準じて、昭和五十七年五月分から平均約五パーセント増額する。なお、増額後の給料の額が一定額以上の者に支給する退職年金等については、昭和五十八年三月分まで、引上げ額の三分の一の支給を停止する。

(二) 退職年金等の最低保障額の引上げ

1 恩給の最低保障額の引上げに伴い、長期在職者等

に係る退職年金及び廃疾年金の最低保障額を昭和五十七年五月分から引き上げる。

2 増加恩給の増額及び公務扶助料の最低保障額の引上げに伴い、公務による廃疾年金及び遺族年金の最低保障額を昭和五十七年五月分から引き上げ、さらに同年八月分から引き上げる。

(三) 市町村職員共済組合の短期給付に係る財政調整事業の実施

市町村職員共済組合の短期給付(附加給付を除く。)に係る掛金率の不均衡を調整するため、市町村職員共済組合連合会は、政令で定めるところにより、昭和五十七年五月から財政調整事業を行う。

(四) その他、掛金及び給付額の算定基礎となる給料の最高限度額を昭和五十七年四月分から四十四万円(現行四十二万円)に引き上げ、また、昭和五十七年四月一日以後に指定都市の指定があつた場合については、指定都市職員共済組合は設けないこととする等の措置を講ずる。

二、地方団体関係団体職員の年金制度の改正

地方団体関係団体職員の年金制度について、地方公務

員共済組合制度における既裁定年金の年金額の引上げ、長期在職者等に係る退職年金及び廃疾年金の最低保障額の引上げ、掛金及び給付額の算定の基礎となる給料の最高限度額の引上げに準ずる措置を講ずる。

三、地方議会議員の年金制度の改正

地方議会議員共済会が支給する退職年金等について、昭和五十七年五月分から増額改定する。

なお、衆議院において、本法律案の施行時期について、政府原案の「昭和五十七年四月一日」を「公布の日」とすること等修正が行われている。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案は、地方公務員共済組合の退職年金等の額を、恩給の改善措置に準じ、本年五月分から平均約5%増額し、最低保障額を引き上げるとともに、市町村職員共済組合の短期給付に係る財政調整事業を実施するほか、地方団体関係団体職員及び地方議会議員の年金制度についても年金額の増額等所要の改正を行おうとするものでありまして、衆議院において施行期日等につき所要の修正が行われております。

委員会におきましては、年金の統合問題、年金改定の実施時期、既給一時金の控除方法等について熱心な質疑が行われました。

質疑を終局し、次いで日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合の共同提案に係る年金改定を四月から実施することを内容とする修正案について山田委員より趣旨説明が行われました。

採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して、共済組合制度の充実を図るための措置について全会一致の附帯決議を行っております。以上御報告いたします。

警備業法の一部を改正する法律案（閣法第六五号）（衆議院送付）

五七、 三、一六 内閣提出

四、二七 衆可決

七、 九 参可決

要旨

本法律案は、最近における警備業の実情にかんがみ、警備業を営む者の要件を整備し、現行の届出制を認定制に改めるとともに、警備員の指導及び教育について規定を整備し、あわせて機械警備業に対する規制を新設すること等の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一、警備業を営む者の要件及び警備業の開始手続等の整備
 - 1 禁治産者、準禁治産者、覚せい剤中毒者、暴力団員等に該当しないことを新たに警備業を営む者の要件に加え、警備業を営もうとする者は法定要件を満たしていることについて、都道府県公安委員会の認定を受けなければならないものとする。
 - 2 認定証の交付、揭示義務、有効期間（五年）、更新、認定の取消し及び認定証の返納等について所要の規定を設ける。
 - 3 警備業者は、自己の名義をもって、他人に警備業を営ませてはならないものとする。
- 二、警備員の欠格事由の整備
- 警備員の欠格事由に、禁治産者、準禁治産者、覚せい

剤中毒者、暴力団員等を加える。

三、警備員に対する指導、教育の充実等

1 都道府県公安委員会は、警備員等について、その知識及び能力に関する検定を行うことができるものとする。

2 警備業者は、営業所ごとに、都道府県公安委員会より警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けた者のうちから、警備員指導教育責任者を選任しなければならないものとする。

四、機械警備業に対する規制の新設

1 機械警備業務を行おうとする警備業者は、都道府県公安委員会に届け出なければならないものとする。

2 機械警備業者は、基地局ごとに、都道府県公安委員会より機械警備業務管理者資格者証の交付を受けた者のうちから、機械警備業務管理者を選任しなければならないものとする。また、機械警備業者は、異常発生に備えて必要な数の警備員、待機所、車両等を適正に配置しておかねばならないものとするほか、機械警備業務を行う契約の相手方に対して、基地局及び待機所の名称及び所在地その他の事項について説明しなければならない。

ばならないものとする。

五、その他の事項

聴聞の規定の整備、手数料の規定の新設、罰則の整備等所要の改正を行う。

六、施行期日等

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとし、施行の際に警備業者である者は、施行の日から三月の間は認定を受けなくても警備業を営むことができることとする等所要の経過措置を設ける。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案は、警備業について現行の届け出制を認定制に改め、警備業者及び警備員の欠格事由として、新たに覚せい剤中毒者及び暴力団員等を加え、警備員の指導・教育に関する規定を整備し、また、機械警備の業務を届け出制とすること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、法改正と中小警備業者の受ける影響、欠格事由の整備等と権利保護、労働争議等に対する

警備員の介入の規制、消防警備業務の規制のあり方等の諸問題について熱心な質疑が行われました。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対して、中小警備業者の健全な発展を妨げないよう配慮すること等七項目にわたる附帯決議を行っております。

以上御報告いたします。

離島振興法の一部を改正する法律案（衆第一六号）（衆議院提出）

五七、 四、二一 衆建設委員長提出

四、二三 衆可決

四、二八 参可決

要旨

本法律案は、離島振興法に基づく事業計画の実施の状況にかんがみ、同法の有効期限（昭和五十八年三月三十一日）を十年延長し、昭和六十八年三月三十一日とするものであ

る。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案は、昭和五十八年三月三十一日が時限となっている離島振興法の有効期限をさらに十カ年間延長し、引き続き離島における定住条件の整備と地域社会の発展を推進しようとするものであります。

委員会におきましては、村田衆議院建設委員長より提案理由の説明を聴取し、採決を行いましたところ、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

○法務委員会

内閣提出法律案（一〇件）

番号	件名	提出	提出月日	本院に受領 又は(衆)へ 送付月日	参議院 委員会 議決	衆議院 委員会 議決	備考
67	証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案		三、一六	受領 四、二	(予) 三、一六 可決 四、三	可決 四、二	
66	船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案		三、一六	受領 四、二〇	(予) 三、一六 可決 五、三	可決 四、一六 可決 四、二〇	
50	刑事補償法の一部を改正する法律案	先議	三、五	送付 四、九	三、五 可決 四、八	(予) 三、五 可決 四、九	
49	商業登記法の一部を改正する法律案		三、五	受領 三、二六	(予) 三、五 可決 四、五	可決 三、二六 可決 三、二六	
11	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案		五、二九	受領 五、二五	(予) 五、二九 可決 五、三〇	可決 五、二四 可決 五、二五	
5	検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案		二、二二	受領 二、二二	(予) 二、二二 可決 二、二二	可決 二、二二 可決 二、二二	
4	裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案		五、二二	受領 五、二二	(予) 五、二二 可決 五、二二	可決 五、二二 可決 五、二二	

本院議員提出法律案（二件）

第九十四回国会 4	1	番号	件名	提出者 (月日)	予備送衆へ提 付月日	出月日	参議院 付託 委員 議決 議決 議決	衆議院 付託 委員 議決 議決 議決	備考
集团代表訴訟に関する法律案	沖繩の弁護士資格者等に対する 本邦の弁護士資格等の付与に 関する特別措置法の一部を改正す る法律案			藤原房雄君 外一名 (五六、二二〇)	五七、四、一五	五七、四、一六	委員 託会 議決 議決 議決	委員 託会 議決 議決 議決	
							可決	可決	

77	76	68	番号	件名	提出 月日	本院に受領 又は(衆)へ 送付月日	参議院 付託 委員 議決 議決 議決	衆議院 付託 委員 議決 議決 議決	備考
				外国人登録法の一部を改正する法律案	五七、三、一六	五七、五、一四	委員 託会 議決 議決 議決	委員 託会 議決 議決 議決	
				民事訴訟法及び民事調停法の一部を改正する法律案	四、六	五一、四	可決	可決	
				裁判所法等の一部を改正する法律案	四、六	七八	可決	可決	

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第四号）（衆議院送付）

五六、一一一、一一二 内閣提出

一一一、一一二 衆可決

一一一、一一二 参可決

要旨

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官についても、一般の政府職員の例に準じて、その報酬月額
の改定等を行おうとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬のうち、高等裁判所長官の報酬については、おおむね特別職の職員の俸給の増額に準じて、これを増額する。

二、判事、判事補及び簡易裁判所判事の報酬については、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、いずれもこれを増額する。

三、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官

に支給する調整手当については、当分の間、内閣総理大臣及び国務大臣を除く特別職の職員の例により増額する措置を講ずる。

四、報酬月額の改定は、五号から十二号までの報酬を受ける判事補及び十号から十七号までの報酬を受ける簡易裁判所判事の報酬にあつては昭和五十六年四月一日にさかのぼって行い、その他の裁判官の報酬にあつては昭和五十七年四月一日から行う。

委員長報告

ただいま議題となりました二法案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

両法案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、この例に準じて、裁判官及び検察官の給与の改定を行おうとするものであります。

委員会におきましては、両法案を一括して審議し、裁判官等の生活実態とその給与制度のあり方、中堅裁判官等に対する給与改善措置、憲法七十九条の趣旨と今次改正等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して寺田委員より、また日本共産党を代表して近藤委員より、両法案に対しそれぞれ反対の意見が表明されました。

次いで、両法案を順次採決の結果、いずれも多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五号）（衆議院送付）

五六、一一一、一一二 内閣提出

一一一、一一二 衆可決

一一一、一一二 参可決

要旨

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官についても、一般の政府職員の例に準じて、その俸給月額の変更等を行おうとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、検事総長、次長検事及び検事長の俸給のうち、次長検事及び検事長の俸給については、おおむね特別職の職員の俸給の増額に準じて、いずれもこれを増額する。

二、検事及び副検事の俸給については、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、いずれもこれを増額する。

三、検事総長、次長検事及び検事長に支給する調整手当については、当分の間、内閣総理大臣及び国務大臣を除く特別職の職員の例により増額する措置を講ずる。

四、俸給月額の改定は、十三号から二十号までの俸給を受ける検事及び七号から十六号までの俸給を受ける副検事の俸給にあつては昭和五十六年四月一日にさかのぼつて行い、その他の検察官の俸給にあつては昭和五十七年四月一日から行う。

委員長報告

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案の委員長報告参照

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第一二号）
（衆議院送付）

五七、 一、二九 内閣提出

二、二五 衆可決

三、三一 参可決

要旨

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所職員の定員を改めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、判事の員数を八人増加し千三百十九人に改める。

二、裁判官以外の裁判所の職員の員数を一人増加し二万二千三百四十五人に改める。

三、この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました裁判所職員定員法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、判事の員数を八人、裁判官以外の裁判所職員の員数を一人、それぞれ増加しようとするものであります。

委員会におきましては、欧米諸国に比してのわが国の法曹人口、司法試験制度の改革、簡易裁判所判事の人的構成、定年制の実施に伴う裁判所の対応等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

商業登記法の一部を改正する法律案（閣法第四九号）（衆議院送付）

五七、 三、 五 内閣提出

三、二六 衆可決

四、一六 参可決

要旨

本法律案は、商号の仮登記をすることができる場合を拡大しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、商号又は目的の変更に係る商号の仮登記の制度の新設
会社は、その商号又は目的を変更しようとするときは、本店の所在地を管轄する登記所に商号の仮登記を申請することができる。

二、株式会社又は有限会社の設立に係る商号の仮登記の制度の新設

株式会社又は有限会社を設立しようとするときは、発起人又は社員は、本店の所在地を管轄する登記所に商号の仮登記を申請することができる。

三、商号の仮登記の予定期間

新設に係る商号の仮登記の予定期間は、一年を超えることができない。

四、登記手続等

新設に係る商号の仮登記について、申請人、申請書の添付書類、登記事項等所要の登記手続を定める。

五、施行期日

本法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました二法案のうち、まず商業登記法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、最近の社会経済情勢に対応して、商号の仮登記をすることができる場合を拡大しようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、会社は、その商号または目的を変更しようとするときは、本店の所在地を管轄する登記所に商号の仮登記を申請することができること、第二に、株式会社または有限会社を設立しようとするときは、発起人または社員は、本店の所在地を管轄する登記所に商号の仮登記を申請することができること、第三に、今回の改正による商号の仮登記の予定期間は、一年を超えることができないこと等であります。

委員会におきましては、商号の不正使用に対する商法及び不正競争防止法の適用状況、商号専用権悪用の実態、総会屋対策としての本改正の効果等について質疑が行われま

したが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会を代表して、その提案の理由及び要旨を御説明申し上げます。

沖縄の復帰の際、沖縄の法令による弁護士資格者等のうち、本邦の法曹資格を取得することができなかった者については、暫定措置として、復帰の日から五年間に限り、沖縄において弁護士の事務を行うことができるという救済措置がとられました。その後昭和五十二年に、この期間がさらに五年延長されたことは御承知のとおりであります。したがって、この暫定措置は、本年の五月十四日限りということでありませう。

現在、弁護士の事務を行っている沖縄弁護士の数は十七人です。この沖縄弁護士は、過去十年もの長い期間、誠心誠意その事務を行ってきており、その実績は一般に評価されています。このような事情に加えて、その生活利益

の保護という観点から、この際、この沖縄弁護士に対する救済措置が図られるべきであると考え、この法律案を提出する次第であります。

この法律案の要旨は、このような考えのもとに、沖縄の復帰の月から沖縄弁護士として引き続きその事務を行っている者について、当分の間、その者が沖縄において引き続き行う限り、その事務を行うことができるものとなります。

以上が、この法律案の提案理由及び要旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

刑事補償法の一部を改正する法律案（閣法第五〇号）（先議）

五七、三、五 内閣提出

四、九 参可決

八、五 衆可決

要旨

本法律案は、無罪の裁判等を受けた者に対する補償金算

定の基準となる金額について、未決の抑留若しくは拘禁又は自由刑の執行等により身体の拘束を受けた場合の補償金の日額の上限を「四千八百円」から「七千二百円」に引き上げるものである。

委員長報告

ただいま議題となりました刑事補償法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法案は、最近における経済事情にかんがみ、刑事補償法に基づき、未決の抑留もしくは拘禁または自由刑の執行等による補償の額の算定基準となる日額の上限を四千八百円から七千二百円に引き上げようとするものであります。

委員会におきましては、補償金の基準日額の下限据え置き理由、心神喪失者に対する補償の実情、刑事補償の範囲の拡充等につきまして質疑が行われましたが、詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第六六号）（衆議院送付）

五七、 三、一六 内閣提出

四、二〇 衆可決

五、一四 参可決

要旨

本法律案は、「千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約」への加入に伴い、船舶の所有者等の責任の制限に関して所要の規定を整備しようとするものであつて、その主な内容は、次のとおりである。

一、責任の制限主体として、新たに救助者及び被用者等を追加するものとする。

二、船舶の所有者等の責任限度額を引き上げるとともに、責任限度額の算定の基礎となる船舶のトン数は、船舶のトン数の測度に関する法律に規定する国際総トン数に相当する数値算定の例により算定するものとする。

三、責任限度額は、国際通貨基金協定に規定する一特別引出権を一単位として算出するものとする。

四、制限債権を人の損害に関する債権、物の損害に関する債権及び旅客の損害に関する債権に分けて、責任制限の効力の及ぶ範囲及び責任限度額を定めるものとする。

五、責任制限手続の開始に当たつて、裁判所は、責任限度額に相当する金銭及びこれに対する事故発生の日から供託の日まで年六パーセントの割合による金銭の供託を命じ、その責任限度額は、供託の日公表されている最終の一単位の額により算定するものとする。

六、改正法は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

委員長報告

民事訴訟法及び民事調停法の一部を改正する法律案の委員長報告参照

証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第六七号）（衆議院送付）

五七、 三、一六 内閣提出

四、 二 衆可決

四、一三三 参可決

要旨

本法律案は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付制度の改善が図られることにかんがみ、証人等の被害についての給付制度においても、年金である傷病給付、障害給付及び遺族給付の受給権を担保として国民金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から小口の資金の貸付けが受けられるようにするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法案は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付制

度の改善に伴い、証人等の被害についての給付制度においても同様の改善を行おうとするものであり、その内容は、

年金である傷病給付、障害給付または遺族給付の受給権者が、一時的に資金を必要とする場合に、その受給権を担保として国民金融公庫または沖繩振興開発金融公庫から小口の資金の貸し付けが受けられるようにするものであります。

委員会におきましては、証人等の被害についての給付事例、証人等の範囲を拡大することの是非、国選弁護人が被害を受けた場合の補償についての立法化作業の現状、証人等が被害を受けることを未然に防止するための具体策等につきましては質疑が行われましたが、詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次いで、本法案に対し、寺田熊雄委員より、政府は証人等が被害を受けた場合の給付額の引き上げについて格段の努力をすべき旨の附帯決議案が各派共同提案として提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告いたします。

外国人登録法の一部を改正する法律案（閣法第六八号）（衆議院送付）

五七、 三、一六 内閣提出

五、一四 衆可決

八、 四 参可決

要旨

本法律案は、外国人登録制度の適正化・合理化を図るため所要の措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、各種申請等に際しての本人出頭、新規登録等の申請に際しての写真提出、登録証明書の携帯等の各義務年齢を十四歳から十六歳に引き上げること。

二、外国人は、新規登録を受けた日又は前回確認を受けた日から三年ごとに登録事項の確認の申請をしなければならぬこととなつてゐるのを、五年ごとにすれば足りることとするともに、十六歳に満たない者については確認の申請を要しないこととする。

三、外国人が新規登録等の申請をする場合の指紋原紙への指紋の押なつは、指紋原紙二葉に押なつしなければならぬこととなつてゐるのを、一葉に押なつすれば足りることとする。

四、罰則を以下のとおり改正すること。

1 不申請罪・虚偽申請罪

登録原票の記載事項のうち、一定の事項の変更登録の不申請罪・虚偽申請罪については、自由刑を廃止し罰金刑のみとする。

代理義務者の虚偽申請については、処罰規定を新設し、本人の虚偽申請に準ずる。

2 不携帯罪・不返納罪

登録証明書不携帯罪・不返納罪については、自由刑を廃止し罪金刑のみとする。

3 妨害罪

登録原票の記載事項のうち、一定の事項の変更登録の申請の妨害罪及び登録証明書の返納妨害罪については、これらを廃止する。

4 罰金及び過料の多額の引上げ

罰金の多額を二十万円に引き上げるとともに、過料の多額を五万円に引き上げる。

五、本法律は、昭和五十七年十月一日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました外国人登録法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、外国人登録制度の合理化を図るため、市町村長による登録事項の確認期間の延長、登録証明書の携帯義務を課す最低年齢等の引き上げ、登録証明書を携帯しなかつた者に対する法定刑のうち自由刑を廃止する等の罰則の整備を行うこととする等所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、本法と国際人權規約との関係、登録証明書の常時携帯義務及び指紋捺捺制度、登録証明書不携帯事犯取り締まりの実情、罰則の改正等について質疑が行われたほか、参考人の意見を聴取する等慎重に審議を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

民事訴訟法及び民事調停法の一部を改正する法律案（閣法第七六号）（先議）

五七、 四、 六 内閣提出

五、 一四 参可決

八、 一八 衆可決

要旨

本法律案は、裁判事務の実情にかんがみ、送達手続の合理化を図り、証人調書等の作成及び判決書の記載の簡素化等を行おうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、証人調書等の作成の省略

訴訟が裁判によらずに完結した場合においては、裁判所書記官は、当事者が一定期間内にその作成を請求した場合を除き、裁判長の許可を得て、証人調書等の作成を省略することができるものとする。

二、期日における呼出しの手続の合理化

簡易裁判所以外の裁判所においても、最初の期日の呼出しを除き、いわゆる簡易呼出しができるものとする。

三、就業場所への送達手続の新設

1 送達を受けるべき者の住所、居所、営業所等が知れないとき、又はその場所において送達をするにつき支障があるときは、送達は、これを受けるべき者の就業場所においてもすることができるものとする。

2 就業場所において送達を受けるべき者に会わぬ場合においては、その者の雇主等又はその法定代理人、事務員等が書類の交付を受けることを拒まないときは、これらの者に書類を交付することができるものとする。なお、送達を受けるべき者以外の者に書類が交付されたときは、裁判所書記官は、その旨を本人に通知することを要する。

3 郵便の業務に従事する者が郵便局において送達書類を交付すべきときは、送達を受けるべき者の事務員等に対しても書類を交付することができるものとする。

四、判決書の記載の簡素化

判決書の実事摘示欄に証拠に関する事項を記載するには、訴訟記録中の証拠の標目を引用することができるものとする。

五、過料及び罰金の額の引上げ

証人の不出頭に対する制裁としての過料及び罰金等民事訴訟法及び民事調停法中の過料及び罰金の多額を相当額に引き上げる。

六、施行期日

この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました二法案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、民事訴訟法及び民事調停法の一部を改正する法律案は、裁判事務の実情にかんがみ、送達手続の合理化等を行い、民事訴訟手続等の適正円滑な進行を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、訴訟が裁判によらずに完結した場合においては、当事者が一定期間内にその作成を請求した場合を除き、裁判長の許可を得て証人調書等の作成を省略することができるとすること。第二に、簡易裁判所以外の裁判所においても、いわゆる簡易呼び出しの制度を新設するものとする。第三に、送達を受けるべき者の住居所等が知れないとき、またはその場所において送達をするにつき支障があ

るときは、送達は、これを受けるべき者の就業場所においてもすることが出来るものとする。第四に、判決書の事実摘示欄に証拠に関する事項を記載するには、訴訟記録中の証拠の標目を引用することが出来るものとする。第五に、証人の不出頭に対する制裁としての過料及び罰金等民事訴訟法及び民事調停法中の過料及び罰金の多額をそれぞれ相当額に引き上げるものとする。等であります。

委員会におきましては、裁判事務の現状と今回の法改正の理由、証人調書等の作成が省略される場合の要件と訴訟当事者の利益、就業場所への送達手続の新設の理由とその送達の要件等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山中委員より反対の意見が表明され、続いて、日本社会党を代表して寺田委員、公明党・国民会議を代表して小平委員より、それぞれ賛成の意見が表明されました。

次いで、採決の結果、本法案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法案に対し、寺田委員より、就業場所への送達に当たっては当事者のプライバシー保護に配慮すること等

を内容とする各派共同提案に係る附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案は、千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約への加入に伴い、船舶の所有者等の責任の制限に関して所要の規定を整備しようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、責任の制限主体として、新たに救助者及び被用者等を追加すること。第二に、船舶の所有者等の責任限度額を引き上げるとともに、その算定の基礎となる船舶のトン数を国際的に統一された基準によって算定すること。第三に、責任限度額の単位は、国際通貨基金の定める特別引き出し権によることとし、従来の金価値による定めを改めること。第四に、制限債権を人の損害に関する債権、物の損害に関する債権及び旅客の損害に関する債権に分けて、責任制限の効力の及ぶ範囲及び責任限度額を定めること等であります。

委員会におきましては、救助者を責任制限主体とした理由、船舶所有者等の責任制限阻却事由と重過失、船主責任

保険の活用の現状等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

裁判所法等の一部を改正する法律案（閣法第七七号）（衆議院送付）

五七、 四、 六 内閣提出

七、 八 衆可決

八、二〇 参可決

要旨

本法律案は、経済事情の変動及び民事訴訟の实情にかんがみ、簡易裁判所の取り扱う民事訴訟の範囲を改める等必要な措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

第一 裁判所法の一部改正

一、簡易裁判所の取り扱う訴訟の目的の価額の上限を九十万円とすること。

二、不動産に関する訴訟は、その目的の価額が九十万円を超えないものについては、地方裁判所と簡易裁判所の競合管轄とすること。

第二 民事訴訟法の一部改正

一、訴訟の目的の価額を算定することができないときは、その価額は、九十万円を超えるものとみなすものとすること。

二、簡易裁判所の管轄に属する訴訟について、当事者の申立てにより、地方裁判所にこれを移送するため、次の規定を新設すること。

1 当事者が移送を申し立て、相手方がこれに同意したときは、簡易裁判所は、その専属管轄に属するものを除き、訴訟の全部又は一部を、その所在地を管轄する地方裁判所に移送することを要する。ただし、これにより著しく訴訟手続を遅滞させる場合は、この限りでない。

2 不動産に関する訴訟について、被告が、本案について弁論する前に、移送を申し立てたときは、簡易

裁判所は、その専属管轄に属するものを除き、訴訟の全部又は一部を、その所在地を管轄する地方裁判所に移送することを要する。

第三 民事訴訟費用等に関する法律の一部改正

財産権上の請求でない請求に係る訴え等の訴訟の目的の価額は、九十五万円とみなすものとすること。

第四 本法律は、昭和五十七年九月一日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました「裁判所法等の一部を改正する法律案」につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、経済事情の変動及び民事訴訟の実情にかんがみ、「裁判所法」、「民事訴訟法」及び「民事訴訟費用等に関する法律」をそれぞれ一部改正しようとするものであり、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、簡易裁判所の取り扱う民事訴訟の訴額の上限を、現行の三十万円から九十万円に引き上げること。

第二に、訴額九十万円以下の不動産に関する訴訟を、地方裁判所と簡易裁判所の競合管轄とするとともに、簡易裁

判所はこの訴訟について、被告からの申立てがあれば地方裁判所に移送しなければならないものとする事。

第三に、簡易裁判所で審理中の訴訟について、当事者双方が地方裁判所への移送を希望する場合に、これを地方裁判所に移送しなければならないものとする事等でありませぬ。

委員会におきましては、簡裁創設の理念と今次改正の方向、簡裁の事務移転等の現状と今後の方針、簡裁の訴訟手続の特則の活用状況、簡裁職員の増員問題等について、質疑が重ねられたほか、参考人の意見を聴取する等慎重に審査を行いました、その詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山中委員より反対の意見が表明されました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

沖繩の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法の一部を改正する法律案（法務委員長提出）
（参第一号）

五七、 四、一五 参法務委員長提出

四、一六 参可決

四、二七 衆可決

要旨

本法律案は、沖繩弁護士が沖繩において弁護士の事務を行うことができる期限が本年五月十四日となつていくことにかんがみ、これらの者に対する救済措置を図らうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、沖繩の復帰の月から沖繩弁護士として引き続きその事務を行つてゐる者は、当分の間、沖繩において、引き続き行う限り、その事務を行うことができる。

二、この法律は、公布の日から施行する。

趣旨説明

商業登記法の一部を改正する法律案の委員長報告参照

○外務委員会

条 約 (二〇件)

番号	件名	提出	提出月日	本院に受領 又は(衆)へ 送付月日	参議院 委員会 議決 本院 議決	衆議院 委員会 議決 本院 議決	備考
1	北西太平洋のソヴェト社会主義共和国連邦の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴェト社会主義共和国連邦政府との間の協定の有効期間の延長に関する議定の締結について承認を求めめるの件		五六、二二二	受領 五六、二二二	付託(予)承認 五六、二二二 議決 五六、二二二 本院議決 五六、二二二	付託(予)承認 五六、二二二 議決 五六、二二二 本院議決 五六、二二二	
2	日本国の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴェト社会主義共和国連邦政府との間の協定の有効期間の延長に関する議定の締結について承認を求めめるの件		二二二	受領 二二二	付託(予)承認 二二二 議決 二二二 本院議決 二二二	付託(予)承認 二二二 議決 二二二 本院議決 二二二	
3	日本国とドイツ民主共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求めめるの件		五七、二二二	受領 五七、四八	付託(予)承認 五七、二二二 議決 五七、四二〇 本院議決 五七、四二三	付託(予)承認 五七、二二二 議決 五七、四七 本院議決 五七、四八	
4	千九百七十一年の国際小麦協定を構成する一の文書である千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第六次延長及び同協定を構成する他の文書である千九百八十年の食糧援助規約の有効期間の第一次延長に関する千九百八十一年の議定の締結について承認を求めめるの件		二二二	受領 四八	付託(予)承認 二二二 議決 四二〇 本院議決 四二三	付託(予)承認 二二二 議決 四七 本院議決 四八	

番号	件名	提出	提出月日	本院に受領 又は(衆)へ 送付月日	参議院 委員会 託議決 議決	衆議院 委員会 託議決 議決	備考
11	千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件		三二二	受領 四二〇	(予)承認 四三三 承認 四三三	承認 四一六 承認 四二〇	
10	千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約の締結について承認を求めるの件		三二二	受領 四二〇	(予)承認 四三三 承認 四三三	承認 四一六 承認 四二〇	
9	千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結について承認を求めるの件		三二二	受領 四二〇	(予)承認 四三三 承認 四三三	承認 四一六 承認 四二〇	
8	アジア太平洋郵便条約の締結について承認を求めるの件	先議	二二六	送付 四九	承認 四八 承認 四九	(予)承認 六三三 承認 六二四	
7	千九百八十一年九月二十五日に国際コヒーリ理事会決議によつて承認された千九百七十六年の国際コヒーリ協定の有効期間の延長の受諾について承認を求めるの件	先議	二二六	送付 四九	承認 四八 承認 四九	(予)承認 七一九 承認 七三〇	
6	第六次国際すず協定の締結について承認を求めるの件	先議	二二六	送付 四九	承認 四八 承認 四九	(予)承認 六三三 承認 六二四	
5	千九百八十年の国際コホア協定の締結について承認を求めるの件	先議	五七、二二六	送付 五七、四九	承認 五七、四八 承認 五七、四九	(予)承認 五七、七一九 承認 五七、七三〇	

18	17	16	15	14	13	12
日本国政府とパングラデシュ人民共和国との間の文化協定の締結について承認を求めるの件	日本国政府とスペイン政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件	環境改変技術の軍事的使用その他の敵対的使用の禁止に関する条約の締結について承認を求めるの件	過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約の締結について承認を求めるの件	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とインドネシア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件	原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件	投資の促進及び保護に関する日本国とスリ・ランカ民主主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
先議	先議					
三二二	三二二	三二二	三二二	三二二	三二二	三二二
送付 四一六	送付 四一六	受領 六三	受領 六三	受領 四二七	受領 六一五	受領 四二七
三二二	三二二	(予) 三二二	(予) 三二二	(予) 三二二	(予) 三二二	(予) 三二二
承認 四一五	承認 四一五	承認 六三	承認 六三	承認 五一	承認 七六	承認 五一
承認 四一六	承認 四一六	承認 六四	承認 六四	承認 五二	承認 七九	承認 五二
(予) 三二二	(予) 三二二	三二二	三二二	三二二	三二二	三二二
承認 七九	承認 七九	承認 六二	承認 六二	承認 四三	承認 五十四	承認 四三
承認 七三〇	承認 七三〇	承認 六三	承認 六三	承認 四二七	承認 六一五	承認 四二七

内閣提出法律案(四件)

番号	件名	提出月日	提出	本院に受領	参議院	衆議院	備考
79	細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の実施に関する法律案	四二七	受領 六三	(予) 四二七 可決 六三	可決 六四	四二七 可決 六二 可決 六三	
60	南極地域の動物相及び植物相の保存に関する法律案	三二五	受領 四二七	(予) 三二五 可決 五一	可決 五二	三二五 可決 四三 可決 四二七	
38	国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案	二二二	受領 四八	(予) 二二二 可決 四二〇	可決 四二三	二二二 可決 四七 可決 四八	
10	在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	五七、 二二九	受領 五七、 三一九	(予) 五七、 二二九 可決 五七、 三三〇	可決 五七、 三三一	内閣 付託 五七、 二二九 可決 五七、 三三八 可決 五七、 三二九	

番号	件名	提出月日	本院に受領	参議院	衆議院	備考	
20	細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めの件	四二七	受領 六三	(予) 四二七 承認 六三	承認 六四	四二七 承認 六二 承認 六三	
19	北西太平洋における千九百八十二年の日本のさけ・ますの漁獲の統制及び条件に関する議定書の締結について承認を求めの件	五七、 四二七	受領 五七、 四二七	(予) 五七、 四二七 承認 五七、 四二八	承認 五七、 四二八	五七、 四二七 承認 五七、 四二七 承認 五七、 四二七	

北西太平洋のソヴィエト社会主義共和国連邦の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めの件（閣条第一号）

（衆議院送付）

五六、一一、二二 内閣提出

一一、二二 衆承認

一一、二二 参承認

要旨

この議定書は、一九七七年（昭和五十二年）五月に署名され、その後四度にわたつて有効期間が延長された北西太平洋のソ連の地先沖合における一九七七年の漁業に関する日本国とソ連との間の協定が本年末をもつて失効することにかんがみ、その有効期間を明年十二月三十一日までさらに一年間延長すること、両政府の代表者は明後年以降の漁獲の問題に関して明年十一月二十四日までに会合し協議すること等を定めたものである。

なお、交換書簡において、ソ連の二百海里漁業水域にお

ける明年の我が方の漁獲割当量を本年と同様七十五万トンと定め、また、操業水域については、従来の水域に加えて新たに水域を設定することを定めている。

委員長報告

ただいま議題となりました議定書二件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

北西太平洋のソ連の地先沖合における一九七七年の漁業に関するソ連との協定及び日本国の地先沖合における一九七七年の漁業に関するソ連との協定の有効期間は、今日まで四度にわたつて延長されましたが、その有効期間はいずれも本年末に満了することとなっております。今回の二つの議定書は、両協定の有効期間を明年末までさらに一年間延長するとともに、明後年以降の漁獲の問題に関して明年十一月二十四日までに会合し協議することを定めたものであります。

なお、明年のソ連の二百海里漁業水域における我が方の漁獲割り当て量とわが国の二百海里漁業水域におけるソ連の漁獲割り当て量は、本年と同様、それぞれ七十五万トン及び六十五万トンとすることとし、また、操業水域につい

ては、日ソ相互に従来の水域に加えて新たに水域を設定することとしております。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知を願います。

本日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、両件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

日本国の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴェト社会主義共和国連邦政府との間の協定の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めの件（閣条第二号）（衆議院送付）

五六、一二、二二 内閣提出

一二、二二 衆承認

一二、二二 参承認

要旨

この議定書は、一九七七年（昭和五十二年）八月に署名

され、その後四度にわたつて有効期間が延長された日本国の地先沖合における一九七七年の漁業に関する日本国とソ連との間の協定が本年末をもつて失効することにかんがみ、その有効期間を明年十二月三十一日までさらに一年間延長すること、両政府の代表者は明後年以降の漁獲の問題に関して明年十一月二十四日までに会合し協議すること等を定めたものである。

なお、交換書簡において、我が国の二百海里漁業水域における明年のソ連に対する漁獲割当量を本年と同様六十五万トンと定め、また、操業水域については、従来の水域に加えて新たに水域を設定することを定めている。

委員長報告

北西太平洋のソヴェト社会主義共和国連邦の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴェト社会主義共和国連邦政府との間の協定の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めの件の委員長報告参照

日本国とドイツ民主共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第三号）（衆議院送付）

五七、 二、 一二 内閣提出

四、 八 衆承認

四、 一三三 参承認

要旨

一九七九年（昭和五十四年）二月にドイツ民主共和国側より、我が国との経済関係の一層の発展のため通商航海条約を締結したい旨の申入れがあり、我が国政府はこのような条約の締結が両国間の経済交流等の促進に資するところ大であるとの見地からこれに応ずることとし、交渉の結果、昨年五月二十八日東京においてこの条約の署名が行われた。

この条約は、関税、租税、事業活動等についての最恵国待遇、輸出入制限についての無差別待遇、身体・財産の保護及び出訴権についての内国民待遇及び最恵国待遇、商船の出入港等についての内国民待遇及び最恵国待遇等を相互に保障しているほか、領事官との通信等の権利、仲裁判断

の承認及び執行、交換可能通貨による支払等について規定している。

委員長報告

ただいま議題となりました条約五件及び法律案一件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

まず、ドイツ民主共和国との通商航海条約は、わが国とドイツ民主共和国との間で、関税、租税、事業活動等についての最恵国待遇、輸出入制限についての無差別待遇、身体・財産の保護及び出訴権についての内国民待遇及び最恵国待遇、領事官との通信等の権利、商船の出入国等についての内国民待遇及び最恵国待遇等を相互に許与することを定めたものであります。

次に、一九七一年の国際小麦協定の延長議定書は、同協定を構成する二つの規約、すなわち、小麦の市況に関する情報交換等について定める一九七一年の小麦貿易規約と、開発途上国に対する食糧援助について定める一九八〇年の食糧援助規約の有効期間をそれぞれ二年間延長することを定めたものであります。

次に、一九七八年の船員の訓練、資格証明及び当直の基準に関する国際条約は、海上における人命・財産の安全を確保するため、船員の訓練、資格証明及び当直に関する国際基準を設定すること等について定めたものであります。

次に、一九七六年の海事債権についての責任制限条約は、船舶事故に関する船舶所有者等の責任の制限につきまして、既存の関係条約に定める金額責任主義を基礎としつつ、責任限度額の引き上げ、責任を制限することのできる者の範囲の拡大等によって制度の改善を図ろうとするものであります。

次に、植物の新品種の保護に関する国際条約は、植物の新品種の育成者の権利を保護することにより新品種の育成の振興を図り、もって農業の発展に資することを目的として、育成者の権利が保護されるための条件、保護される権利の内容等について定めたものであります。

最後に、国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案は、昭和六十年に筑波研究学園都市で開催される予定の国際科学技術博覧会の円滑な準備と運営に資するため、国際博覧会条約の規定に基づく政府代表として外務省に特別職の国家公務員たる国際科学技術博覧会政府代表

一人を置くこととし、その任務、給与等について所要の事項を定めたものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、ドイツ民主共和国との通商航海条約、一九七八年の船員の訓練、資格証明及び当直の基準に関する国際条約及び植物の新品種の保護に関する国際条約の三件はいずれも全会一致をもって、また、一九七一年の国際小麦協定の延長議定書及び一九七六年の海事債権についての責任制限条約はいずれも多数をもって、それぞれ承認すべきものと決定し、国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

千九百七十一年の国際小麦協定を構成する一の文書である千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第六次延長及び同協定を構成する他の文書である千九百八十年の食糧援助規約の有効期間の第一次延長に関する千九百八十一年の議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第四号）（衆議院送付）

五七、 二、 一二 内閣提出

四、 八 衆承認

四、 二三 参承認

要旨

「一九七一年の国際小麦協定」は小麦貿易規約と食糧援助規約から成るが、この内、小麦貿易規約は国際商品協定の根幹ともいうべき経済条項（価格の安定と需給の均衡を図るための仕組）を欠いていたことから、国連貿易開発会議（UNCTAD）を中心に新協定の作成交渉が行われたが、合意に達しなかつたため、これまで五度にわたつて有効期間の延長が行われてきた。他方、食糧援助規約は、一九八〇年（昭和五十五年）に新規約が採択されるに至つた。延長された小麦貿易規約及び一九八〇年に採択された

食糧援助規約の有効期間はいずれも昨年六月末までとなつていたが、新協定成立の見通しが依然として立たなかつたため、昨年三月ロンドンで開催された政府間会議において、両規約の有効期間をそれぞれ明年六月末まで二年間延長すべく、これら二つの議定書が採択されるに至つたのである。なお、両議定書は昨年七月一日に発効し、我が国は現在、暫定的に適用している。

委員長報告

日本国とドイツ民主共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求めるの件の委員長報告参照

千九百八十年の国際ココア協定の締結について承認を求めるの件（閣条第五号）（先議）

五七、 二、 二六 内閣提出

四、 九 参承認

七、 三〇 衆承認

要旨

ココアの国際価格の変動を防止し、ココア生産国の輸出収入の安定及びココア消費国への十分な供給を図ることを目的とする最初の国際ココア協定は一九七二年（昭和四十七年）に成立し、同協定は「一九七五年の国際ココア協定」に引き継がれた。

本件協定は、一九七五年の協定に代わるものとして、一九八〇年（昭和五十五年）十一月にジュネーブで開催された国際連合ココア会議において採択されたものであつて、国際ココア機関の存続、ココアの緩衝在庫の設置、運用等について規定しているが、一九七五年の協定との主な相違点は次のとおりである。

一、価格安定の手段について、一九七五年の協定では輸出割当て制度を基本とし、緩衝在庫の運用によつてこれを補完することとしていたのを、緩衝在庫の運用を中心とするように改めた。

二、最近の市場価格を勘案し、緩衝在庫の運用の基準となる協定価格帯をカカオ豆に換算して一ポンド当たり最低価格百セント、最高価格百六十セントに引き上げ、緩衝在庫の介入価格を下方介入価格百十セント、上方介入価

格百五十セントと定めた。

三、一定期間内に一定量の緩衝在庫による購入又は売却が行われた場合に、緩衝在庫の介入価格を半自動的に改訂する調整方式を設けた。

四、一次産品のための共通基金との関係について規定を設け、同基金が活動を開始した場合には、同基金の資金供与制度を利用できるようにした。

なお、本件協定は一九八一年（昭和五十六年）八月一日に暫定的に発効している。

委員長報告

ただいま議題となりました条約四件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

まず、一九八〇年の国際ココア協定と第六次国際協定は、それぞれ一九七五年の国際ココア協定と第五次国際協定にかわるものでありまして、ココア協定においては緩衝在庫の操作と輸出統制によつて、また、協定においては緩衝在庫の操作と輸出統制によつて、それぞれ、ココアとす

ずの国際価格の変動を防止し、生産国の輸出収入の安定と消費国への十分な供給を図ることを目的とするものであり

ます。

次に、一九七六年の国際コーヒー協定の有効期間の延長は、現行協定が本年九月三十日に失効することにかんがみ、その有効期間を一年間延長し、協定の修正・更新のための交渉に時間的余裕を与えらるとともに、コーヒーに関する国際協力を継続しようとするものであります。

最後に、アジア太平洋郵便条約は、現行のアジア・オセアニア郵便条約にかわるものでありまして、万国郵便連合憲章に基づく限定連合の一つであるアジア太平洋郵便連合の基本文書として、連合の組織、加盟国間の通常郵便業務等について規定しております。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知を願います。

昨八日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、四件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

第六次国際すず協定の締結について承認を求めるの件（閣条第六号）（先議）

五七、二、二六 内閣提出

四、九 参承認

六、二四 衆承認

要旨

すずの国際価格の変動を防止し、すず生産国の輸出収入の安定及び消費国への十分な供給を図ることを目的とする最初の国際すず協定は一九五三年（昭和二十八年）に作成され、その後協定は四回にわたり更新されて現行の「第五次国際すず協定」に引き継がれてきた。

本件協定は、本年六月三十日に有効期間が終了する第五次協定に代わるものとして、一九八一年（昭和五十六年）六月にジュネーブで開催された国際連合すず会議において採択されたものであつて、右の目的を達成するため、緩衝在庫制度、輸出統制等について規定しているが、第五次協定との主な相違点は次のとおりである。

一、第五次協定では、緩衝在庫への抛出が生産国は義務抛

出、消費国は任意抛出であつたのを、生産国及び消費国の平等義務抛出に改めた。

二、輸出統制を発動する要件を一層厳しくした。

三、輸出統制期間において、所定の条件を満たす場合には、当該統制期間の全期間における総輸出許可トン数を自動的に増加することとした。

委員長報告

千九百八十年の国際ココア協定の締結について承認を求めの件の委員長報告参照

千九百八十一年九月二十五日に国際コーヒー理事会決議によつて承認された千九百七十六年の国際コーヒー協定の有効期間の延長の受諾について承認を求める件（閣条第七号）（先議）

五七、 二、二六 内閣提出

四、 九 参承認

七、三〇 衆承認

要旨

コーヒーの国際価格の変動を防止し、需給の均衡を図ることを目的とする最初の国際コーヒー協定は一九六二年（昭和三十七年）に作成され、その後協定は数回にわたつて修正、更新及び有効期間の延長が行われて、現行の「一九七六年の国際コーヒー協定」に引き継がれてきた。

この有効期間の延長は、本年九月三十日に失効することになつてゐる一九七六年の協定の有効期間を明年九月三十日まで一年間延長することを定めたものであつて、現行協定の修正又は更新についての交渉に時間的余裕を与え、現行協定の下でのコーヒーに関する国際協力を継続するためのものである。

委員長報告

千九百八十年の国際ココア協定の締結について承認を求めの件の委員長報告参照

アジア太平洋郵便条約の締結について承認を求めるの件
(閣条第八号)(先議)

五七、 二、二六 内閣提出

四、 九 参承認

六、二四 衆承認

要旨

万国郵便連合憲章は、同連合の加盟国が一定の地域内で郵便業務に関する協力を促進するため限定連合を設立することを認めているが、アジア太平洋地域においては一九六一年(昭和三十六年)マニラで採択されたアジアオセアニア郵便条約によりアジアオセアニア郵便連合が結成された。

本件条約は、一九八一年(昭和五十六年)三月にジャカルタで開催されたアジアオセアニア郵便連合の第四回大会議において現行の条約に代わるものとして作成されたものであつて、主な改正点は次のとおりである。

一、連合の名称を「アジア太平洋郵便連合」から「アジア太平洋郵便連合」に改めた。

二、連合への加盟について、万国郵便連合の加盟国である主権国であつてその全領域がアジア太平洋地域にある国は、条約への加入の正式の宣言を行うことによつて連合に加盟できることとした。

三、中央事務局については、大会議又は執行理事会が所在国を決定することとし、決定された国に原則として少なくとも五年間所在することとした。

四、船便等平面路による通常郵便物の低減料金として現在国内国料金、国際料金の七十五パーセントを超えない額等を適用することとなつてゐるのを改め、国内料金と国際料金の八十五パーセントとの間で定める額を適用することとした。

委員長報告

千九百八十年の国際コリア協定の締結について承認を求めるの件の委員長報告参照

千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（閣条第九号）（衆議院送付）

五七、 三、 一二 内閣提出

四、 二〇 衆承認

四、 二三 参承認

要旨

一九六七年（昭和四十二年）三月、英仏海峡において船長の不適切な判断が原因となつてタンカー座礁事故が起つたのを契機として、船舶の航行の安全を確保するための船員の技能に関する国際基準の必要性が認識されるに至り、政府間海事協議機関（IMCO）における検討を経て、一九七八年（昭和五十三年）七月七日にこの条約が作成された。

この条約は、船員の訓練及び資格証明並びに当直に関する国際基準を設定することを目的とするものであつて、主な内容は次のとおりである。

一、この条約は、締約国を旗国とする海上航行船舶におい

て業務を行う船員に適用する。

二、船長、職員又は部員の証明書は、業務、年齢、身体適性等に関する要件を満たしていると旗国の政府の認める者に対し発給し、船長及び職員の証明書には旗国の政府が一定の様式により裏書をする。

三、船舶は、締約国の港にある間、当該締約国の監督に服する。監督においては、船員が必要な証明書等を受有していることを確認する。監督の結果要件の不備が発見された場合には、その旨を船長、船舶の旗国の領事等に通報する。監督を行う締約国は、証明書等の要件の不備が是正されず、そのため人命、財産等に危険があると判断した場合には、船舶を航行させないための措置をとる。その他、この条約は、甲板部及び機関部の当直が遵守すべき基本原則、船長及び職員の資格証明のための最小限の要件、技能の維持及び最新の知識の習得を確保するための最小限の要件等を定めている。

委員長報告

日本国とドイツ民主共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求めるの件の委員長報告参照

千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約の締結について承認を求めめるの件（閣条第一〇号）（衆議院送付）

五七、 三、 一二 内閣提出

四、 二〇 衆承認

四、 一三三 参承認

要旨

船舶事故に関する船舶所有者等の責任を制限する条約としては、一九二四年（大正十三年）の条約に次いで一九五七年（昭和三十二年）に金額責任主義を基礎とする「海上航行船舶の所有者の責任の制限に関する条約」が作成され、我が国も一九七六年（昭和五十一年）にこれを批准した。しかし、その後インフレーションの進行等により責任限度額の引上げが必要となつたこと、他の海事関係諸条約との調整が必要となつたこと等から、同条約の再検討の必要性が認識されるに至り、政府間海事協議機関（IMCO）における検討を経て、一九七六年（昭和五十一年）にロンドンにおいてこの条約が作成された。この条約は、一九五七

年の条約と同じく金額責任主義を基礎とするが、同条約との主な相違点は次のとおりである。

一、責任を制限することのできる者として、船舶所有者等のほかに救助者を加えた。

二、責任限度額を十万吨船舶の場合の一・四倍から三百万トン船舶の場合の六倍まで引上げ、また、旅客の死傷に関する債権について別個の限度額を設けた。

三、限度額の表示単位として使用していた金フランに代えて、IMF（国際通貨基金）の定めるSDR（特別引出権）を採用した。

四、油濁損害に関する条約及び原子力損害に関する条約の適用を受ける債権については、この条約を適用しないととした。

委員長報告

日本国とドイツ民主共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求めめるの件の委員長報告参照

千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日
にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物
の新品種の保護に関する国際条約の締結について承認を求め
るの件（閣条第一一号）（衆議院送付）

五七、 三、 一二 内閣提出

四、 二〇 衆承認

四、 二三 参承認

要旨

この条約は、植物の新品種の育成者の権利を国際的な統
一的原則により保護することを目的とし、「一九六一年の
植物の新品種の保護に関する国際条約」の内容を基礎とし
て一九七八年（昭和五十三年）十月二十三日にジュネーヴ
で作成されたものであつて、主な内容は次のとおりである。

一、 締約国（以下「同盟国」という）は、植物の新品種の
保護のための同盟を形成する。

二、 同盟国は、育成者の権利を特別の保護の制度により又
は特許を与えることにより承認することができる。

三、 同盟国の国民及び同盟国に居住する非同盟国の国民は、

他の同盟国において、育成者の権利の保護に関し内国民
待遇を与えられる。

四、 同盟国は、保護の対象とする植物の種類について相互
主義を採用することができる。

五、 この条約は、あらゆる種類の植物について適用するこ
とができる。同盟国は、加盟時に少くとも五の種類に、
その後八年が経過した時に二十四以上の種類にこの条約
を適用しなければならない。

六、 品種について育成者に権利が与えられた場合には、当
該品種の種苗の商業的販売を目的とする生産、販売の申
出及び販売について育成者の事前の許諾を必要とする。

七、 保護の利益は、申請に係る品種について、他の品種と
明確に区別されること、申請の日前所定の期間を超えて
販売等が行われていないこと等の条件が満たされるとき
に、審査の後に与えられる。

八、 保護の期間は十五年、森林樹等については十八年を下
回つてはならない。

九、 いずれかの同盟国において保護の申請をした育成者は、
他の同盟国における申請に関し十二箇月の期間優先権を
有する。

十、品種には名称を付する。

十一、同盟の常設機関は、同盟国の代表によつて構成される理事会及び事務局とする。

委員長報告

日本国とドイツ民主共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求めの件の委員長報告参照
投資の促進及び保護に関する日本国とスリ・ランカ民主社会主義共和国との間の協定の締結について承認を求めの件閣条第一二号（衆議院送付）

五七、 三、 一二 内閣提出

四、 二七 衆承認

五、 一二 参承認

要旨

この協定は、我が国とスリ・ランカとの間の投資及び経済関係の緊密化を促進することを目的として締結交渉が行われた結果、本年三月一日に署名されたものであつて、主

な内容は次のとおりである。

一、両国は、投資の許可に関し、相互に最恵国待遇を与える。

二、両国は、投資財産、収益、投資に関連する事業活動、出訴権等に関し、相互に内国民待遇及び最恵国待遇を与える。

三、投資財産及び収益は、(一)公共のため、(二)正当な法の手續に従い、(三)差別的でなく、また、(四)迅速、適当かつ効果的な補償が行われる場合を除いては、収用、国有化等の措置をとられない。両国は、収用、国有化等の条件に関し、相互に内国民待遇及び最恵国待遇を与える。

四、両国は、敵対行為の発生等による損失補償に関し、相互に内国民待遇及び最恵国待遇を与える。

五、両国は、両国間及び自国と第三国との間の送金の自由を保証する。

六、各国は、当事者の要請があれば、投資紛争を投資紛争解決条約に従つて調停又は仲裁に付託する。

委員長報告

ただいま議題となりました条約二件及び法律案一件につ

きまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

まず、スリランカとの投資保護協定は、わが国とスリランカとの間で、投資の許可について相互に最恵国待遇を与えること、投資財産、収益、事業活動、出訴権等について相互に内国民待遇及び最恵国待遇を与えることを定めるとともに、投資財産及び収益が収用または国有化された場合の補償措置、送金の自由等について規定したものであります。

次に、インドネシアとの租税協定は、これまでわが国が諸外国との間で締結した租税条約と同様に、わが国とインドネシアとの間で、相手国で事業を営む場合の企業利得に対する相手国の課税基準、国際運輸業所得に対する相手国の租税の免除、配当、利子及び使用料に対する源泉地国の租税の軽減等を定めるとともに、それぞれの国内法に従って二重課税を排除する方法を規定したものであります。

最後に、南極地域の動物相及び植物相の保存に関する法律案は、南極条約協議国会議が勧告した「南極地域の動物相及び植物相の保存に関する措置」を実施するため、日本国民が南極地域に固有の哺乳類または鳥類を殺傷しまたは捕

獲すること、南極地域に動植物を持ち込むこと、南極地域の特別保護地区において植物を採取すること等を規制しようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知を願います。

昨十一日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、スリランカとの投資保護協定及びインドネシアとの租税協定はいずれも多数をもって承認すべきものと決定し、南極地域の動物相及び植物相の保存に関する法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第一三三号）（衆議院送付）

五七、三、一二 内閣提出

六、一五 衆承認

七、九 参承認

要旨

現在、我が国とオーストラリアとの間には一九七二年（昭和四十七年）に締結された原子力協定があるが、一九七四年（昭和四十九年）五月にインドが行った核実験を契機に、原子力の平和利用に対して核拡散防止の見地から規制を強化しようとする国際的気運が高まったことを反映して、オーストラリアは自国産ウランの輸出に当たって規制を強化する政策をとり、我が国に対してもこの政策に沿った新たな原子力協定の締結を申し入れてきた。これに基づいて交渉が行われた結果、本年三月五日にこの協定の署名が行われたもので、主な内容は次のとおりである。

- 一、両国は、原子力の平和的非爆発目的利用のために専門家及び情報の交換、核物質等の供給等の方法で協力する。
- 二、この協定により規律される核物質等は、核兵器その他の核爆発装置の開発、製造のために使用してはならず、また、軍事的目的を助長するような態様で使用してはならない。
- 三、この協定の適用対象として、核物質、設備のほか新たに重水、原子炉級黒鉛などの資材及び濃縮、再処理又は重水の生産に関連する機微な技術を加え、また、第三国

を經由して移転されたこれらのものも含める。

- 四、この協定により規律される核物質等の第三国移転及び再処理は、あらかじめ両国間で合意された「画定され記録された核燃料サイクル計画」内であれば、改めて個別の同意を得ることなく、一定の条件の下で行うことができる（いわゆる包括的事前同意方式）。
- 五、事前同意の対象に第三国移転、再処理のほか二十パーセント以上の濃縮を加える。
- 六、この協定により規律される核物質を盗難、不法な奪取等から防護するため、国際的な基準に沿った防護措置をとる。
- 七、この協定は、三十年間効力を有し、その後はいずれか一方が六カ月前に文書による予告を与えることにより終了させることができる。

委員長報告

ただいま議題となりましたオーストラリアとの原子力協定につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

この協定は、わが国とオーストラリアとの間の現行の原

子力協定にかわるものでありまして、現行協定と同じく両国間における専門家及び情報交換、核物質等の供給等についての協力、核物質等の軍事的利用の禁止、国際原子力機関による保障措置の適用等について規定するほか、新たに核物質等の第三国移転及び再処理に関する包括的な事前同意、核物質の盗難、不法な奪取等に対する防護措置等について規定しております。

委員会におきましては、鈴木内閣総理大臣の出席を求め、めて審議を行い、第二回国連軍縮特別総会の意義と評価、国連における核兵器不使用決議、核兵器の先制不使用、わが国の原子力発電計画、原子力発電所の立地と安全性、核廃棄物の処理、核物質防護対策等の諸問題につきまして熱心な質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知を願います。

去る六日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、本件は多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本とインドネシア共和国との間の協定の締結につ

いて承認を求めるの件（閣条第一四号）（衆議院送付）

五七、 三、 一二 内閣提出

四、 二七 衆承認

五、 一二 参承認

要旨

この協定は、本年三月三日東京において署名されたものであつて、主な内容は次のとおりである。

- 一、事業所得については、企業が相手国内に支店等の恒久的施設を有する場合に限り、かつ、当該恒久的施設に帰属する所得に対してのみ、相手国で課税される。
- 二、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにより生ずる所得については、相手国の租税が免除される。
- 三、配当、利子及び使用料については、源泉地国の租税が軽減される。
- 四、短期滞在者、教授、学生、訓練生等の所得については、一定の条件の下に滞在地国の租税が免除される。
- 五、二重課税の回避の方法は、それぞれの国内法に従つて、ともに「外国税額控除方式」とする。

なお、一定の投資所得等について、我が国において「みなし外国税額控除」を認める。

委員長報告

投資の促進及び保護に関する日本国とスリ・ランカ民主社会主義共和国との間の協定の締結について承認を求めめる件の委員長報告参照

過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約の締結について承認を求めめるの件（閣条第一五号）（衆議院送付）

五七、 三、 一二 内閣提出

六、 三 衆承認

六、 四 参承認

要旨

この条約は、地雷、焼夷兵器等非人道的な結果をもたらすおそれのある通常兵器の使用を禁止し又は制限することにより、武力紛争における文民等の一層の保護を図ること

を目的として、一九八〇年（昭和五十五年）十月十日に、ジュネーブで開催された国際連合会議において採択されたものである。条約は、基本的事項のみを規定した条約本体及び三つの附属議定書からなり、それぞれの主な内容は次のとおりである。

一、条約本体

(一) この条約は、国家間の戦争又はその他の武力紛争、植民地解放闘争等に適用される。

(二) 各国は、批准書の寄託に際し、二以上の附属議定書に拘束されることに同意しなければならない。

(三) この条約は、紛争当事者のいずれか一国が非締約国である場合には、その条約は締約国であるその他の紛争当事者間でも適用されないという、いわゆる総加入条項を排除し、紛争当事者が非締約国であっても、その他の締約国である紛争当事者間ではなおこの条約が適用される。

二、検出不可能な破片を利用する兵器に関する議定書（議定書Ⅰ）

人体内において、エックス線で検出することができない破片によつて傷害を与えることを第一義的效果とする

いかなる兵器の使用も、禁止する。

三、地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の使用の禁止又は制限に関する議定書（議定書Ⅱ）

(一) 地雷等の文民に対する使用及び無差別な使用は、禁止する。

(二) 地上兵力による戦闘未発生の居住地域等における地雷等の使用は、原則的に禁止する。

(三) 遠隔散布地雷は、軍事目標地域又は軍事目標を含む地域内のみで使用され、かつ、一定の条件が満たされる場合を除くほか、使用を禁止する。

(四) 国際的に認められた保護標章、がん具等に取り付けたもの等特定のブービートラップの使用は、禁止する。

(五) 紛争当事者は、敷設した地雷原等の位置を記録し、敵対行為の停止後はそれらの情報の公開等の措置をとる。

(六) 紛争当事者は、国際連合の軍隊又は使節団が紛争地域で任務を遂行する場合には、その長の要請に基づき、地雷原等からそれらを保護するために必要な措置をとる。

四、焼夷兵器の使用の禁止又は制限に関する議定書（議定

書Ⅰ）

(一) 文民及び民用物を焼夷兵器による攻撃の対象とすることは、禁止する。

(二) 文民が集中した地域内に位置する軍事目標を、空中から投射する焼夷兵器による攻撃の対象とすることは、禁止する。

(三) 文民が集中した地域内に位置する軍事目標を、空中から投射する方法以外の方法により焼夷兵器による攻撃の対象とすること、及び森林等を焼夷兵器による攻撃の対象とすることは、原則的に禁止する。

委員長報告

ただいま議題となりました条約三件及び法律案一件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

まず、過度に傷害を与えまたは無差別に効果を及ぼす通常兵器の使用の禁止または制限に関する条約は、地雷、焼夷兵器等非人道的な結果をもたらすような通常兵器の使用を禁止しまたは制限することにより、武力紛争における文民等の一層の保護を図ろうとするものでありまして、この

条約が適用される武力紛争の範囲、使用が禁止または制限される兵器、攻撃が禁止される対象等について定めております。

次に、環境改変技術の軍事的・敵対的使用の禁止に関する条約は、地球または宇宙空間の構造、組成等に広範、長期的または深刻な効果をもたらすような環境改変技術の軍事的使用その他の敵対的使用を禁止することにより、人類への危険をなくそうとするものでありまして、環境改変技術のこのような使用の禁止、環境改変技術の定義、条約の実効性を確保するための措置等について定めております。

次に、生物・毒素兵器の禁止及び廃棄に関する条約は、生物兵器及び毒素兵器の開発、生産、貯蔵等の禁止並びにこれらの兵器の廃棄により、生物剤及び毒素が兵器として使用される可能性を完全になくそうとするものでありまして、平和的目的による正当化ができない種類及び量の生物剤、毒素等の開発、生産、貯蔵等の禁止、これらの生物剤、毒素等の廃棄または平和的目的への転用、条約の実効性を確保するための措置等について定めております。

最後に、生物・毒素兵器の禁止及び廃棄に関する条約の実施に関する法律案は、この条約を実施するために必要な

事項を定めたものでありまして、生物剤または毒素の開発等は平和的目的の場合に限ること、生物兵器または毒素兵器の製造等を罰則をもって禁止すること、主務大臣は業として生物剤または毒素を取り扱う者に対し必要な業務報告を求めることができること等を規定しております。

委員会におきましては、軍縮、特に核軍縮に対するわが国の基本姿勢、化学兵器禁止の促進、国連機能の強化等の諸問題につきまして熱心な質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知を願います。

昨三日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、条約三件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定し、法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

環境改変技術の軍事的使用その他の敵対的使用の禁止に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第一六号）（衆議院送付）

五七、 六、 三 衆承認

六、 四 參承認

要旨

自然環境を人工的に改変する技術については、未だ研究段階にあるものがほとんどであるが、地震、津波、天候の変更等を引き起こす技術が開発され、敵対的目的のために使用されることとなつた場合の危険性については、近年、地球物理学者等により指摘され、また、多くの国の懸念するところとなつた。この条約は、かかる背景の下に、このような環境改変技術が、敵対的目的のために使用されるのを禁止することを目的として、一九七七年（昭和五十二年）五月十八日にジュネーヴで作成されたものであつて、主な内容は次のとおりである。

一、締約国は、広範な、長期的な又は深刻な効果をもたらす環境改変技術の軍事的使用その他の敵対的使用を他の締約国に対して行わないこと、また、これに違反する行為につき他国等に対し援助等を行わないことを約束する。

二、「環境改変技術」とは、自然の作用を意図的に操作することにより地球又は宇宙空間の構造、組成又は運動に

変更を加える技術をいう。

三、この条約は、環境改変技術の平和的利用を妨げるものではない。

四、締約国は、自国の憲法上の手続に従い、この条約に違反する行為を禁止し、防止するために必要と認める措置をとることを約束する。

五、締約国は、条約上の問題の解決に当たつて、専門家協議委員会などを通じて協議し及び協力することを約束し、他の締約国が条約義務に違反していると信ずるに足りる理由があるときは、国際連合安全保障理事会に苦情を申し立てることができ、いずれかの締約国が被害を受け又は受けるおそれがあると安全保障理事会が決定する場合には、その締約国に対し国際連合憲章に従つて援助又は支援を行うことを約束する。

六、この条約の有効期間は、無期限とする。

委員長報告

過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約の締結について承認を求めるの件の委員長報告参照

日本国政府とスペイン政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件（閣条第一七号）（先議）

五七、三、一二 内閣提出

四、一六 参承認

七、三〇 衆承認

要旨

この協定は、昭和五十五年十月、カルロス・スペイン国王訪日の際に締結交渉開始が合意され、その後交渉の結果、本年三月五日にマドリッドにおいて署名されたものであつて、主な内容は次のとおりである。

- 一、日本及びスペイン両国政府は、(一)学者、教員、学生、芸術家等の交換、(二)文化・教育研究機関の間の協力、(三)新聞、ラジオ・テレビ、映画等の分野における交流及び(四)青少年・スポーツ団体間の交流を奨励する。
- 二、両国政府は、他方の国において取得される学位、資格証書等が、それぞれの国において同等の価値を認められるための範囲及び条件について研究する。
- 三、各国政府は、(一)相手国の言語、文学、歴史等について

の教育・研究、(一)出版物、ラジオ・テレビ番組、美術展覧会、講演、演奏会等各種の手段による相手国の文化、歴史、生活様式等の理解及び(二)相手国の国民により製作された著作物の翻訳、出版等を奨励する。

四、各国政府は、(一)他方の国の国民に対する修学等のための奨学金の供与及び(二)他方の国の国民による博物館、図書館等の利用について便宜を与える。

五、両国政府は、この協定の実施について協議するため、混合委員会を設置する。

委員長報告

ただいま議題となりましたスペイン及びブラジルとの各文化協定につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

これらの協定は、戦後わが国が諸外国と締結した文化協定とほぼ同様の内容のものでありまして、わが国とスペイン及びわが国とブラジルとの間で、それぞれ学者、学生、芸術家の交換等、文化及び教育の分野における交流を奨励することを定めております。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知を願

います。

昨十五日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、両件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件（閣条第一八号）（先議）

五七、三、一二 内閣提出

四、一六 参承認

七、三〇 衆承認

要旨

この協定は、昭和五十三年四月、ラーマン・バングラデシュ大統領訪日の際に締結交渉開始が合意され、その後交渉の結果、本年二月十日にダッカにおいて署名されたものであつて、主な内容は次のとおりである。

一、日本及びバングラデシュ両国政府は、(一)学者、教員、学生、芸術家等の交換、(二)文化・教育・専門的機関の間

の協力、(三)新聞、ラジオ・テレビ、映画等の分野における交流、(四)青少年・スポーツ団体間の交流及び(五)両国間の観光旅行を奨励する。

二、両国政府は、他方の国において取得される学位、資格証書等が、それぞれの国において同等の価値を認められるための範囲及び条件について研究する。

三、各国政府は、出版物、ラジオ・テレビ番組、美術展覧会、講演、演奏会等各種の手段による相手国の文化、歴史、生活様式等を理解することを奨励する。

四、各国政府は、(一)他方の国の国民に対する修学等のための奨学金の供与及び(二)他方の国の国民による博物館、図書館等の利用について便宜を与える。

五、両国政府は、この協定に定める交流の進捗状況を検討し、また、この協定の実施を確保するため、両国において交互に協議を行う。

委員長報告

日本国政府とスペイン政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件の委員長報告参照

北西太平洋における千九百八十二年の日本国のさけ・ますの漁獲の手續及び条件に関する議定書の締結について承認を求めめるの件（閣条第一九号）（衆議院送付）

五七、 四、二七 内閣提出

四、二七 衆承認

四、二八 参承認

要旨

この議定書は、一九七八年（昭和五十二年）四月二十一日に署名された「日ソ漁業協力協定」に基づき、北西太平洋の距岸二百海里水域の外側の水域における本年の我が国のさけ・ますの漁獲の手續及び条件を定めるため交渉が行われた結果、去る四月二十三日に署名されたものであつて、主な内容は次のとおりである。

一、ソ連の距岸二百海里水域の外側の水域における本年の我が国のさけ・ます漁獲量は昨年と同様四万二千五百トン（ただし、尾数は昨年の三千六百四十万尾に比し本年は三千四百五十万尾）とし、漁期、禁漁区、漁具等についての規定に従つて漁獲を行う。

二、漁船又は乗組員がこの議定書の規定に違反した場合に
は、相手国の公務員はそれらを拿捕又は逮捕できる。その場合、漁船又は乗組員をそれらの所属する国にできる限り速やかに引き渡さなければならない。裁判管轄権は漁船又は乗組員の所属する国のみが有する。

三、この議定書は、本年十二月三十一日まで効力を有する。

委員長報告

ただいま議題となりました北西太平洋における千九百八十二年の日本国のさけ・ますの漁獲の手續及び条件に関する議定書につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

この議定書は、日ソ間の漁業協力協定に基づき、北西太平洋の距岸二百海里水域の外側の水域における本年のわが国のサケ・マスの漁獲について、漁獲量、禁漁区、漁期、違反に対する取り締まりの手續等を定めたものでありまして、ソ連の距岸二百海里外の水域における本年のわが国のサケ・マス漁獲量は、昨年と同様、四万二千五百トンとなっております。

委員会における質疑の詳細は会議録によつて御承知を願

います。

本日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めめる件（閣条第二〇号）（衆議院送付）

五七、 四、二七 内閣提出

六、 三 衆承認

六、 四 参承認

要旨

生物兵器の禁止問題については、既に一九二五年（大正十四年）にジュネーヴで作成された「窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及び細菌学的手段の戦争における使用の禁止に関する議定書」により、細菌学的手段の戦争における使用が禁止されているが、この条約は、細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産、貯蔵等を禁止

するために、一九七一年（昭和四十六年）の第二十六回国際連合総会の決議に基づき、一九七二年（昭和四十七年）四月十日にロンドン、モスクワ及びワシントンにおいて作成されたものであつて、主な内容は次のとおりである。

一、締約国は、いかなる場合にも、平和的目的による正當化ができない種類及び量の微生物剤その他の生物剤又は毒素並びにこれらを使用するための兵器、装置又は運搬手段の開発、生産、貯蔵、取得及び保有を行わないことを約束する。

二、締約国は、自国が保有するこれらのものを廃棄し又は平和的目的のために転用することを約束する。

三、締約国は、これらをいかなる者に対しても移譲しないこと、及びその製造又は取得につき他国等に対し援助、奨励又は勧誘を行わないことを約束する。

四、締約国は、自国の憲法上の手続に従い、これらの開発、生産、貯蔵、取得又は保有を禁止し、防止するために必要な措置をとる。

五、締約国は、条約上の問題の解決に当たつて相互に協議し及び協力することを約束し、他の締約国が条約義務に違反していると認めるときは、国際連合安全保障理事会

に苦情を申し立てることができ、いずれかの締約国が危険にさらされていると安全保障理事会が決定する場合には、その締約国に対し国際連合憲章に従つて援助又は支援を行うことを約束する。

六、締約国は、化学兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄のための効果的措置について早期に合意に達するため、誠実に交渉を継続することを約束する。

七、この条約の有効期間は無期限であるが、締約国は、異常な事態が自国の至高の利益を危うくしていると認める場合には、三カ月前の通知により条約から脱退することができる。

委員長報告

過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約の締結について承認を求めるの件の委員長報告参照

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）（衆議院送付）

五七、 一、二九 内閣提出

三、一九 衆可決

三、三一 参可決

要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、アルバニアに兼轄の大使館を設置する。

二、在アンカレッジ領事館を総領事館に昇格させる。

三、右の各在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。

四、最近の為替相場の変動、物価上昇等を勘案して、既設の公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額及び研修員手当の額を改定する（改定率は在勤基本手当の基準額については平均七・六％、研修員手当の額については平均一五・〇％となっている）。

委員長報告

ただいま議題となりました在外公館関係の法律案につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

この法律案は、東欧のアルバニアに兼轄の大使館を設置すること、現在米国のアンカレッジにある領事館を総領事館に昇格させること、既設の公館について、最近の為替相場の変動、物価上昇等を勘案し、在勤基本手当の基準額及び研修員手当の額を改定すること等を内容とするものであります。

委員会におきましては、わが国とアルバニアとの関係、外交体制強化の問題、在外職員の待遇改善の問題等について熱心な質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知を願います。

昨三十日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案
(閣法第三八号)(衆議院送付)

五七、 二、一二 内閣提出

四、 八 衆可決

四、一二三 参可決

要旨

本法律案は、昭和六十年に開催される国際科学博覧会の円滑な準備及び運営に資するため、国際博覧会条約第十二条の規定に基づき政府代表の設置及びその任務、給与等について定めることを目的とするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、「国際科学技術博覧会政府代表」一人を外務省に置く。
二、代表は、特別職の国家公務員とし、かつ、外務公務員とする。

三、代表の任務は、国際科学技術博覧会に関し、日本国政府を代表するものとする。

四、関係各省庁の長は、代表の任務の円滑な遂行を図るため、必要な措置をとるものとする。

五、代表の任免は、外務大臣の申出により内閣が行う。

六、代表の俸給月額は、九十一万円とする。

七、この法律は、昭和五十七年十月一日から施行し、国際科学技術博覧会が終了して一年を経過した日に効力を失う。

委員長報告

日本国とドイツ民主共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求めの件の委員長報告参照

南極地域の動物相及び植物相の保存に関する法律案（閣法第六〇号）（衆議院送付）

五七、 三、一五 内閣提出

四、二七 衆可決

五、一二 参可決

要旨

本法律案は、南極条約協議国会議が南極条約第九条1の規定に基づき勧告した南極地域の動物相及び植物相の保存のための措置を実施するために必要な事項を定めることを目的とするものであつて、主な内容は次のとおりである。

一、国民は、外務大臣の許可を受けた場合を除き、次の行為をしてはならない。これに違反した者は罰せられる。

(1) 南極地域において、南極哺乳類又は南極鳥類を殺し、傷つけ又は捕獲すること。

(2) 南極地域に動物又は植物（食用に供される植物を除く）を持ち込むこと。

(3) 特別保護地区に立ち入ること又は同地区内の植物を採取し若しくは傷つけること。

二、右のほか、国民は、南極地域において、南極哺乳類又は南極鳥類の生息状態及び生息環境に影響を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。

三、外務大臣は、南極地域に渡航する者その他関係者に法律の要旨の周知を図るため適当な措置をとる。

委員長報告

投資の促進及び保護に関する日本国とスリ・ランカ民主社会主義共和国との間の協定の締結について承認を求めの件の委員長報告参照

細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の実施に関する法律案（閣法第七九号）（衆議院送付）

五七、 四、二七 内閣提出

五七、 六、 三 衆可決

六、 四 參可決

要旨

本法律案は、一九七二年（昭和四十七年）に作成された「細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約」を実施するために必要な事項を定めることを目的とするものであつて、主な内容は次のとおりである。

一、「生物剤」とは、微生物であつて、人、動物若しくは植物の生体内で増殖する場合にこれらを発病させ、死亡させ、若しくは枯死させるもの又は毒素を産生するものをいう。

二、「毒素」とは、生物によつて産生される物質であつて、人、動物又は植物の生体内に入った場合にこれらを発病させ、死亡させ、又は枯死させるものをいい、人工的に合成された物質で、その構造式がいずれかの毒素の構造式と同一であるものを含むものとする。

三、「生物兵器」とは、武力行使の手段として使用される物で、生物剤又は生物剤を保有しかつ媒介する生物を充

てんしたものをいう。

四、「毒素兵器」とは、武力行使の手段として使用される物で、毒素を充てんしたものをいう。

五、生物剤又は毒素の開発、生産、貯蔵、取得又は保有が認められるのは、平和的目的をもつてする場合に限る。

六、何人も、生物兵器又は毒素兵器を製造し、所持し、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。これに違反した者は罰せられる。

七、主務大臣は、平和的目的以外の目的をもつてする生物剤又は毒素の開発等を防止するため必要な限度において、業として生物剤又は毒素を取り扱う者に対し、その業務に関して必要な報告を求めることができる。これに違反した者は罰せられる。

八、外務大臣は、条約を実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提供等必要な協力を求めることができる。

委員長報告

過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約の締結について承認を求めるの件の委員長報告参照

○大蔵委員会

内閣提出法律案（七件）

番号	件名	提出	提出月日	本院に受領 又は(衆)へ 送付月日	参議院 委員会 議決	衆議院 委員会 議決	備考
7	農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案		五七、二二五	五七、二二六 受領	五七、二一九 (予)可決	五七、二二七 可決	
9	昭和五十七年度の公債の発行の特例に関する法律案		二二五	四一三 受領	四二四 可決	四二八 可決	五七、四一四 本院議で趣旨説明聴取
15	国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案		二二	三一九 受領	二二三 (予)可決	三二八 可決	
16	法人税法の一部を改正する法律案		二二	三一九 受領	三二九 可決	三二九 可決	三一九 本院議で趣旨説明聴取
17	租税特別措置法の一部を改正する法律案		二二	三一九 受領	三二九 可決	三二八 可決	三一九 本院議で趣旨説明聴取
46	関税暫定措置法の一部を改正する法律案		二二〇	三三〇 受領	三三〇 可決	三三二 可決	

衆議院議員提出法律案（四件）

番号	件名	提出者	予備送本院へ	提出月日	参議院	衆議院	備考
32	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案	大原一三君 外五名 (八三)	八四	八五	八二七 継続審査	八四 可決 八五 可決	
31	貸金業の規制等に関する法律案	大原一三君 外五名 (八三)	八四	八五	八二七 継続審査	五七、八四 可決 八五 可決	
4	昭和五十六年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案	大蔵委員長 (五七、二二〇)	五七、二二〇	五七、二二六	五七、二二〇 (予)可決 五七、二二六 五七、二二七 可決	五七、二二六 可決	
3	所得税の物価調整制度に関する法律案	堀昌雄君 外八名 (五六、二二三)	五六、二三四		五六、二三四 (予)	五、二三四 継続審査	

番号	件名	提出月日	本院に受領	参議院	衆議院	備考
58	国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案	五七、三二三	五七、四二三 受領	五七、三二三 (予)可決 五七、五二三 可決 五七、五二四 可決	五七、三二三 可決 五七、四二二 可決 五七、四二三 可決	

農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案（閣法第七号）（衆議院送付）

五七、 一、二五 内閣提出

二、一六 衆可決

二、一七 参可決

要旨

本法律案は、農業共済再保険特別会計の農業勘定及び果樹勘定において、低温、暴風雨等により生ずる再保険金の支払財源の不足に充てるため、昭和五十六年度において、一般会計からこれらの勘定に資金を繰り入れようとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、昭和五十六年度において、一般会計から、同特別会計の農業勘定へ四百九十三億二千七百十万二千円、果樹勘定へ百十六億七千万円を限り、それぞれ繰り入れる。

二、一の一般会計からの繰入金については、後日、同特別会計の農業勘定又は果樹勘定において、決算上の剰余が

生じた場合においては、再保険金支払基金勘定に繰り入れるべき金額を控除してなお残余があるときは、それぞれ当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れる。

委員長報告

ただいま議題となりました両案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案は、昭和五十六年度において、低温、暴風雨等による水稲、バレイショ、リンゴ等の被害が異常に発生したことにより、農業共済再保険特別会計の農業勘定及び果樹勘定に生ずる再保険金の支払い財源の不足に充てるため、必要な資金を一般会計からこれらの勘定に繰り入れようとするものであります。

次に、昭和五十六年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案は、衆議院大蔵委員長提出によるものでありまして、昭和五十六年

度に政府から交付される水田利用再編奨励補助金について、個人が交付を受けるものはこれを一時所得とみなし、農業生産法人が交付を受けるものは、交付を受けた後二年以内に固定資産の取得または改良に充てた場合には圧縮記帳の特例を認めることにより、それぞれ税負担の軽減を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、両案を一括して質疑を行いました。その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、両案は討論なく、順次採決の結果、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

昭和五十七年度の公債の発行の特例に関する法律案（閣法第九号）（衆議院送付）

五七、 一、二五 内閣提出

二、二五 衆本会議趣旨説明

四、一三 衆修正

四、一四 参本会議趣旨説明

四、二八 参可決

要旨

本法律案は、昭和五十七年度の租税収入の動向等にかんがみ、同年度の財政運営に必要な財源を確保し、もつて国民生活と国民経済の安定に資するため、財政法第四条第一項ただし書によるいわゆる建設国債のほか、同年度の公債発行の特例措置を定めようとするもので、その内容は次のとおりである。

- 一、特例公債は、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で発行することができる（昭和五十七年度一般会計予算総則第六条第二項に、同年度の特例公債の発行限度額を、三兆九千二百四十億円とする旨規定されている）。
- 二、租税収入等の実績に従つて、特例公債の発行額を限度額の範囲内で調整できるよう、昭和五十八年六月末日まで発行することができることとし、同年四月以降の本特例公債の発行収入は、昭和五十七年度所属の歳入とする。
- 三、一の議決を経ようとするときは、その公債の償還計画を国会に提出しなければならない。
- 四、特例公債については、借換債の発行は行わない。

なお、本法律案は、衆議院において、施行期日「昭和五十七年四月一日」を「公布の日」とする修正が行われている。

委員長報告

ただいま議題となりました昭和五十七年度の公債の発行の特例に関する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、昭和五十七年度の租税収入の動向等にかんがみ、同年度の財政運営に必要な財源を確保し、もって国民生活の安定に資するため、財政法第四条第一項ただし書きの規定による場合のいわゆる建設国債のほか、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で特例公債を発行することができることとする等、所要の規定を定めようとするものであります。

委員会におきましては、昭和五十六年度歳入欠陥の見通しとその対応策、昭和五十七年度における財政並びに経済運営の基本方針、今後における大量の満期到来債の償還及び借りかえのあり方、グリーンカード制をめぐる諸問題等について質疑が行われたほか、参考人より意見を聴取いた

しましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して穂山篤委員、公明党・国民会議を代表して塩出啓典委員、日本共産党を代表して近藤忠孝委員、民社党・国民連合を代表して三治重信委員よりそれぞれ反対、また、自由民主党・自由国民会議を代表して衛藤征士郎委員より賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、財政の実態及びその中期的な展望を明らかにし、財政再建について国民の理解と協力を得るよう努めること等五項目の附帯決議を行っております。

以上御報告申し上げます。

国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案
(閣法第一五号)(衆議院送付)

五七、二、二 内閣提出

三、一九 衆可決

三、三一 参可決

要旨

本法律案は、最近における国税の還付の件数の増加傾向にかんがみ、還付事務の円滑化を図るため、還付加算金の支払を還付金等の支払と同様、直接、国税収納金整理資金から行うこととするとともに、資金の支払計画の示達に関する事務を大蔵大臣から所屬の職員に委任することができることとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました四法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案は、最近における国税の還付件数の増加傾向にかんがみ、事務の円滑化を図るため、国税の還付加算金の支払いについて、還付金等の支払いと同様の取り扱いができることとしようとするものであります。

法人税法の一部を改正する法律案は、最近における社会経済情勢と現下の厳しい財政事情に顧み、今次の税制改正の一環として、法人税の延納制度の縮減を図る等の改正を行おうとするものであります。

租税特別措置法の一部を改正する法律案は、法人税法と

同じく、今次の税制改正の一環として、特定設備等の特別償却率の引き下げ、価格変動準備金の対象範囲の縮小等、既存の特別措置の整理合理化及び交際費課税の強化を行うほか、土地等の短期譲渡所得と長期譲渡所得の区分の基準を改め、長期譲渡所得に対する課税を軽減する等土地税制についての改善を図るとともに、同居の特別障害者に係る扶養控除等の特例を設け、あわせて中小企業者の貸し倒れ引当金の特例制度等期限の到来する特別措置について適用期限を延長する等、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、以上三案を一括して質疑を行い、法人税法、租税特別措置法改正二案については参考人の意見聴取を行いました。その間の詳細は会議録に譲ります。質疑を終了し、三案を一括して討論に入りましたところ、日本社会党を代表して穂山篤委員より法人税法、租税特別措置法改正二案に反対、自由民主党・自由国民会議を代表して衛藤征士郎委員より三案に賛成、公明党・国民会議を代表して塩出啓典委員より法人税法、租税特別措置法改正二案に反対、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より同じく二案に反対、民社党・国民連合を代表して三治重信委員

より同じく二案に反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、国税収納金整理資金法改正案につきましては全会一致をもって、法人税法改正案及び租税特別措置法改正案は多数をもって、三案はいずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、法人税法、租税特別措置法改正二案に対し附帯決議を付しております。

次に、関税暫定措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、わが国の貿易の円滑な発展に資する見地から、東京ラウンド交渉に基づくわが国の関税譲許品目に係る実行関税率の段階的引き下げの一律二年分の繰り上げ及びウイスキー、半導体等の関税率の引き下げを行うとともに、アルミニウムの塊に係る関税の免税制度を新設するほか、適用期限の到来する石油に係る関税の減税還付制度及びトウモロコシ等の暫定関税率に係る適用期限を延長する等、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
以上御報告いたします。

法人税法の一部を改正する法律案（閣法第一六号）（衆議院送付）

五七、二、二 内閣提出

二、一九 衆本会議趣旨説明

三、一九 衆可決

三、一九 参本会議趣旨説明

三、三一 参可決

要旨

本法律案は、最近における社会経済情勢と現下の厳しい財政事情にかえりみ、今次の税制改正の一環として、法人税法の改正を行うおとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、延納制度について、確定申告による法人税額に係る延納割合を四分の一以下（現行二分の一以下）に引き下げ

るとともに、中間申告による法人税額に係る延納制度を廃止する。

二、適格退職年金契約の範囲に全国共済農業協同組合連合会が締結する生命共済契約を加える。

なお、本法律施行に伴う租税の増収額は、昭和五十七年度約千四百四十億円と見込まれている。

委員長報告

国税込納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案の委員長報告参照

租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第一七号）（衆議院送付）

五七、 二、 二 内閣提出

二、 一九 衆本会議趣旨説明

三、 一九 衆可決

三、 一九 参本会議趣旨説明

三、 三一 参可決

要旨

本法律案は、最近における社会経済情勢の推移及び現下の厳しい財政事情にかえりみ、今次の税制改正の一環として、租税特別措置法の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、企業関係の租税特別措置の縮減合理化

適用期限の到来する特別措置を中心に、公害防止用設備の特別償却割合を引き下げ、価格変動の著しい物品以外の物品を価格変動準備金制度の対象から除外する等、特別償却制度及び準備金制度等二十項目を整理合理化するとともに、政策効果の期待できないもの等を重点に四項目を廃止する。

二、交際費課税の強化

交際費課税制度について、今後三年間の措置として、資本金五千万円以下の中小法人に対する定額控除を残したうえ、交際費の全額を損金不算入とする。

三、土地・住宅税制の改正

土地等の短期譲渡所得と長期譲渡所得の区分の基準を所有期間（十年）に改め、長期譲渡所得については、特別控除後の譲渡益四千万円超の部分を二分の一総合課税

とするほか、居住用財産の買換えの場合等の課税の特例を新設する等の措置を講ずる。

四、福祉対策のための改正

同居している特別障害者について現行の扶養控除等のほか五万円の特別控除を認めることとともに、勤労者財産形成貯蓄の利子等の非課税制度について、年金形式で支払を受ける一定の勤労者財産形成貯蓄の利子等を退職後も非課税とする。

五、その他の改正

国際科学技術博覧会出展準備金制度を創設するとともに、時効により取得した土地の所有権の保存登記に対する登録免許税の軽減措置など適用期限の到来する租税特別措置について、実情に応じその適用期限を延長する等、所要の措置を講ずる。

なお、本法律施行に伴う租税の増収見込額は、昭和五十七年度約千九十億円である。

委員長報告

国稅収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案の委員長報告参照

関稅暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第四六号）（衆議院送付）

五七、 一、二〇 内閣提出

三、三〇 衆可決

三、三一 参可決

要旨

本法律案は、最近における内外經濟情勢の変化に対応し、我が国の貿易の円滑な發展に資するため、東京ラウンド交渉の合意に則つた関稅の段階的引下げを、一律二年分繰り上げて実施するとともに、半導体等の関稅率を引き下げのほか、暫定的措置としてアルミニウムの塊を免税とする等、所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、東京ラウンド交渉に基づき、我が国の関稅讓許品目についての実行関稅率の段階的引下げを、千六百五十三品目につき、昭和五十七年度予定分に加えて一律二年分繰り上げて実施するとともに、半導体、ウイスキー等について関稅率を引き下げる。

二、諸般の情勢を考慮して、シートたばこ、自動車用排気タービン過給機等を無税とするほか、関税割当制度品目のうち、タングステン鉱についてその適用を廃止するとともに、重油及び粗油の一次、二次税率を引き上げる。

三、著しい不況に陥っているアルミニウム精錬業の合理化に資するため、同業者の輸入するアルミニウムの塊の免税制度を新設するとともに、昭和五十七年三月三十一日に期限の到来する石油関連税の減税・還付制度を一年間延長する等の措置を講ずる。

四、昭和五十七年三月三十一日に適用期限の到来する千九百七十五品目の暫定税率について、その適用期限を一年間延長する等所要の改正を行う。

なお、本法律施行に伴う昭和五十七年度一般会計分の関税減収見込額は、約四百億円であり、石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計の原重油関税の増収見込額は、約五十七億円である。

委員長報告

国稅收納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案の委員長報告参照

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五八号）（衆議院送付）

五七、三、一三 内閣提出

四、一三 衆可決

五、一四 参可決

要旨

本法律案は、国際復興開発銀行に対する出資の額が増額されることとなるのに伴い、政府は、同銀行に対し、従来の出資の額のほか、一九四四年七月一日現在の量目及び純分を有する合衆国ドルによる十六億六千六百七十万ドルの範囲内において出資することができるものとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果

を御報告申し上げます。

本案は、国際復興開発銀行に対する出資の額が増額されることとなるのに伴い、わが国が当該出資の額の増額に應ずるための措置を講じようとするものであり、政府は、同銀行に対して十六億六千六百七十万協定ドル、現在の合衆国ドルで約二十億一千万ドルを追加出資することができることとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

昭和五十六年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆第四号）（衆議院提出）

五七、 二、一〇 衆大蔵委員長提出

二、一六 衆可決

二、一七 参可決

要旨

本法律案は、昭和五十六年度において、米の生産抑制の徹底と水田利用の再編成を図るため、政府が稲作の転換を行う者等に対し交付する水田利用再編奨励補助金について、税制上の軽減措置を講ずるものであり、その内容は次のとおりである。

一、個人が交付を受ける同補助金については、一時所得とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用等は、一時所得の必要経費とみなす。

二、農業生産法人が交付を受ける同補助金については、交付を受けた後二年以内に事業の用に供する固定資産の取得又は改良に充てる場合、圧縮記帳の特例を認める。

委員長報告

農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案の委員長報告参照

本院議員提出法律案（四件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送來へ提 付月 日出月 日	参議院 委員会 託議決 議決 議決 議決	衆議院 委員会 託議決 議決 議決 議決	備考
第九十四回国 1 会	義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案	小野明君 外 一名 (五、二二〇)		五、二二〇 未 了		
第九十四回国 2 会	義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案	柏谷照美君 外 一名 (二二〇)		二二〇 未 了		
第九十四回国 3 会	女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案	勝又武一君 外 一名 (二二〇)		二二〇 継 続 審 査		
第九十四回国 5 会	学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案	勝又武一君 外 一名 (二二七)		二二七 継 続 審 査		

衆議院議員提出法律案（四件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送本院へ 付月日	提出月日	参議院 付託 議決	衆議院 付託 議決	備考
5	私立学校振興助成法の一部を改正する法律案	石橋一弥君 外三三 (五七、二二)	五七、四二三	五七、五、四	付託 議決 可決 五七、八二〇	付託 議決 可決 五七、八二〇	修正 五七、四二八 五七、五二四
6	公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案	中西績介君 外三三 (二三、五)	二二、六		(予) 二二、六	二二、六	継続審査
14	国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法案	石橋一弥君 外四九 (四、九)	四、九	八、五	(予) 四九 可決 八二〇	四九 可決 八二〇	可決 八、四 可決 八、五
37	商業用レコードの公衆への貸与に関する著作者等の権利に関する法律案	石橋一弥君 外四九 (八、二)	八、二		(予) 八二四	八二四	継続審査

国立学校設置法の一部を改正する法律案（閣法第一八号）（衆議院送付）

- 五七、 二、 三 内閣提出
三、二六 衆可決
三、三一 参可決

要旨

本案の主な内容は、次のとおりである。

- 一、島根医科大学に大学院を設置すること。
- 二、九州大学の温泉治療学研究所に医学部附属癌研究施設を統合し、「生体防御医学に関する学理及びその応用の研究」を目的とする生体防御医学研究所に改組すること。

三、昭和四十八年度以後に設置された国立医科大学等に係る職員の定員を一万六千二百三十八人に改めること。

四、この法律は、昭和五十七年四月一日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、島根医科大学に大学院を設置するとともに、九州大学の温泉治療学研究所に医学部附属癌研究施設を統合して生体防御医学研究所に改組するほか、昭和四十八年度以後に設置された医科大学等の職員の定員を改めようとするものであります。

委員会におきましては、今後の大学院及び地方大学の充実策、医師養成の望ましいあり方、定員削減計画と定員外職員への対応策、共通一次テストの見直しなどの諸問題について質疑が行われましたが、これらの詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第四八号）（衆議院送付）

五七、 二、二六 内閣提出

四、 八 衆可決

四、一三三 参可決

要旨

本法律案は、国家公務員等の災害補償制度の改正にらつて、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害に係る年金である傷病補償等を受ける権利を担保に、国民金融公庫又は沖繩振興開発金融公庫から小口の資金の貸付けを受けることができるようにするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国家公務員等の災害補償制度の改正に
い、公立学校の学校医等の公務災害に係る傷病補償年金等
を受ける権利を担保に、国民金融公庫または沖繩振興開発
金融公庫から小口の資金の貸し付けを受けることができる
ようにするものであります。

委員会におきましては、学校医等の業務、処遇、配置等
の改善、保健に関する教育の充実、障害児の健康管理の強
化等学校保健に関する諸問題につきまして質疑が行われま
したが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じ
ます。

質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、本法律案は全
会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしま
した。

以上御報告申し上げます。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの
年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案（閣
法第五三号）（衆議院送付）

五七、 三、一〇 内閣提出

六、一五 衆修正

七、 九 参可決

要旨

本法律案は、国・公立学校の教職員の年金の額の改定に
準じて、私立学校教職員共済組合法の規定による既裁定年
金の額の改定等を行うとするものであつて、その主な内
容は次のとおりである。

一、既裁定の退職年金等の額を昭和五十七年五月分から平
均五・〇％引き上げること。

なお、改定年金額の算定基礎となる平均標準給与の額
が一定額以上の者に支給する退職年金、減額退職年金及
び通算退職年金については、昭和五十八年三月分まで、
引上げ額の三分の一の支給を停止すること。

二、旧私学恩給財団の年金の額についても、前記一に準じ
て引き上げること。

三、既裁定の退職年金、廃疾年金及び遺族年金の最低保障
額を昭和五十七年五月分から引き上げるとともに、遺族
年金については、同年八月分から更にその額を引き上げ
ること。

四、掛金及び給付の算定の基礎となる標準給与の月額の上

限及び下限を、昭和五十七年四月から引き上げること。
なお、衆議院において、施行期日等について修正が行われた。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国公立学校における教職員の年金の額の改定に準じて、私立学校教職員共済組合が支給する年金の額を昭和五十七年五月分から改定するとともに、掛金等の算定の基礎となる標準給与の上限及び下限の額を引き上げるなど所要の改正を行おうとするものでございます。

なお、衆議院におきまして施行期日等について修正が行われております。

委員会におきましては、長期経理の今後の見通しと公費助成の拡充の必要性、年金改定のあり方、年金制度の一元化問題、任意継続組合員制度の充実策、保養施設の整備方針のほか私学助成の拡充策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑終局の後、日本社会党、公明党・国民会議、日本共

産党及び民社党・国民連合を代表して小野委員より、年金額の改定時期を例年どおり四月から実施する旨の修正案が提出されました。

討論もなく、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決、原案は賛成多数をもって可決、よって本法律案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、長期給付に対する公費助成の拡充及び財政再建期間中における国庫補助の減額分に対する適正な措置に関する各派共同提出に係る附帯決議案を全会一致をもって委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

日本学校健康会法案（第九十三回国会閣法第二二二号、第九十四回国会衆議院送付）（本院継続審査）

九十三回国会 五五、一〇、一四 内閣提出

衆継続審査

九十四回国会 五六、五、一五 衆修正

参継続審査

九十五回国会

参継続審査

九十六回国会 五七、 四、一六 参修正

六、一五 衆可決

要旨

本法律案は、特殊法人の整理合理化を図る観点から、日本学校給食会と日本学校安全会とを統合し、それらの業務を総合的に推進することにより児童、生徒等の健康の保持増進を図るため、日本学校健康会を設立しようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、日本学校健康会（以下「健康会」という。）は、法人とすること。

二、役員

健康会に、役員として、理事長、理事（常勤三人以内、非常勤二人以内）及び監事を置くこと。

三、運営審議会

健康会に、理事長の諮問機関として、二十五人以内の委員で組織する運営審議会を置くこと。

四、業務

健康会は、日本学校給食会及び日本学校安全会の業務を承継し、次の業務を行うこと。

1 学校安全及び学校給食の普及充実に関すること。

2 義務教育諸学校の管理下における児童又は生徒の災害につき、災害共済給付を行うこと。

3 学校給食用物資の買入れ、売渡しその他供給に関する業務を行うこと。

4 右の1、2及び3の業務に附帯する業務を行うこと。

5 高等学校、高等専門学校又は幼稚園の管理下における生徒、学生又は幼児の災害につき、災害共済給付を行うことができること。なお、当分の間、保育所の管理下における児童の災害についても、災害共済給付を行うことができること。

6 文部大臣の認可を受けて、目的達成に必要な業務を行うことができること。

五、財務、会計及び監督等

健康会の財務、会計、監督等について、一般の特殊法人の例にならば所要の規定を設けること。

六、その他関係法律について所要の整備を行うこと。

なお、衆議院において、身体の障害に関する用語を適切なものに改めるとともに、本案の施行期日について所要の修正が行われた。

修正要旨

本法律の施行期日が昭和五十七年度となることに伴い、日本学校健康会の最初の事業年度等について、所要の修正を行うものである。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、特殊法人の整理合理化を図るため、日本学校給食会と日本学校安全会を統合して新たに日本学校健康会を設立し、児童生徒等の健康の保持増進を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、第九十四回国会で趣旨説明の聴取を行った後、第九十五回国会では学校給食に関する参考人の意見聴取と現地調査を、本国会では学校安全に関する参考人の意見聴取を行うなど、きわめて熱心な審査が行われました。

両国会における主な質疑としては、両法人統合の理由と業務の一体的進め方、運営審議会の構成と職務、職員の人事と労働条件、学校給食関係業務縮小の是非、食品・食器

等の検査の充実、共同調理場のあり方、学校の施設・設備の安全施策、災害共済給付の充実策、養護教諭、学校栄養職員等の適正配置等広範な諸問題が取り上げられましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑終局の後、日本社会党を代表して小野委員より、運営審議会について、その付議事項を明確化するとともに、教職員代表を委員に加える旨の修正案が、次いで公明党・国民会議及び民社党・国民連合を代表して高木委員より、学校給食用物資の供給業務は、六十一年度以降米・小麦粉等いわゆる指定物資に限定する旨の修正案が、また自由民主党・自由国民会議を代表して大島委員より、本法律の施行期日が昭和五十七年度となることに伴う事業年度等に関する修正案が、それぞれ提出されました。

引き続き、討論に入り、日本社会党を代表して本岡委員より、同党の修正案に賛成、原案及び他の二修正案に反対、自由民主党・自由国民会議を代表して田沢委員より、同党の修正案及び修正部分を除く原案に賛成、他の二修正案に反対、公明党・国民会議を代表して柏原委員より、同党及び民社党・国民連合の修正案に賛成、原案及び他の二修正案に反対、日本共産党を代表して佐藤委員より、日本社会

党の修正案に賛成、原案及び他の二修正案に反対の旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、日本社会党提出の修正案及び公明党・国民会議、民社党・国民連合共同提出の修正案はいずれも賛成少数をもって否決され、自由民主党・自由国民会議提出の修正案及びその修正部分を除く原案は賛成多数をもって可決され、よって本案は修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、各派共同提出の附帯決議が行われました。
以上御報告申し上げます。

私立学校振興助成法の一部を改正する法律案（衆第五号）（衆議院提出）

五七、 二、一二 衆・議員提出

五、一四 衆修正

八、二〇 参可決

要旨

一、補助金の交付を受けた個人立、宗教学法人立など学校法

人以外の私立の幼稚園等の設置者が学校法人化しなければならぬ五年の期限が昭和五十九年三月末日までに到来することとなる者については、その期限を昭和六十年三月末日まで延長すること。

二、専修学校又は各種学校の設置のみを目的とするいわゆる準学校法人について、新たに助成等に関する規定を整備すること。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、私立学校振興助成法の一部を改正する法律案は、第一に、個人立、宗教学法人立など学校法人立以外の私立の幼稚園の設置者で補助金の交付を受けたものはその翌年度から五年以内に学校法人化しなければならないこととされておりますが、その期限が昭和五十七年三月末、五十八年三月末及び五十九年三月末に到来するものにつきまして、いずれもこれを六十年三月末まで延長しようとするものであります。第二に、専修学校または各種学校の設置のみを目的とするいわゆる準学校法人について、新たに助成

等に関する規定を整備しようとするものでございます。

なお、衆議院におきまして、学校法人化の期限が本年三月末にすでに到来した私立幼稚園に対して本案の延長規定を適用する修正が行われております。

委員会におきましては、学校法人化が進まない原因と学校法人化促進の必要性、幼稚園未設置市町村の解消、公立・私立の適正配置、幼保一元化など今後の幼児減少傾向に対応する幼児教育のあり方、専修学校・各種学校に対する助成の充実と適正な会計処理の確立、私学助成充実の必要性などの諸問題について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑終局の後、日本社会党を代表して宮之原委員より、学校法人化の期限を延長された幼稚園の設置者が、その期間内に学校法人化しなかった場合、延長期間に係る補助金は原則として返還すべきものとする旨の修正案が提出されました。

討論はなく、採決の結果、日本社会党提出の修正案は賛成少数をもって否決、次いで原案は賛成多数をもって可決、よって本法律案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、小野委員より、学校法人化期限の再延長は行わないこと等五項目から成る日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合の三会派共同の附帯決議案が提出され、全会一致をもって委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法案は、大学等における教育及び研究の進展と学術の国際交流の推進を図るため、国立又は公立の大学等において、外国人を教授等に任用することができるようにするものでございます。

委員会におきましては、本法律案提出に至る経緯、公務員には日本国籍が必要との法理を国公立大学教員に適用することの可否と本法律案との関係、外国人教員の学長、学部長等への任用の是非と任期制の運用方針、現行の外国人教師制度の拡充の必要性、公立小・中・高等学校への外国人教員任用問題等について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上御報告申し上げます。

国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法案（衆第一四号）（衆議院提出）

五七、 四、 九 衆・議員提出

八、 五 衆可決

八、二〇 参可決

要旨

本法律案は、大学等における教育及び研究の進展を図るとともに、学術の国際交流の推進に資するため、国立又は公立の大学等において外国人を教授等に任用することができることとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、国立又は公立の大学においては、外国人を教授、助教授又は講師（以下「教員」という。）に任用することができるものとする。

二、外国人教員は、外国人であることを理由として、教授会その他大学の運営に関する合議制の機関の構成員となり、その議決に加わることを妨げられないものとする。

三、外国人教員の任期については、大学管理機関（当分の間、評議会等の議に基づき学長）の定めるところによるものとする。

四、国立大学共同利用機関等においては、国立大学の教員に相当する職員又はその運営に関する重要事項について当該機関の長の諮問等に応ずる職員に外国人を任用することができるものとする。

五、前記四の外国人職員の任期については、文部省令において任命権者が定めるところによるものとする。

六、この外国人教員等の任用制度は、国立大学及び国立大学共同利用機関等において国家公務員法第二条第七項に規定する個人的基礎においてなされる勤務の契約により教育又は研究に従事する外国人を採用することを妨げるものではないこと。

七、この法律は、公布の日から施行するものとする。

委員長報告

私立学校振興助成法の一部を改正する法律案の委員長報告参照

○社会労働委員会

内閣提出法律案（五件）

番号	件名	提出月日	提出	提出月日	送付	受領	参議院	衆議院	備考
28	勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案	五、二九	受領	五、二九	五、二九	五、二九	可決	可決	
30	戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案	三、〇	受領	三、〇	三、〇	三、〇	可決	可決	衆議院へ八回付意
39	原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案	二、二	受領	二、二	二、二	二、二	可決	可決	衆議院へ八回付意
40	国民年金法等の一部を改正する法律案	二、二	受領	二、二	二、二	二、二	可決	可決	衆議院へ八回付意
74	老人保健法案	五、五	送付	五、五	五、五	五、五	可決	可決	

本院議員提出法律案（五件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送 付月日	衆へ提 出月日	参議院 委員会 議決 議決 議決	衆議院 委員会 議決 議決 議決	備考
3	公衆浴場法の一部を改正する法律案	田中寿美子君 外 七名 (五七、四二六)	五七、四三〇		五七、四二六 未	五七、四三〇 (予)	
4	雇用における男女の平等取扱いの促進に関する法律案	田中寿美子君 外 一名 (四二六)	四三〇		四二六 未	四三〇 (予)	
5	市町村が行う寒冷地世帯暖房費援助事業に係る国の補助に関する法律案	対馬孝且君 外 一名 (四二六)	四三〇		四二六 未	四三〇 (予)	
7	育児休業法案	安恒良一君 外 二名 (五一二)	五一三		五一二 未	五一三 (予)	
10	戦時災害援護法案	本岡昭次君 外 六名 (七三〇)	八二		七三〇 未	八二 (予)	

衆議院議員提出法律案（六件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送 付月日	本院へ 提出月日	参議院 付託 議決 議決	衆議院 付託 議決 議決	備考
1	歯科技工法の一部を改正する法律案	社会労働委員 長 (五、六、二二)	五、六、二二	五、六、二二	五、六、二二 (予) 可決	五、六、二二 可決	
13	原子爆弾被爆者等援護法案	森井忠良君 外六名 (五、七、四)	五、七、四		五、七、四 (予)	五、七、四 未了	
17	定年制及び中高年齢者の雇入れの拒否の制限等に関する法律案	田口一男君 外八名 (四、二二)	四、二二		四、二二 (予)	四、二二 継続審査	
25	労働基準法の一部を改正する法律案	森井忠良君 外三名 (五、一三)	五、一四		五、一四 (予)	五、一四 継続審査	
34	医療法の一部を改正する法律案	森井忠良君 外二名 (八、四)	八、六		八、六 (予)	八、六 継続審査	
35	毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案	社会労働委員 長 (八、九)	八、一〇	五、七、八、一〇	八、一〇 (予) 可決	五、七、八、一〇 可決	

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案（閣法第二八号）（衆議院送付）

五七、二、九 内閣提出

四、二〇 衆可決

五、一四 参可決

要旨

本法律案は、高齢化社会に対応した勤労者の計画的な財産形成及び持家取得の一層の促進を図るため、勤労者財産形成年金貯蓄制度の創設及び勤労者財産形成持家融資の貸付限度額の引上げ等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。（勤労者財産形成は、以下、財形という。）

一、財形年金貯蓄制度の創設

1 財形年金貯蓄契約

(1) 財形年金貯蓄契約とは、五十五歳未満の勤労者が締結した次の契約をいうものとする。

① 金融機関等との預貯金等に関する契約

イ 金銭の払込みは、五年以上、定期に行い、年

金の支払は、六十歳以後五年以上、定期に行われること。また、金銭の払込みは、事業主が借金から控除して行うか、勤労者が財形給付金等により行うこと。

ロ 預貯金等（利子等を含む）は、年金の支払等の場合を除き、払出し等をしないこと。

② 生命保険会社等との生命保険契約等（郵便年金契約を含む）

イ ①のイの要件を満たすこと。

ロ 金銭の支払は、年金の支払のほか、年金支払開始日前にその者が死亡した場合に限り行われ、その保険金等の額は、所定額以下であること。また、被保険者とその者が生存しているときの年金受取人とが、同一人であること。

(2) 財形年金貯蓄契約は、勤労者一人が一契約にかぎり締結できること。

2 財形年金貯蓄制度の創設に伴う措置等

財形貯蓄契約は五十五歳未満の勤労者が締結した契約とすること、財形給付金契約等の受益者等に財形年金貯蓄契約に基づく預入等を行う勤労者を加えること

等の規定の整備を行うこと。

二、財形持家個人融資の貸付限度額の引上げ

貸付限度額を財形貯蓄（財形年金貯蓄を含む）の額の三倍から五倍に引き上げること。

三、施行期日

この法律は、昭和五十七年十月一日から施行すること。ただし、財形持家個人融資の貸付限度額の引上げに係る規定は、公布の日から施行すること。

四、財形貯蓄契約等に係る経過措置等

施行日以後二年間は、五十五歳以上の勤労者であつても財形貯蓄契約及び財形年金貯蓄契約を新たに締結できるものとする。施行日以後二年間のうちに締結する財形年金貯蓄契約については、金銭の払込み期間は三年以上で足りるものとする。この経過措置等を講ずること。

委員長報告

ただいま議題となりました勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案の内容は、高齢化社会に対応した勤労者の計画的な財産形成の一層の促進を図るため、勤労者財産形成年金貯蓄制度を創設するとともに、勤労者財産形成持家個人融資の貸付限度額を引き上げること等であります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が全会一致をもって付されております。

以上御報告いたします。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案（閣法第三〇号）（衆議院送付）

五七、 二、一〇 内閣提出

四、一三 衆可決

八、 四 参修正

八、 五 衆同意

要旨

本法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、戦没者等の妻に対する特別給付金等の支給範囲を拡大する等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に関する事項

1、障害年金の額の引上げ

障害年金の額を、恩給法に準じて引き上げ、第一項症の場合現行の三百七十二万円を昭和五十七年五月分から三百九十二万五千円、同年八月分から三百九十五万五千円に増額するとともに、扶養親族加給の額についても引き上げること等とすること。

2、遺族年金及び遺族給与金の額の引上げ

遺族年金及び遺族給与金（先順位者）の額を、恩給法に準じて引き上げ、現行百二十三万六千円を昭和五十七年五月分から百二十九万九千円、同年八月分から百三十二万円とするとともに、障害年金受給者が死亡（平病死）した場合に係る遺族年金等の額について、現行の二十四万円を同年五月分から二十五万三千二百

円、同年八月分から二十五万九千円に引き上げること等とすること。

二、未帰還者留守家族等援護法の一部改正に関する事項

未帰還者の留守家族に支給する留守家族手当の月額を、遺族年金の増額に準じて、現行の九万五千円を昭和五十七年五月分から十万二百五十円、同年八月分から十万二千円に引き上げること。

三、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に関する事項

昭和五十六年の遺族援護法の改正により、遺族給与金を受ける権利を有するに至った戦没者の妻及び父母等並びに障害年金等を受けるに至った戦傷病者等の妻に対し、それぞれ特別給付金として額面二十万円十年償還、同十万円五年償還、同五万円五年償還の無利子の国債を支給すること。

四、施行期日

この法律は、昭和五十七年五月一日から施行すること。ただし、障害年金、遺族年金等の再度の増額については同年八月一日から、三、については同年十月一日から施

行すること。

修正要旨

本法律案中「昭和五十七年五月一日」施行（再度の増額については八月一日）となつてゐる戦傷病者戦没者遺族等援護法等による遺族年金等の額の引上げについては、これを公布の日から施行し、同年五月一日（再度の増額については八月一日）から適用すること。

委員長報告

老人保健法案の委員長報告参照

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三九号）（衆議院送付）

五七、 二、 一二 内閣提出

五、 一四 衆可決

八、 四 参可決

要旨

本法律案は、原子爆弾被爆者の福祉の向上を図るため、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額を引き上げるものであり、その内容は次のとおりである。

一、医療特別手当の額の引上げ

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の規定により、原子爆弾の傷害作用に起因する負傷又は疾病の状態にある旨の厚生大臣の認定を受けた被爆者であつて、現に当該負傷又は疾病の状態にあるものに支給する医療特別手当の額を、月額九万八千円から十万二千四百円に引き上げること。

二、特別手当の額の引上げ

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の規定により、原子爆弾の傷害作用に起因する負傷又は疾病の状態にある旨の厚生大臣の認定を受けた被爆者であつて、現に当該負傷又は疾病の状態にないものに支給する特別手当の額を、月額三万六千円から三万七千七百円に引き上げること。

三、原子爆弾小頭症手当の額の引上げ

原子爆弾の放射能の影響による小頭症の患者に支給する原子爆弾小頭症手当の額を、月額三万三千六百円から三万五千百円に引き上げること。

四、健康管理手当の額の引上げ

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の規定による被爆者であつて、造血機能障害、肝臓機能障害その他の厚生省令で定める障害を伴う疾病にかかつているものに支給する健康管理手当の額を、月額二万四千円から二万五千百円に引き上げること。

五、保健手当の額の引上げ

厚生省令で定める範囲の身体上の障害のある者等に支給する保健手当の額を月額二万四千円から二万五千百円に引き上げるとともに、それ以外の者に支給する保健手当の額を月額一万二千元から一万二千六百円に引き上げること。

六、施行期日

この法律は、昭和五十七年九月一日から施行すること。

委員長報告

老人保健法案の委員長報告参照

国民年金法等の一部を改正する法律案（閣法第四〇号）（衆議院送付）

五七、二、一二 内閣提出

四、二〇 衆可決

八、四 参修正

八、五 衆同意

要旨

本法律案は、老人、心身障害者及び母子家庭の福祉の向上を図るため、厚生年金保険、船員保険及び拠出制国民年金について昭和五十七年度において特例として年金額を改定する措置を講ずるとともに、福祉年金、児童扶養手当、特別児童扶養手当及び福祉手当の額を引き上げる等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、拠出年金に関する事項

1 物価スライドの特例措置

昭和五十七年度において、昭和五十六年度の消費者物価上昇率が五パーセントを超えない場合であつても、特例としてその上昇率に応じた年金額の引上げを実施

すること。

2 物価スライドの実施時期の繰上げ

昭和五十七年度における年金額の引上げの実施時期を、厚生年金保険及び船員保険については昭和五十七年十一月から同年七月に、拠出制国民年金については昭和五十八年一月から昭和五十七年八月に、それぞれ繰り上げること。

二、福祉年金に関する事項

1 老齢福祉年金

老齢福祉年金の額を月額二万四千円から二万五千円に引き上げること。

2 障害福祉年金

障害福祉年金の額を一級障害について月額三万六千円から三万七千七百円に、二級障害について月額二万四千円から二万五千円に、それぞれ引き上げること。

3 母子福祉年金及び準母子福祉年金

母子福祉年金及び準母子福祉年金の額を月額三万二千円から三万二千七百円に引き上げること。

三、児童扶養手当に関する事項

児童扶養手当の額を児童一人の場合月額三万二千二百円

から三万二千七百円に、児童二人の場合月額三万六千二百円から三万七千七百円に、それぞれ引き上げること。

四、特別児童扶養手当に関する事項

特別児童扶養手当の額を障害児一人につき月額二万四千円から二万五千円に、重度障害児一人につき月額三万六千円から三万七千七百円に、それぞれ引き上げること。

五、福祉手当に関する事項

福祉手当の額を月額一万円から一万五百五十円に引き上げること。

六、施行期日

この法律は、昭和五十七年九月一日から施行すること。ただし、物価スライドの特例措置に関する規定については、公布の日から施行すること。

修正要旨

本法律案のうち、拠出年金の昭和五十七年度における物価スライドの実施期間については公布の日から施行し、厚生年金保険及び船員保険は同年七月一日、国民年金は同年八月一日からそれぞれ適用すること。

委員長報告

老人保健法案の委員長報告参照

老人保健法案（第九十四回国会閣法第七四号、第九十五回国会衆議院送付）（本院継続審査）

九十四回国会 五六、 五、 一五 内閣提出

衆継続審査

九十五回国会 五六、 一〇、 一五 衆本会議趣旨説明

一一、 一三 衆修正

一一、 二〇 参本会議趣旨説明

参継続審査

九十六回国会 五七、 八、 四 参修正

八、 一〇 衆可決

要旨

本法律案は、本格的な高齢化社会に対応して、老後における健康の保持を図るため、健康手帳の交付、健康診査、医療等の保健事業を総合的に実施するとともに、これに必要な費用の公平な負担を図り、あわせて社会保険診療報酬

支払基金の保険者からの拠出金の徴収及び市町村に対する交付金の交付の業務等について定めるものである。

なお、衆議院において、診療報酬支払方式の中央社会保険医療協議会での審議、一部負担の軽減、保険者拠出金の按分率の法定化等について、修正がなされている。

衆議院送付案の主な内容は次のとおりである。

一、目的

国民の自助と連帯の精神に基づき、国民の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図るため、疾病の予防、治療、機能訓練に至る各種保健事業を総合的に行うとともに、それに必要な費用は国民が公平に負担することを目的とすること。

二、老人保健審議会

1 老人保健審議会は、保険者の拠出金等に関する重要事項を調査審議するものとする。こと。（政府原案では、老人保健に関する重要事項を調査審議するものとする）

2 審議会は、老人保健事業の関係者及び学識経験者二十人以上の委員で構成するものとする。

三、保健事業

1 市町村は、厚生大臣が地域の実情に配慮して定める基準に従い、健康手帳の交付、健康教育、健康相談、健康診査、医療、機能訓練、訪問指導等の各種保険事業を総合的、一体的に行うこととする。

2 医療は七十歳以上の者及び六十五歳以上七十歳未満で一定程度以上の障害のある者を対象とし、その他の保健事業は四十歳以上の者（職域等においてこれらの事業に相当する事業の対象となる者を除く）を対象とするものとする。 （政府原案では、医療の対象は七十歳以上となつてゐる）

3 医療は健康保険法及び国民健康保険法による保険医療機関に健康手帳を提示して受けるものとする。

4 老人保健法による診療方針及び診療報酬は、厚生大臣が中央社会保険医療協議会の意見を聴いて定めるものとする。 （政府原案では、厚生大臣は老人保健審議会に諮問するとなつてゐる）

5 医療を受ける者は、老人保健取扱機関ごとに、外来一月四百円（政府原案は五百円）、入院一日三百円、二箇月間を限度（政府原案は四箇月間を限度）として一部負担金を支払うものとする。

四、費用

1 医療に要する費用は、国二〇パーセント、都道府県及び市町村はそれぞれ五パーセントを負担するほか、医療保険各法の保険者が七〇パーセントを拠出するものとし、保険者拠出金の按分率は二分の一として法定すること。 （政府原案では、政令により二分の一以上を按分するとなつてゐる）

2 医療以外の保健事業に要する費用は、国、都道府県、市町村がそれぞれ三分の一ずつ負担するものとする。

五、社会保険診療報酬支払基金における老人保健業務
社会保険診療報酬支払基金は、保険者から医療に要する費用にかかる拠出金を徴収し、市町村に対し交付する事務を行うものとする。

六、関係法律の改正

老人福祉法の一部改正により、老人医療費の支給に関する規定等を整理するほか、医療保険各法においては、七十歳以上の加入者について療養の給付を行わないこと等とする。

七、施行期日

老人保健審議会に関する部分は公布の日から三月を超えない範囲内において、その他の部分は公布の日から一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

修正要旨

- 一、次年度以降の保険者拠出金の加入者按分率^{あん}は、老人人口の増加率等を勘案して毎年度政令で定める率とし、この法律施行後三年以内を用途として見直すものとする。
- 二、一により加入者按分率^{あん}を政令で定めるに当たっては、厚生大臣は、あらかじめ老人保健審議会の意見を聴くものとする。
- 三、被用者保険本人の入院時一部負担金は、健康保険法による負担額（一万五千円）を限度とすること。
- 四、その他保険者の拠出金等について所要の修正を行うこと。

委員長報告

ただいま議題となりました四法律案につきまして、社会

労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、老人保健法案について申し上げます。

本案の主なる内容は、国民の老後における健康の保持と医療の確保を図るため、市町村は健康手帳の交付、健康診査、医療等の保健事業を、医療については七十歳以上の住民を、その他の保健事業については四十歳以上の住民を対象として総合的に実施すること。その医療を受ける際、医療を受ける者が一部負担金を支払うこととし、保健事業に要する費用について、医療以外の保健事業は国、都道府県、市町村がそれぞれ三分の一ずつの負担を、医療に要する費用については国が二割、都道府県及び市町村がおのおの五割、医療保険各法に定める保険者が七割を拠出し、その保険者の拠出金は、老人医療費の二分の一を七十歳以上加入者の総数を基準として案分調整すること。社会保険診療報酬支払基金の保険者からの拠出金の徴収及び市町村に対する交付金の業務等について規定すること等であります。

委員会におきましては、愛知県、静岡県に対する現地調査、参考人からの意見聴取、内閣、地方行政、文教及び農林水産委員会と連合審査を行うなど慎重な審査が行われま

した。

委員会における質疑の主なる点は、第一は老人医療費の増大と診療報酬の支払い方式について、第二は老人医療費拠出金の決定方法とその限度について、第三は保健事業の具体的内容と実施体制、要員の確保、施設の整備、第四は老人医療に対する一部負担の導入等でありますが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、自由民主党・自由国民会議、公明党・国民会議及び民社党・国民連合を代表し、遠藤理事より、第一に、保険者拠出金の加入者案分率は老人人口の増加率を限度とし、法律施行後三年以内を目途に見直すこと、第二に、入院時一部負担金の軽減などを内容とする修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、日本社会党、日本共産党よりそれぞれ原案並びに修正案に反対、自由民主党・自由国民会議、公明党・国民会議及び民社党・国民連合よりそれぞれ原案並びに修正案に賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって修正議決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し、老人の心身の特性を踏まえ、診療方針及び診療報酬を改善すること等を内容とする附帯決議が付されております。

次に、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案外二法律案について申し上げます。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案は、戦傷病者戦没者遺族等援護法のほか、関連する四法律を改正しようとするものであり、その主なる内容は、戦傷病者戦没者遺族等に対する障害年金、遺族年金等の額を恩給法に準じて引き上げ、戦没者等の妻に対する特別給付金等の支給範囲の拡大等であります。

国民年金法等の一部を改正する法律案の主なる内容は、厚生年金、船員保険及び拠出制国民年金について、昭和五十七年度において、昭和五十六年度の消費者物価上昇率が五%を超えない場合であっても、特例としてその上昇率に応じた年金額の引き上げを実施するほか、福祉年金、児童扶養手当、特別児童扶養手当及び福祉手当の額をそれぞれ引き上げること等を内容とするものであります。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小

頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額をそれぞれ引き上げるものであります。

委員会におきましては、以上三案を一括議題として審議を進めましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、まず、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案について、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合、新政クラブ及び一の会を代表して、安恒理事より、施行期日の繰り上げについての各派共同修正案が提出され、次いで自由民主党・自由国民会議を代表して、佐々木理事より、戦傷病者戦没者遺族等援護法等による遺族年金等の額の引き上げの施行期日について、本年五月一日、八月一日とあるのを公布の日と改め、それぞれ五月一日、八月一日にさかのぼって適用する旨の修正案が提出されました。

採決の結果、安恒理事提出の修正案は賛成少数で否決され、佐々木理事提出の修正案並びに修正部分を除く原案は多数でそれぞれ可決され、本法律案は修正議決すべきものと決しました。

次に、国民年金法等の一部を改正する法律案について、

日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合、新政クラブ及び一の会を代表して、渡部理事より、物価スライド等の実施時期繰り上げについての各派共同修正案が提出され、次いで自由民主党・自由国民会議を代表して、佐々木理事より、拠出年金の物価スライドの施行期日について、本年七月一日、八月一日とあるのを公布の日と改め、それぞれ七月一日、八月一日にさかのぼって適用する旨の修正案が提出されました。

採決の結果、渡部理事提出の修正案は賛成少数で否決され、佐々木理事提出の修正案並びに修正部分を除く原案は多数でそれぞれ可決され、本法律案は修正議決すべきものと決しました。

最後に、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合、新政クラブ及び一の会を代表して、柄谷委員より、施行期日の繰り上げについての各派共同修正案が提出されました。

採決の結果、柄谷委員提出の修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、以上三法律案に対し、それぞれ附帯決議が付されております。

以上御報告いたします。

歯科技工法の一部を改正する法律案（衆第一号）（衆議院提出）

五六、一二、二二 衆社会労働委員長提

出

一一、二二 衆可決

一二、二二 参可決

要旨

本法律案は、歯科技工士の資質の向上に資するため、次の措置を講じようとするものである。

一、歯科技工士の免許権者を、都道府県知事から厚生大臣に改めること。

二、歯科技工士試験は、厚生大臣がこれを行うものとし、その試験に関する事務の全部又は一部を都道府県知事に委任することができるものとする。

三、その他

1 この法律は、昭和五十七年四月一日から施行すること。

2 歯科技工士試験は、当分の間、歯科技工士養成所の所在地の都道府県知事がこれを行うこと。

3 この法律の施行の際現に歯科技工士の免許を受けている者は、改正後の歯科技工法の規定による免許を受けた者とみなすほか、所要の経過措置を講ずること。

委員長報告

ただいま議題となりました歯科技工法の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案の主なる内容は、歯科技工士の免許権者及び歯科技工士試験の実施権者を都道府県知事から厚生大臣に改めること等であります。

委員会におきましては、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。以上御報告いたします。

毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案（衆第三五号）
（衆議院提出）

五七、 八、 九 衆社会労働委員長提

出

八、一〇 衆可決

八、二〇 参可決

要旨

本法律案は、最近におけるシンナー等の乱用者の動向にかんがみ、シンナー等をみだりに摂取し、若しくは吸入し又はこれらの目的で所持する行為の禁止規定に違反した者に対する法定刑を、現在の三万円以下の罰金から、一年以下の懲役等に処することができるように改めるものである。

委員長報告

ただいま議題となりました毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本案は、シンナー等をみだりに摂取し、若しくは吸入し

またはこれらの目的で所持する行為の禁止規定に違反した者に対する法定刑を引き上げ、新たに一年以下の懲役等に処することができることとするものであります。

委員会におきましては、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

以上御報告いたします。

衆議院議員提出法律案（一件）

33	番号	件名	提出者	予備送付月日	提出月日	参議院	衆議院	備考
		藪糸価格安定法の一部を改正する法律案	農林水産委員長 (五七、八、四)	五七、八、五	五七、八、五	付託 委員会議決 議本会議決 五七、八、五 (予) 可決 五七、八、二〇	付託 委員会議決 議本会議決 五七、八、五	

69	63	62	番号	件名	提出	提出月日	本院に受領 又は(衆)へ 送付月日	参議院	衆議院	備考
				昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改正に関する法律等の一部を改正する法律案		三二五	受領 五、四	付託 委員会議決 議本会議決 五七、八、三 (予) 可決 五七、八、四	付託 委員会議決 議本会議決 五七、五、二 五七、五、四 (予) 可決 五七、五、四	
				砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案		三二九	受領 三、六	付託 委員会議決 議本会議決 三三二 (予) 可決 三三二	付託 委員会議決 議本会議決 三三二 (予) 可決 三三二	

国会の承認を求めるの件（一件）

番号	件名	提出	提出月日	本院に受領 又は(衆)へ 送付月日	参議院 委員会 議決 議決	衆議院 委員会 議決 議決	備考
2	漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件		五七、二二三	五七、三一九 受領	五七、二二三 (予)承認	五七、三三〇 承認	

松くい虫防除特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第三一号）（衆議院送付）

- 五七、二、一〇 内閣提出
- 三、一九 衆修正
- 三、三一 参可決

要旨

本法律案は、松くい虫が運ぶ線虫類により松林に異常な被害が依然として発生している状況にかんがみ、本年三月末をもつて失効する現行法の体系を整備拡充して森林資源として重要な松林を保護し、及びその有する機能を確保す

るため、被害木の破砕、焼却等による駆除、航空機による薬剤防除、松林の他の樹種からなる森林への転換等の松くい虫被害対策を緊急かつ総合的に推進する措置を講じようとするもので、主な内容は次のとおりである。

- 一、法律の題名を「松くい虫防除特別措置法」から「松くい虫被害対策特別措置法」に改めるとともに、森林資源として重要な松林を保護し、及びその有する機能を確保するため目的規定について必要な整備を行う。

二、松くい虫被害対策の総合的展開がなされるよう農林水産大臣の定める基本方針に明記されるべき事項を整備する。

また、都道府県知事は基本方針に即して、計画的、総

合的被害対策が展開されるよう都道府県実施計画を定める。

三、市町村は、都道府県実施計画と調和しつつ地域の被害対策を計画的に行うため新たに地区実施計画を定める。

四、農林水産大臣又は都道府県知事は、特に必要があると認めるときは、公益的機能の高い松林又は被害の拡大を防止する上で重要な松林であつて被害の程度が高いものにつき、当該松林の所有者等に特別伐倒駆除を命ずることがができる。

また、当該命令に係る損失補償、国の補助について必要な規定の整備をする。

五、本法律の有効期限を昭和六十二年三月三十一日に改める。

なお、衆議院において、農林水産大臣が定める基本方針の内容及び松くい虫駆除に係る薬剤の使用をする者が留意すべき事項について修正がなされた。

委員長報告

漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件の委員長報告参照

農用地開発公団法の一部を改正する法律案（閣法第三二二号）
（衆議院送付）

五七、 二、一〇 内閣提出

四、二三 衆可決

五、一二 参可決

要旨

本法律案は、複雑かつ大規模化する最近の海外農業開発の円滑な推進を図るため、農用地開発公団が国際協力事業団等の委託に基づいて海外農業開発に関する調査その他の業務を行うことができるよう所要の規定を整備しようとするものであつて、主な内容は次のとおりである。

一、農用地開発公団は、従来の業務に支障のない範囲内で、新たに、国際協力事業団等の委託により、農林水産大臣の認可を受けて、開発途上地域における農業開発に関する調査等の業務及び、この業務に関連して必要な海外農業開発に関する情報を収集し整備する業務を行うことができるものとする。

二、一の業務に関する手続き等について所要の規定を整備

する。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、複雑かつ大規模化する最近の海外農業開発の円滑な推進を図るため、農用地開発公団が国際協力事業団等の委託に基づいて海外農業開発に関する調査その他の業務を行うことができるよう所要の規定を整備しようとするものであります。

委員会におきましては、わが国の経済協力の現状と今後の見通し、国際社会における海外農業協力の位置づけ、農用地開発公団に新たに海外農業開発調査等の業務を創設する理由及びその業務に対応する組織、職員等のあり方、農業基盤整備事業の実態、土地改良長期計画の進捗状況等について質疑がなされました。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して下田京子委員から本法律案に対し反対する旨の討論があり、採決の結果、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、第二院クラブ各党派共同提案による海外農業協力事業の推進と農用地開発公団の行う業務の一層の充実を内容とする附帯決議を行いました。
以上御報告いたします。

漁業災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第四二号）（衆議院送付）

五七、 二、一三 内閣提出

四、 八 衆可決

四、二三 参可決

要旨

本法律案は、漁業共済事業の健全かつ円滑な運営を図るため、漁獲共済、養殖共済及び特定養殖共済についての共済契約の締結を促進する措置を講ずるとともに、特殊法人の整理合理化を図るため、漁業共済基金を解散し、その業務を中央漁業信用基金に承継させる措置等を講じようとするものであつて、その主な内容は、次のとおりである。

一、漁獲共済の仕組みの改善

加入の拡大を図るため、地域の実態に応じて加入集団及び加入区を設けることができるようにする。また、継続的な加入を確保するため、漁獲共済契約と併せて契約する継続申込特約方式を導入し、この方式による契約については、補償水準が大幅に変動しないように措置する。

二、養殖共済の仕組みの改善

加入の拡大を図るため、契約締結要件を緩和し、漁業者が自己の共済需要に応じて加入できるようにする。また、共済金の支払方法を改め、特定の共済事故によつて生じた損害数量の一定割合をてん補の対象としないよう措置する。

三、その他の共済事業の仕組みの改善

試験的に実施している特定養殖共済について、養殖施設を共済の対象とすること等の措置を講ずる。また、地域的な共済需要に応ずるため、新たに、漁業共済組合が自主的に地域共済事業を実施することができるよう措置する。

四、漁業共済基金の整理

漁業共済基金は、昭和五十七年中に解散することとし、その一切の権利及び義務は、同基金の業務を引き継ぐこ

ととなる中央漁業信用基金が承継することとする。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案について、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、漁業共済事業の健全かつ円滑な運営を図るため、漁獲共済、養殖共済及び特定養殖共済についての共済契約の締結を促進する措置を講ずるとともに、特殊法人の整理合理化を図るため、漁業共済基金を解散し、その業務並びに一切の権利及び義務を中央漁業信用基金に承継させること等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、現在の漁業情勢を打開するため、基本的な水産政策のあり方、漁業共済制度の位置づけ、法改正の必要性、本制度の低加入率の原因と加入促進策、今回の改正による加入者の増加見込み、共済収支の悪化の原因、特に二百海里ショックとの関係、継続契約方式の導入による利点、国庫補助のあり方等について質疑を行うとともに、参考人から意見を聴取いたしました。が、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案

は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、各会派共同提案による中小漁業の経営実態を反映した補償水準の設定に努めること等十項目の附帯決議を全会一致をもって行いました。

以上御報告いたします。

漁業再建整備特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第四五号）（衆議院送付）

五七、 二、一九 内閣提出

四、二〇 衆可決

四、二八 参可決

要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、農林水産大臣が策定する中小漁業構造改善基本方針に定める事項として、漁船用燃料その他のエネルギーの使用の合理化に関する事項を加える。

二、漁業協同組合等が一の基本方針に沿って作成する中小

漁業構造改善計画に定める事項として、漁船用燃料その他のエネルギーの使用の合理化に関する事項を加える。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、最近の中小漁業経営における省エネルギーの重要性にかんがみ、農林水産大臣が策定する中小漁業構造改善基本方針及び漁業協同組合等が作成する中小漁業構造改善計画において定める事項として、新たに漁船用燃料その他のエネルギーの使用の合理化に関する事項を加える等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、法改正の必要性とその効果、税制上の割増し償却の取扱方針、省エネルギー型漁船の建造の見通し、第二次中小漁業構造改善基本方針と法改正の関連性、中小漁業経営の自己資本比率の改善策、日本型食生活における水産物の位置づけ、水産物需要の増大策、減船整備による漁業構造再編対策等について質疑を行いました。その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、各会派共同提案による省エネルギー・漁船・機器等の普及を図ること等第三項目の附帯決議を全会一致をもって行いました。

以上御報告いたします。

種苗法の一部を改正する法律案（閣法第六一号）（衆議院送付）

五七、 三、一五 内閣提出

四、二三 衆可決

七、 九 参可決

要旨

本法律案は、千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーヴで改正された千九百六十二年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の締結に伴い、同条約と同条約に対応する国内法としての種苗法との整合性を保つため、品種登録を受けることができ

る外国人の範囲等について所要の規定の整備を行おうとするものであり、主な内容は次のとおりである。

一、品種登録を受けることができる外国人の範囲の改正
品種登録を受けることができる外国人として、日本国民を保護する国の国民のほか、新たに、条約加盟国に住所等を有する者を加えるものとする。

二、優先権に関する規定の整備

品種登録の出願者は、条約加盟国へ出願をした後一年以内にその品種について我が国へ出願する場合には、優先権を主張することができることとし、優先権を主張したときには、加盟国等への出願の日から我が国への出願の日までの間に、同一品種についての出願、公表、譲渡がされても、品種登録は妨げられないものとする。

三、条約の効力に関する規定の新設

新品種の保護に関し条約に別段の定めがあるときは、その規定によるものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の締結に伴い、品種登録を受けることができる外国人の範囲等につき所要の改正を行い、条約とこれに対応する国内法との整合性を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、種苗制度の運用経過、品種登録の審査体制、品種特性の維持管理、優良品種の普及促進、品質改良促進上の国際技術協力、国際条約加盟の効果等について質疑が行われました。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、各派共同提案による、迅速な品種登録の審査に努めること等四項目の附帯決議を全会一致で行いました。以上御報告いたします。

農業協同組合法の一部を改正する法律案（閣法第六二号）（衆議院送付）

五七、 三、一五 内閣提出
五、一四 衆可決
八、 四 参可決

要旨

本法律案は、農協をめぐる社会経済情勢の変化に対応して、信用事業制度の整備改善等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、信用事業を行う組合の内国為替取引について、員外利用制限を受けずに行うことができるものとする。
- 二、信用事業を行う連合会の有価証券の払込金の受入れ等の業務について、地方債等に限り、員外利用制限を受けずに行うことができるものとする。
- 三、信用事業を行う連合会の貸付けについて、特定の連合会に限り、特例的に、その資金量の一定割合まで緩和するみちをひらくものとする。
- 四、連合会の総代を、定款で定めるところにより、総会外においても選挙することができるものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました二法案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、両案の内容を申し上げます。

農業協同組合法改正案は、最近の社会経済情勢の変化に対応して、農業協同組合の行う内国為替取引事業及び農業協同組合連合会の行う資金の貸付事業等に係る組合員以外の者の利用の制限の緩和等を図るとともに、農業協同組合連合会の総代を総会外においても選挙する道を開こうとするものであります。

また、農林漁業団体職員共済年金改定法等改正案は、農林漁業団体職員共済組合による給付に関し、他の共済組合制度に準じて既裁定年金の額の改定措置を講ずるほか、年金の最低保障額の引き上げ、標準給与の月額の上下限の引き上げ等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、両案を一括議題とし、参考人の出席も求めて審査を行いました。

質疑の主な内容は、農業協同組合法改正案に対しては、農協の本質とあるべき姿、員外利用制限緩和と農協の本質、信用事業の現状とその背景、全銀内為制度加盟への体制整

備、また、農林漁業団体職員共済年金改定法等改正案に対しては、年金財政の将来見通しと財政基盤強化、国の財政再建期間中の給付費補助減額分の扱い、年金一元化問題、年金改定の実施時期、恩給に準じた年金改定の是非等であります。

質疑を終わり、農業協同組合法改正案の討論に入りましたところ、神谷委員より日本共産党を代表して本改正案に反対する旨の討論があり、農業協同組合法改正案は、採決の結果、賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本改正案に対し、農協及び連合会の執行体制の整備と責任体制の確立を図ること等八項目の附帯決議を全会一致で行いました。

続いて、農林漁業団体職員共済年金改定法等改正案に対し、勝又委員より、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合、第二院クラブを代表して、年金額の改定の実施時期を一カ月繰り上げることを内容とする修正案が提出され、趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本修正案は賛成少数で否決され、農林漁業団体職員共済年金改定法等改正案は、討論もなく、採決の結果、賛成多数

をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本改正案に対し、国の財政再建期間中減額されることとなった国庫補助額については、当該期間経過後速やかに適正な利子相当額を加え、その減額分を補てんすること等五項目の附帯決議を全会一致で行いました。

以上御報告いたします。

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第六三号)(衆議院送付)

五七、 三、一五 内閣提出

五、一四 衆修正

八、 四 参可決

要旨

本法律案は、農林漁業団体職員共済組合による給付に關し、恩給制度、国家公務員共済組合制度その他の共済組合制度の改正に準じて、既裁定年金の額の引上げ等による給付水準の引上げ等を行おうとするものであり、その主な内

容は次のとおりである。

一、既裁定年金の額の引上げ

昭和五十六年三月三十一日以前に給付事由が生じた退職年金等の年金額の算定の基礎となつた平均標準給与を、昭和五十六年度の国家公務員給与の上昇率を基準として平均五・〇パーセント引き上げ、年金額の増額を昭和五十七年五月分から行うこととする。

ただし、その引上げ後の平均標準給与の年額が四百十六万二千四百円以上である退職年金等については、昭和五十八年三月分まで、増額分の三分の一の支給を停止することとする。

二、退職年金等の最低保障額の引上げ

退職年金等について、その最低保障額を昭和五十七年五月分から引き上げ、遺族年金については同年八月分から更に引き上げることとする。

三、標準給与の下限及び上限の引上げ

掛金及び給付の額の算定の基礎となる標準給与の月額の下限を七万二千円から七万五千円に、上限を四十二万円から四十四万円にそれぞれ引き上げることとする。

なお、衆議院において、施行期日を「昭和五十七年五月

一日」から「公布の日」に改めるとともに、これに伴う所要の修正が行われている。

委員長報告

農業協同組合法の一部を改正する法律案の委員長報告参照

砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第六九号）（衆議院送付）

五七、三、一九 内閣提出

三、二六 衆可決

三、三一 参可決

要旨

本法律案は、でん粉を原料とする新しい甘味料である異性化糖の急増等最近の砂糖をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、異性化糖の砂糖との価格調整に関する措置並びに輸入糖及び異性化糖の蚕糸砂糖類価格安定事業団（以下「事業団」という。）の売戻価格の特例措置等を定めようとする

ものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、目的の改正

新たに異性化糖を事業団の売買対象とすることに伴い、異性化糖との価格調整に関する措置を目的の規定に加える。

二、異性化糖の砂糖との価格調整等

一定の条件下にある異性化糖については、事業団による売買を通して砂糖との価格調整を行う。この場合の売買差額の算定は輸入糖の場合に準じた方法によつて行い、その水準は異性化糖が砂糖の価格形成に及ぼす影響の程度等を考慮して定める。

なお、異性化糖の事業団売買に伴う収入の見込みに応じて、砂糖の事業団売戻価格を修正する。

三、輸入糖及び異性化糖の事業団売戻価格の特例

国産糖の事業団売戻価格を決定する際の市価参酌を円滑に行うため、砂糖の市価が一定水準を下回っている場合等において、各企業につき一定の数量を超える輸入糖及び異性化糖についての売戻価格は、通常の売戻価格に一定額を加えた額とする。

この一定額は、砂糖の供給量の増加が砂糖の市価等に及ぼす影響の程度を考慮して定める。

四、その他

この法律は、公布の日から一月の範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、異性化糖の砂糖との価格調整措置等は、昭和五十七年十月一日以後に適用する。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、異性化糖の砂糖との価格調整に関する措置並びに指定糖及び異性化糖の蚕糸砂糖類価格安定事業団の売り戻しの価格の特例措置等を定めようとするものであります。

委員会におきましては、甘味の需給動向、異性化糖を事業団売買の対象とする理由、市価参酌の意義等について質疑が行われました。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、各会派共同提案による附帯決議を全会一致をもつ

て行いました。

以上御報告申し上げます。

繭糸価格安定法の一部を改正する法律案（衆第三三三号）（衆議院提出）

五七、 八、 四 衆農林水産委員長提

出

八、 五 衆可決

八、二〇 参可決

要旨

本法律案は、最近における蚕糸業をめぐる厳しい諸情勢にかんがみ、蚕糸砂糖類価格安定事業団が保有する生糸を生糸需要の増進に資するため、新規の用途に向ける場合等に売り渡すことができることとする等、所要の整備を行おうとするものであつて、その主要内容は次のとおりである。

一、事業団が保有する国産糸について、現行の中間安定を図るための生糸の売渡し等のほか、新規用途等生糸需要

の増進に資するための売渡しの途を開く特例を設ける。

二、事業団が保有する輸入糸についても、国産糸の場合と同様に、新規用途等生糸需要の増進に資するための売渡しの途を開く。

なお、これに関連して、従来は輸入糸につき現行法の運用で行つてきたいわゆる一般売渡し及び実需者売渡しを、法律上明確に位置づける。

三、事業団の保有する輸入糸を糸価安定のために売り渡す場合において、コスト価格以下では売り渡せないこととされていたことの例外を設ける。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告致します。

本法律案は、最近の蚕糸業をめぐる厳しい諸情勢にかんがみ、蚕糸砂糖類価格安定事業団の保有する生糸の数量が適正な数量を超えている場合に限り、当該事業団が保有する生糸を、生糸需要の増進に資するため、新規の用途に向ける場合等に売り渡すことができることとする等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、今回の改正に伴う改正法の運用とその効果等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知を願いたいと存じます。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件（閣承認第二号）（衆議院送付）

五七、 一、一三 内閣提出

三、一九 衆承認

三、三一 参承認

要旨

承認を求める漁港整備計画の主な内容は次のとおりである。

一、将来における漁業生産の確保、流通機構の改善、漁港の安全性の確保、地域社会の基盤強化の観点から指定漁

港のうち、漁業及び地域の振興上特に重要な漁港について整備することとし、漁港施設の不足度の高いもの、事業効果の大きいもので緊急に整備する必要があるものを整備漁港として採択する。

二、前項の方針に基づき、昭和五十七年度以降六年間に四百八十港の漁港の施設を整備する。

委員長報告

ただいま議題となりました二案件につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、漁港整備計画変更承認の件は、現行漁港整備計画の全部を変更して、昭和五十七年度以降六年間に四百八十港の漁港について漁港修築事業を実施しようとするものがあります。

委員会におきましては、今回の第七次計画策定の理由、事業費の確保、調整費の趣旨、新計画の採択漁港数等について質疑が行われました。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

なお、各会派共同提案による附帯決議を全会一致をもつ

て行いました。

次に、松くい虫防除特別措置法の一部を改正する法律案は、松林における松くい虫の被害が依然として発生している状況にかんがみ、今月末に失効する現行法を五年間延長して、被害木の伐倒、破砕、焼却、薬剤の空中散布、地上散布、樹種転換等の松くい虫被害対策を緊急かつ総合的に推進するための措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、松くい虫被害が増大した理由、防除対策のあり方、薬剤防除の効果と環境への影響、被害木の活用等について質疑が行われました。

質疑を終わり、社会党坂倉藤吾君及び共産党下田京子君からそれぞれ修正案が提案され、討論に入りましたところ、社会党村沢牧君から社会党修正案に賛成の討論がなされました。

討論を終わり、これらの三案を順次採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

○商工委員会

内閣提出法律案（八件）

番号	件名	提出	提出月日	本院に受領 又は(衆)へ 送付月日	付託 委員会	議決 委員会	本院 議決	付託 委員会	議決 委員会	本院 議決	備考
22	石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案		五七、二九	受 五七、三一二	付 五七、三一 (予)	可 五七、三三〇	可 五七、三三二	付 五七、三九 石炭対策委	可 五七、三一	可 五七、三一二	
23	臨時石炭鉱害復旧法及び石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律案		二九	受 四二	付 二九 (予)	可 四二三	可 四二四	付 二九 石炭対策委	可 四一	可 四二	
24	機械類信用保険法の一部を改正する法律案		二九	受 三二六	付 三一 (予)	可 四八	可 四九	二九	可 三四	可 三二六	
25	炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案		二九	受 三一二	付 二九 (予)	可 三三〇	可 三三二	特 二九 石炭対策委	可 三一	可 三二二	
41	アルコール製造事業の新エネルギー総合開発機構への移管のためのアルコール専売法等の一部を改正する法律案		二二	受 四二	付 四三	可 四二〇	可 四二三	三六	可 三三一	可 四二	
55	中小企業信用保険法の一部を改正する法律案		三二	受 四八	付 三二 (予)	可 四三二	可 四三三	三二	可 四七	可 四八	
56	小規模企業共済法の一部を改正する法律案		三二	受 四八	付 三二 (予)	可 四三二	可 四三三	三二	可 四七	可 四八	
78	海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律案		四二〇	受 五一四	付 六三	可 七六	可 七九	四二〇	修 四二八	修正 五一四	

本院議員提出法律案（二件）

第九十四回国 第七回	番号	件名	提出者 (月 日)	予備送 付月日	本院へ 提出月日	参議院 付委員会 託議決 未了	衆議院 付委員会 託議決 了	備考
		下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案	市川止一君 外(五、六、四、九)名					

衆議院議員提出法律案（五件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送 付月日	本院へ 提出月日	参議院 付委員会 託議決	衆議院 付委員会 託議決	備考	
10	武器等の輸出の禁止等に関する法律案	清水勇君 外(五、七、三、二、五)名	五、三、二、六		五、七、三、二、六 (予)	五、三、二、六 未了	了	
19	武器その他の軍用機器の輸出等の禁止に関する法律案	渡辺貢君 外(四、二、八)名	五、四		五、四 (予)	五、四 未了	了	
20	大企業者等の小売業の事業活動の規制に関する法律案	小林政子君 外(四、二、八)名	五、四		五、四 (予)	五、四 未了	了	
23	訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案	北側義一君 外(四、三、〇)名	五、四		五、四 (予)	五、四 未了	了	
27	深海底鉱業暫定措置法案	商工委員長 (五、二、四)	五、二、四	五、七、五、二、四	五、二、四 (予)	五、七、七、六 可決	五、七、七、九 可決	五、七、五、二、四 可決

石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案（閣法第二二号）（衆議院送付）

五七、 二、 九 内閣提出

三、 一二 衆可決

三、 三一 参可決

要旨

本法律案は、我が国石炭鉱業を合理化し、石炭企業経営の健全化を図るとともに、石炭企業の經理の適正化、産炭地域における中小企業者の資金融通の円滑化等を図る必要がなお存続している現状にかんがみ、石炭鉱業合理化臨時措置法、石炭鉱業經理規制臨時措置法、産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律及び石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法の廃止するとされる期限を昭和六十二年三月三十一日まで延長するとともに、石炭鉱業合理化臨時措置法に規定する石炭鉱業合理化基本計画の目標年度の変更、新エネルギー総合開発機構による電力用炭の購入及び販売の業務の廃止、重複鉱区がある場合の鉱区消滅区

域等における石炭の掘採の制限の緩和等の措置を講じようとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました二法案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案は、石炭対策を一層推進するため、石炭鉱業合理化臨時措置法、石炭鉱業經理規制臨時措置法、産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律及び石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法が廃止されるものとする期限を、それぞれ昭和六十二年三月三十一日まで五年間延長するとともに、新エネルギー総合開発機構による電力用炭の購入及び販売の業務の廃止、重複鉱区がある場合の鉱区消滅区域における石炭の掘採の制限の緩和などの措置を講じようとするものであります。

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案は、同法の廃止期限を同じく五年間延長しようとするものであります。

商工委員会におきましては、両案について参考人の意見を聴取するとともに、総合エネルギー政策における国内炭の位置づけ、新鉱開発の可能性、北炭夕張新鉱の再建問題などについて質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わりましたところ、対馬委員より、日本社会党を代表して、新エネルギー総合開発機構の業務に被災者救出等交付金の交付業務を加えることなどを内容とする石炭合理化法等改正案に対する修正案が提出され、安倍通商産業大臣から、政府は修正案に反対である旨の意見が表明されました。

次に、両法案に対する討論に入り、石炭合理化法等改正案について、日本社会党村田理事より、原案反対、修正案賛成、自由民主党・自由国民会議野呂田理事より、原案賛成、修正案反対、日本共産党市川理事より、原案、修正案いずれも反対の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、採決の結果、対馬君提出の修正案は賛成少数をもって否決され、石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案は多数をもって、炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案は全会一致をもって、いずれも原案ど

おり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対しそれぞれ附帯決議が行われましたことを申し添え、御報告を終わります。

臨時石炭鉱害復旧法及び石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第二三号）（衆議院送付）

五七、二、九 内閣提出

四、二 衆可決

四、一四 参可決

要旨

本法律案は、石炭及び亜炭の採掘により生じた鉱害が現在もなお相当量累積していること及び鉱害の賠償を担保するための積立金制度等をなお存続させる必要があることにかんがみ、臨時石炭鉱害復旧法及び石炭鉱害賠償等臨時措置法の廃止するものとされる期限を昭和六十七年七月三十一日まで延長しようとするものである。

なお、両法律の主な内容は次のとおりである。

臨時石炭鉱害復旧法

一、通商産業大臣は、鉱害の計画的かつ効率的な復旧に資するため鉱害復旧長期計画を定める。

二、石炭鉱害事業団は、毎事業年度において復旧工事に着手することが必要かつ適当であると認められる地区について復旧基本計画を作成し通商産業大臣の認可をうける。

三、賠償義務者、石炭鉱害事業団、地方公共団体等は、復旧基本計画に基づき復旧工事を実施する。

四、復旧費の負担については、賠償義務者からの納付金に加え国及び都道府県が一定割合を補助するほか、賠償義務者が無資力・不存在等の場合は国及び県等で負担する。

石炭鉱害賠償等臨時措置法

一、鉱業権者又は租鉱権者は、毎年度石炭採掘による既発生及び将来発生の鉱害賠償費用の二分の一相当額を石炭鉱害事業団に積み立てる。

二、鉱害賠償をめぐる紛争を処理するため地方鉱業協議会に裁定委員会を設ける。

三、石炭鉱害事業団の組織・業務等に関する事項を定める。

委員長報告

ただいま議題となりました臨時石炭鉱害復旧法及び石炭

鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、現在なお復旧すべき累積鉱害が相当量存在している実情にかんがみ、鉱害復旧の促進と鉱害賠償の円滑化を図るため、臨時石炭鉱害復旧法及び石炭鉱害賠償等臨時措置法が廃止するものとされる期限をそれぞれ昭和六十七年七月三十一日まで十年間延長しようとするものであります。

委員会におきましては、鉱害復旧の実績と見通し、法律の期限延長を十年間とした理由、鉱害賠償資金の貸付条件等の諸点、並びに石炭政策、エネルギー政策全般についての質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、村田理事より、各派共同提案による鉱害復旧長期計画の速やかな見直し等四項目にわたる附帯決議案が提出され、全会一致をもってこれを当委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

機械類信用保険法の一部を改正する法律案（閣法第二四号）
（衆議院送付）

五七、 二、 九 内閣提出
三、二六 衆可決
四、 九 参可決

要旨

本案は、中小企業が経営管理の合理化を図るために必要とするコンピュータのプログラムの入手、利用を容易にするとともに、ソフトウェア業の発展を促進するため、プログラム信用保険制度を創設しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、目的の改正
法律の目的に中小企業の経営管理の合理化及びソフトウェア業の振興を加えること。
- 二、定義の改正
「割賦販売契約」、「購入資金借入保証契約」及び「リ

ース契約」の定義規定にプログラムに係る取引を加えるとともに、「第一種機械類」及び「第二種機械類」の定義規定にプログラムを加える等定義規定の整備を行うこと。

三、保険契約者の追加

割賦販売契約等に係る保険契約の相手方として、プログラムの作成の事業を行う者等を加えること。

委員長報告

ただいま議題となりました機械類信用保険法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、中小企業の経営管理の合理化を図るために必要とされるコンピュータのプログラムの入手、利用を容易にするとともに、ソフトウェア業の発展を促進するため、新たにプログラムに係る割賦販売契約、リース契約等による取引について、政府が信用保険を行う制度を創設しようとするものであります。

委員会におきましては、ソフトウェアに関する権利保護、情報処理業界における要員派遣と労務管理、ソフトウェア

流通振興対策、データ通信回線利用制度等の諸問題にわたって質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第二五号）（衆議院送付）

五七、 二、 九 内閣提出

三、 一二 衆可決

三、 三一 参可決

要旨

本法律案は、炭鉱離職者が一定の地域においてなお発生している現状にかんがみ、炭鉱離職者臨時措置法の廃止するものとされる期限を昭和六十二年三月三十一日まで延長しようとするものである。

なお、炭鉱離職者臨時措置法の主な内容は次のとおりで

ある。

- 一、石炭鉱業の合理化に伴う炭鉱離職者で一定の要件を備えた者に炭鉱離職者求職手帳を発給する。
- 二、手帳の発給を受けた者に対し就職指導を行い、就職促進手当を支給する。
- 三、雇用促進事業団は他の地域に移住する炭鉱離職者に対して移住資金を支給する等の援護業務を行う。

委員長報告

石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案の

委員長報告参照

アルコール製造事業の新エネルギー総合開発機構への移管のためのアルコール専売法等の一部を改正する法律案（閣法第四一号）（衆議院送付）

五七、 二、 一二 内閣提出

四、 二 衆可決

四、 二三 参可決

要旨

本案は、行政の簡素化及びアルコール専売事業の効率化を図り、かつ、将来の石油代替エネルギーの一つとしてアルコールの開発・利用を推進することが必要とされている事情にかんがみ、アルコール専売事業の製造部門を昭和五十七年十月一日に新エネルギー総合開発機構へ移管するため、アルコール専売法等について所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、アルコール専売法の一部改正

(1) 新エネルギー総合開発機構（以下「機構」という。）にアルコールの製造を行わせること。

(2) 政府は、毎年度開始前にアルコールの収納計画を機構に通知すること。

(3) 機構は、アルコール製造業務を行うことに伴い、機構におけるアルコール製造業務に係る経理区分について所要の規定整備を行うこと。

二、通商産業省設置法の一部改正

アルコール製造事業の機構への移管に伴い、通商産業省基礎産業局アルコール事業部を廃止すること。

三、公共企業体等労働関係法の一部改正

アルコール専売事業を公共企業体等労働関係法の適用対象から除外すること。

四、国家公務員共済組合法の一部改正

アルコール専売共済組合を廃止し、通商産業省共済組合へ統合すること。

五、その他

国から機構への権利義務の承継等所要の規定の整備を行うこと。

委員長報告

ただいま議題となりました三法案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、アルコール製造事業の新エネルギー総合開発機構への移管のためのアルコール専売法等の一部を改正する法律案は、行政の簡素化及びアルコール専売事業の効率化を図り、かつ将来の石油代替エネルギーの一つとしてアルコールの開発利用を推進することが必要とされている事情にかんがみ、アルコール専売事業の製造部門を昭和五十七年十月一日に新エネルギー総合開発機構へ移管するため、アルコール専売法等について所要の改正を行おうとするもの

であります。

委員会におきましては、行政改革と新エネルギー機構への移管、身分変更に伴う職員の処遇上の問題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、村田理事より、各派共同提案によるアルコール製造事業の安定的運営等四項目にわたる附帯決議案が提出され、全会一致をもってこれを当委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案は、中小企業者の省エネルギー施設及び石油代替エネルギー施設の導入を積極的に推進するため、新たにエネルギー対策保険を創設するとともに、冷夏、豪雪等の突発的事由により影響を受ける中小企業者に対しても倒産関連保証の特例を適用できるようにしようとするものであります。

また、小規模企業共済法の一部を改正する法律案は、昭和四十年以来実施されている小規模企業共済制度の一部を手直しし、掛金月額の上限引き上げ、共済金受給のために必要な掛金納付月数の短縮、共済契約解除手続の簡素化等

の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、これら二法案を一括して議題とし、中小企業景気対策、中小企業倒産対策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、二法案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案に対し、野呂田理事より、各派共同提案による信用補完制度強化策など四項目にわたる附帯決議案が提出され、全会一致をもってこれを当委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案（閣法第五五号）
（衆議院送付）

五七、 三、一二 内閣提出

四、 八 衆可決

四、二三 参可決

要旨

中小企業信用保険制度は、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑に行うため、全国各地の信用保証協会が行う中小企業者の債務の保証について中小企業信用保険公庫が保険を行う制度であるが、本法律案は、最近の中小企業を取り巻く経営環境が依然として厳しいことにかんがみ、信用補完の面より中小企業の資金需要に対して的確な対応を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、エネルギー対策保険の創設

- 一 中小企業者の省エネルギー施設及び石油代替エネルギー施設の導入を積極的に推進するため、新たにエネルギー対策保険を創設すること。

二、倒産関連中小企業者の範囲の拡大

冷夏、豪雪等の突発的事由により、特定の地域における特定の業種が影響を受けている場合には、当該業種に属する中小企業者に対して、さらに特定の地域において業種横断的に影響を受けている場合には、当該地域に事業所を有する中小企業者に対して、それぞれ通常の付保限度額のほかに別枠で利用できる倒産関連保証の特例が

適用できるよう、倒産関連中小企業者の範囲を拡大すること。

委員長報告

アルコール製造事業の新エネルギー総合開発機構への移管のためのアルコール専売法等の一部を改正する法律案の委員長報告参照

小規模企業共済法の一部を改正する法律案（閣法第五六号）
（衆議院送付）

五七、 三、一二 内閣提出

四、 八 衆可決

四、二三 参可決

要旨

小規模企業共済制度は、小規模企業者が退職後の生活の安定あるいは事業の再建・転業に備えて相互扶助の精神に基づき、自ら資金を出し合つて共済事業を行う制度であり、小規模企業振興対策の一環として国が昭和四〇年以来実施してきたものである。本制度は法律上、経済事情の変

化に対応すべく、掛金、共済金等の額の検討を五年ごとに行うよう義務付けられているが、本法律案はこのために必要な改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、掛金月額の上限を現行の三万円から五万円に引き上げるとともに、共済金の最高限度も引き上げる。

二、共済金の受給のために必要な掛金納付月数を十二月から六月に引き下げる。

三、第一種共済契約者につき、いわゆる法人成り（個人事業が従来の事業との一体性を維持しつつ会社へ組織替えすること）等の事由が生じた場合、現行法では中小企業事業団に対し共済契約解除義務を課していたが、これを改め、かかる場合には共済契約は自動的に解除されたものとみなすこととする。

委員長報告

アルコール製造事業の新エネルギー総合開発機構への移管のためのアルコール専売法等の一部を改正する法律案の委員長報告参照

海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律案（閣法第七八号）（衆議院送付）

五七、 四、二〇 内閣提出

五、一四 衆修正

七、 九 参可決

要旨

本法律案は、海外商品取引所における先物取引の勧誘、受託等を行う業者が悪質な行為を行うことにより、最近、一般委託者において被害が多発しているという事態にかんがみ、これを防止するため、次のような措置を講じようとするものである。

一、勧誘に際し、書面により取引内容を十分説明することを義務付ける。

二、海外先物契約を締結した場合には、その内容を書面で明確にすることを義務付ける。

三、売買契約が成立したときは売買報告書の交付を義務付ける。

四、違法、不当な勧誘、受託等を禁止する。

五、業者が真に成立した売買取引の価格について立証しない限り、顧客に有利な価格で売買取引が成立したものと推定することにより、私法上の救済を図る。

六、業務停止命令、罰則等により、以上の規制の実効性を担保する。

なお、本法律案については、衆議院において、海外先物契約の定義等に関し、修正が行われた。

委員長報告

深海底鉱業暫定措置法案の委員長報告参照

深海底鉱業暫定措置法案（衆第二七号）（衆議院提出）

五七、 五、一四 衆商工委員長提出

五、一四 衆可決

七、 九 参可決

要旨

本法律案は、新たな海洋秩序への移行その他深海底鉱業を取り巻く国際環境の著しい変化等に対応して深海底鉱物

資源を合理的に開発するため、深海底鉱業の事業活動の調整等に関し必要な暫定措置を定めるものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、深海底鉱業を行おうとする者は、探査又は採鉱を行う区域を定めて通商産業大臣の許可を受けなければならない。

二、通商産業大臣は、深海底鉱業についてこの法律と著しく異なる規制をしない国で、その国民等が開発事業を行っている国を深海底鉱業国として指定し、我が国の深海底鉱業国を進行おとする者の申請している区域が、深海底鉱業国の事業を行おうとする者の申請する区域と重複するときは、当該申請者に対し一定事項を通知しなければならない。

三、前項の通知をうけたときは、その重複する部分を解消するため、申請人は申請の変更を行うことができるほか、通商産業大臣は必要な措置をとるべきことの勧告、区域の変更申請を命ずることができる。

四、深海底鉱業者は、一、の許可を受けた日から原則として六月以内にその事業に着手しなければならないほか、通商産業大臣の認可をうけた施業案によらないで事業を

行つてはならない。

五、日本国内において深海底鉱業を行うことに伴う鉱害で他人に損害を与えたときは、損害発生時における深海底鉱業者がその損害の賠償責任を負うほか、深海底鉱業の保安確保のため鉱山保安法の規定を準用する。

なお、本法律のいかなる規定も深海底を我が国の主権又は管轄権の下に置こうとするものではなく、公海の自由を行使する他国の利益を害するものではない旨の規定を設けている。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案二件につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。まず、深海底鉱業暫定措置法案は、新たな海洋秩序への移行その他深海底鉱業を取り巻く国際環境の著しい変化等に対応して、深海底鉱物資源を合理的に開発するため、深海底鉱業の事業活動の調整等に関し必要な暫定措置を定めるものであって、衆議院商工委員会提出に係るものであります。

委員会におきましては、質疑、討論なく、採決の結果、

本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律案は、海外商品市場における先物取引の受託等に関する取引が増加している現状にかんがみ、当該先物取引の受託等を公正にし、その委託者が受けることのある損害を防止するため、海外商品取引業者に所要の書面の交付を義務づけるとともに、その先物取引に係る売り付けまたは買い付けに際し、所定の要件に該当するときは、売り付けまたは買い付けが一定の価格で成立したものと推定することとする等の内容を定めるものであります。なお、衆議院において海外先物契約の定義を改めるなどの修正が行われております。

委員会におきましては、商品取引所法第八条の解釈変更に伴って生ずる問題や政府の商品取引政策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入ったところ、日本共産党市川理事より本法律案に反対の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、野呂田理事より、一般委託者に対し本法の立法趣旨を周知徹底すべきこと等五項目にわたる附帯決議案が提出され、全会一致をもってこれを本委員会の

決議とすることに決定いたしました。
以上御報告申し上げます。

○運輸委員会

内閣提出法律案(四件)

番号	件名	提出	提出月日	本院に受領又は(衆)へ送付月日	参議院	衆議院	備考
73	道路運送車両法の一部を改正する法律案		三二四	受領 四二〇	付託 五二二 議決 八三三 議決 八四四	付託 三二六 議決 四二四 議決 四二〇	五七、五一二 本会議で趣旨説明聴取
71	船員災害防止協会等に関する法律の一部を改正する法律案 右により「船員災害防止協会等に関する法律」の題名を「船員災害防止活動の促進に関する法律」に改正		三二九	受領 四一八	(予) 三二九 可決 四三三 可決 四三三	三二九 可決 四二二 可決 四一八	
70	船員法及び船舶職員法の一部を改正する法律案		三二九	受領 四一八	(予) 三二九 可決 四三三 可決 四三三	三二九 可決 四二二 可決 四一八	
51	旅行業法の一部を改正する法律案		五七、三二九	受領 五七、三二六	(予) 五七、三二九 可決 五七、四二五 可決 五七、四二六	五七、三二九 可決 五七、三三三 可決 五七、三二六	

本院議員提出法律案（一件）

6	番号	件名	提出者 (月 日)	予備送本院へ 付月日	提出月日	参議院 付委員会 議決 議決 議決 議決 議決 議決	衆議院 付委員会 議決 議決 議決 議決 議決 議決	備考
		貨物自動車に係る道路運送秩序の確立に関する特別措置法案	小柳勇君 (五月三十一日)	五月三十一日		付委員会 議決 議決 議決 議決 議決 議決	付委員会 議決 議決 議決 議決 議決 議決	

衆議院議員提出法律案（三件）

36	22	21	番号	件名	提出者 (月 日)	予備送本院へ 付月日	提出月日	参議院 付委員会 議決 議決 議決 議決 議決	衆議院 付委員会 議決 議決 議決 議決 議決	備考
				道路運送法の一部を改正する法律案	三塚博君 (八月二二日)	八月三日		付委員会 議決 議決 議決 議決 議決 議決	付委員会 議決 議決 議決 議決 議決 議決	
				交通事業における公共割引の国庫負担に関する法律案	井岡大治君 (五月四日)	五月四日		付委員会 議決 議決 議決 議決 議決 議決	付委員会 議決 議決 議決 議決 議決 議決	
				地域交通整備法案	井岡大治君 (五月四日)	五月四日		付委員会 議決 議決 議決 議決 議決 議決	付委員会 議決 議決 議決 議決 議決 議決	

旅行業法の一部を改正する法律案（閣法第五一号）（衆議院送付）

五七、 三、 九 内閣提出

三、二六 衆可決

四、一六 参可決

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

第一 主催旅行の確実、安全な実施を確保するための措置

一、一般旅行者及び国内旅行者は、主催旅行を実施することについて登録を受けるとともに、必要な営業保証金を供託しなければならないこととする。

二、旅行者は、主催旅行の円滑な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、主催旅行に同行する主任の添乗員については一定の研修及び経験を義務づけることとする。

三、主催旅行に関し広告をするときは、実施する者の氏名、收受する対価の額その他の事項を表示しなければならないこととする。

第二 旅行取引の適正化

一、旅行業務取扱主任者の職務についての準則を定めることとし、資格の認定制度を廃止することとする。

二、旅行業代理店業者は、二以上の旅行者を代理するものであつてはならないこととし、取引に際しては、その代理する旅行者を明示することを義務づけることとする。

三、旅行業代理店業者の登録については、財産的基礎の有無を基準としないこととし、有効期間の更新を要しないこととする。

四、一般旅行者及び国内旅行者は、旅行業代理店業者の登録を受けなくても、他の旅行者が実施する主催旅行について代理して契約を締結することができることとし、代理を委託した旅行者は、一定額の営業保証金を供託しなければならないこととする。

五、運輸大臣は、標準旅行業約款を定めて公示するものとし、旅行者がこれと同一の旅行業約款を定めるときは、運輸大臣の認可を受けたものとみなすこととする。

六、旅行業務の取扱料金について届出制を廃止し、旅行

者から收受する料金を営業所に掲示しなければならぬ
いこととする。

第三 不健全旅行等への関与の禁止

旅行者又はその従業者は、旅行地の法令に違反す
る行為及び違反するサービスの提供等に関与してはな
らないこととする。

第四 旅行者に対する監督等

運輸大臣は、旅行者に業務の運営の改善に関し、
必要な命令をすることができるとするとともに、
旅行業協会の業務に社員を指導する業務等を加えるこ
ととする。

第五 登録拒否基準及び罰則の強化

登録の拒否の基準を強化するとともに、誇大広告等
を処罰の対象とし、罰金等の額を引き上げることとする。

委員長報告

ただいま議題となりました旅行業法の一部を改正する法
律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果
を御報告申し上げます。

本案は、最近における旅行業務に関する取引の実態に対

応して、旅行者の行う取引の公正を維持し、旅行の安全
を確保し、旅行者の保護を図るため所要の措置を講じよう
とするものでありまして、その主な内容は、第一に、主催
旅行を実施する旅行者について営業保証金制度の充実強
化を図るとともに、主催旅行に同行する主任の添乗員につ
いては、一定の研修等を義務づけること、第二に、旅行業
務取扱主任者の職務についての準則を定め、旅行業代理店
業者の所属を明確にする等旅行者の業務運営の適正化を
図るための規定を整備すること、第三に、不健全旅行等へ
の関与の防止対策として、旅行者及びその従業者が旅行
地の法令に違反するサービスに関与することを禁止するこ
と等であります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願
います。

質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、本法律案は全
会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしま
した。

なお、本案に対し、小柳理事より各派共同提案に係る四
項目から成る附帯決議案が提出され、全会一致をもって本
委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

船員法及び船舶職員法の一部を改正する法律案（閣法第七〇号）（衆議院送付）

五七、 三、一九 内閣提出

四、 八 衆可決

四、二三 参可決

要旨

本法律案は、千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の発効に備えるとともに、船員制度の近代化を推進するものであつて、その主な内容は次のとおりである。

第一 船員法の改正

一、航海当直の実施に関し、船長の遵守すべき事項を命令で定めるとともに、主務大臣の定めるばら積み、危険物又は有害物を積載した船舶については、停泊中の航海当直の禁止の規定は適用がないこととする。

二、船舶の設備等について一定の基準に適合する船舶と

して主務大臣の指定するものに関しては、第七十条の規定による航海当直体制について命令で別段の定めをすることができることとする。

三、航海当直をすべき職務を有する部員は、年齢、経験等に関し命令の定める要件を満たさなければならないこととする。

四、タンカーに乗り組む船長その他一定の海員は、経験、消火訓練等の事項に関し命令の定める要件を満たさなければならないこととする。

五、行政官庁は、船舶の安全を確保するため、特に必要があると認めるとき、又は、外国船舶が海難等を起こした場合において、人の生命、身体等に危険があるとき等は、船舶の航行の停止を命じ、又はその航行を差し止めることができることとする。

第二 船舶職員法の改正

一、条約の定める旗国主義に従い、日本船舶を所有することができない者に貸し付けた日本船舶にも本法を適用することとする。

二、船舶の設備等に関し一定の基準に適合する船舶において、船舶の運航に関する職務又は機関の運転に関す

る職務のうち政令で定める一定の職務を行う船舶職員として新たに運航士を定めることとする。

三、海技資格を条約の諸要件を満たしたものに改めることとし、運輸大臣は、一定の資格についての免許につき、所要の限定をすることができることとする。

四、海技免状の有効期間を五年間とし、身体適性、乗船履歴等についての基準を満たす者は、海技免状の更新をすることができることとする。

五、船舶職員の乗組み基準を政令で定めるとともに、船舶所有者は、その船舶に、乗組み基準に従い、海技免状を有する海技従事者を乗り組ませなければならないこととし、海技従事者は、乗組み基準に従い、海技免状を有していなければ、船舶職員としてその船舶に乗り組んではならないこととする。

六、外国船舶が条約に定める要件を満たす船舶職員を乗り組ませない場合、運輸大臣は、要件を満たす乗組員を乗り組ませべきことを通告し、その船舶の航行の停止を命じ、又はその航行を差し止めることができることとする。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、船員法及び船舶職員法の一部を改正する法律案は、千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の発効に備えとともに船員制度の近代化を推進しようとするもので、その主な内容は、第一に、条約の国内実施を図るため、航海当直に関し遵守すべき事項、船舶職員法の適用に関する旗国主義の採用、条約の要件を満たした新たな海技資格、外国船に対する監督等について定めること、第二に、船員制度の近代化を推進するため、航海当直体制の特例、新たに運航士制度を設けること等であります。

次に、船員災害防止協会等に関する法律の一部を改正する法律案は、船員災害防止対策の総合的かつ計画的な推進を図ろうとするもので、その主な内容は、第一に、船舶所有者は、総括安全衛生担当者を選任し、また安全衛生委員会を設置すること、第二に、運輸大臣は、総合的な改善措置が必要な船舶所有者に対し安全衛生改善計画の作成を指

示することができると等であります。

委員会におきましては、両案を一括して質疑を行いました。委員会の詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、両案を一括して討論に入りましたところ、日本共産党を代表して小笠原委員より船員法及び船舶職員法の一部を改正する法律案に対し反対の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、船員法及び船舶職員法の一部を改正する法律案は多数をもって、また、船員災害防止協会等に関する法律の一部を改正する法律案は全会一致をもって、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、竹田委員より、船員法及び船舶職員法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議及び民社党・国民連合共同提案に係る五項目から成る附帯決議案が、また船員災害防止協会等に関する法律の一部を改正する法律案に対し、各派共同提案に係る三項目から成る附帯決議案が提出され、いずれも全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

船員災害防止協会等に関する法律の一部を改正する法律案
(閣法第七一号)(衆議院送付)

五七、三、一九 内閣提出

四、八 衆可決

四、二三 参可決

要旨

本法律案は、船員災害防止対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、安全衛生管理体制の確立その他の船員災害の防止を目的とする船舶所有者の自主的な活動を促進する措置等を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、題名を「船員災害防止活動の促進に関する法律」に改める。

二、この法律は、船舶所有者及び船舶所有者の団体による自主的な活動を促進するための措置を講ずること等により、船員の安全衛生の向上を図り、船員災害の防止に寄与することを目的とするものとする。

三、船員災害防止活動の主体となるべき船舶所有者及び船

員についてそれぞれの責務を宣言するとともに、国の援助等について規定するものとする。

四、安全衛生管理体制を整備する。

(一) 一定規模以上の船舶所有者は、総括安全衛生担当者を選任し、その者に船員災害の防止のために必要な業務を統括管理させなければならないものとする。

(二) 一定規模以上の船舶所有者は、船員災害の防止に関する重要事項を調査審議し、船舶所有者に対し意見を述べさせる場としての安全衛生委員会を企業内（又は一定の団体内）に設けなければならないものとする。

(三) 船舶所有者は、船員の安全及び衛生に関する教育の体制を整備しなければならないものとする。

五、安全衛生計画に関し、所要の規定を整備する。

(一) 運輸大臣は、船員災害が多発していること等により総合的な改善措置が必要な船舶所有者に対し、安全衛生改善計画の作成を指示することができるものとする。

(二) 船舶所有者は、安全衛生改善計画を作成し、運輸大臣に届け出ることとし、運輸大臣は、その内容が違法なものであるとき又は適切でないとき認めるときは、変更を命ずることができるものとする。

委員長報告

船員法及び船舶職員法の一部を改正する法律案の委員長報告参照

道路運送車両法の一部を改正する法律案（閣法第七三号）（衆議院送付）

五七、 三、二四 内閣提出

四、二〇 衆可決

五、一二 参本会議趣旨説明

八、 四 参可決

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

第一 自動車検査証の有効期間の延長

一、 自家用乗用自動車について、新車新規検査に係る自動車検査証の有効期間を三年（現行二年）に延長する。

第二 点検整備関係

一、「仕業点検」の名称を「運行前点検」に改める。

二、自家用乗用自動車の新車時初回の六月点検は行うこ

とを要しないこととする。

三、定期点検整備記録簿について、その記載事項の充実、自動車への備付け等を規定するとともに、その他その様式、保存期間等を運輸省令で定めることとする。

四、陸運局長は、定期点検を行っていない自動車の使用者に対し、点検を行うことを指示することができることとし、これに伴い、点検の指示に基づいて講じた措置について報告を義務づけ、報告義務に違反した者に対し、過料を科することとする。

五、運輸大臣は、自動車の使用者が、点検及び整備の実施方法を容易に理解できるようにするため、点検及び整備に関する手引を作成し、公表することとする。

第三 自動車整備事業関係

一、自動車分解整備事業の認証基準として、事業を適確に遂行するために必要な経理的基礎を加えるとともに、その欠格事由に関する規定を整備することとする。

二、自動車分解整備事業者の遵守すべき事項を運輸省令で定めるとともに、陸運局長は自動車分解整備事業者がこれらの事項を遵守していないと認めるときは、業務運営の改善に必要な措置を命ずることができるとする。

三、自動車整備振興会の事業に、自動車使用者等の苦情の処理、自動車整備事業の業務の運営の改善に関する指導等を加えることとする。

第四 その他

法目的における公害の防止の明確化、回送運行許可に係る制限の緩和、罰則の整備等所要の規定を整備する。

第五 施行期日

公布の日から起算して一年を超えない範囲内で政令で定める日から施行することとする。

委員長報告

ただいま議題となりました道路運送車両法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における自動車に関する技術の進歩及び自動車の整備事業に対する業務運営の改善の要請に対応して、自動車の検査・整備制度の改善を図ろうとするものであり、その主な内容は、自家用乗用車について、新車新規検査に係る自動車検査証の有効期間を三年に延長すること、新車時初回の六カ月点検を廃止すること、陸運局長の点検等の指示と報告の義務づけ、及び報告義務違反者に対

し過料を科すること、自動車分解整備事業の認証基準に経理的基礎を加えること等であります。

委員会におきましては、参考人の意見を聴取したほか、公害及び交通安全対策特別委員会との連合審査会を開き熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終了し、小柳理事より、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合及び新政クラブの五党派共同提案に係る修正案が提出されました。その内容は、点検等の指示に対し報告を義務づける規定及び報告義務違反に過料を科する規定を削除しようとするものであります。

次いで、原案及び修正案を一括して討論に付しましたところ、日本社会党を代表して竹田委員より原案に反対、修正案に賛成、自由民主党・自由国民会議を代表して井上理事より原案に賛成、修正案に反対、公明党・国民会議を代表して黒柳理事、日本共産党を代表して小笠原委員、民社党・国民連合を代表して柳澤委員、新政クラブを代表して田委員より、それぞれ原案に反対、修正案に賛成の旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、山崎理事より、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、新政クラブの五党派共同提案に係る附帯決議案が提出され、多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

その内容は次のとおりであります。

政府は、本法の施行に当たり、次の事項につき、適切な措置を講ずべきである。

一、法第五十三条の二の規定に基づく点検等の指示の対象については、運用上、不正改造車、違法な行為を行っている白ナンバートラックやダンプカーその他の整備不良車等を中心とするものとし、整備不良車に該当しない一般の自家用乗用車については行政指導にとどめるものとする。

二、法第五十三条の二の規定に基づく点検等の指示の適用については、本法施行後十分な指導期間をおくこと。以上御報告申し上げます。

○通信委員会

内閣提出法律案（三件）

番号	件名	提出	提出月日	本院に受領	参議院	衆議院	備考
74	電波法の一部を改正する法律案		三、二六	受領 四、二三	付託(予)可決 五、二一	付託(予)可決 五、二二	
52	放送法等の一部を改正する法律案		三、九	受領 四、二三	付託(予)可決 五、二一	付託(予)可決 四、二三	
13	郵便貯金法の一部を改正する法律案		五、二九	受領 五、四、八	付託(予)可決 五、四、三	付託(予)可決 五、四、四	

国会の承認を求めるの件（一件）

番号	件名	提出	提出月日	本院に受領	参議院	衆議院	備考
1	放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件		五、二〇	受領 五、三二、六	付託(予)承認 五、三二、〇	付託(予)承認 五、三二、一	

NHK決算（二件）

件名	提出月日	参議院			衆議院			備考
		付託	委員会議決	本会議決	付託	委員会議決	本会議決	
日本放送協会昭和五十四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	五六、三二六 (第九十四回国会)	五六、三二二	五七、五二三 議決	五七、五二四 議決				衆議院は第九十五回国会において議決した。
日本放送協会昭和五十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	五七、三二七	五七、三二七			五七、三二七			

郵便貯金法の一部を改正する法律案（閣法第一三三号）（衆議院送付）	要旨
<p>五七、一、二九 内閣提出</p> <p>四、八 衆可決</p> <p>四、一四 参可決</p>	<p>委員長報告</p> <p>ただいま議題となりました郵便貯金法の一部を改正する</p> <p>本法律案は、郵便貯金の預金者の利益の増進を図るため、預金者貸付制度の預金者一人に対する貸付金の限度額を現行の七十万円から百万円に引き上げようとするものである。</p>

法律案につきまして、逡信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、郵便貯金の預金者の利益の増進を図るため、預金者貸付制度における預金者一人に対する貸付金の限度額を現行の七十万円から百万円に引き上げようとするものであります。

委員会におきましては、預金者貸付制度の一層の改善方策、郵貯資金自主運用の必要性、郵貯不振の原因と今後の増強対策、郵貯事業の経理内容の明確化等の諸問題について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

放送法等の一部を改正する法律案（閣法第五二号）（衆議院送付）

五七、 三、 九 内閣提出

四、 二三 衆可決

五、 一二 参可決

要旨

本案は、テレビジョン多重放送を実用化するために必要な規定の整備を図るとともに、外国人等の取得した放送会社の株式の取扱いの特例措置等を定めようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、放送法の一部改正

1 日本放送協会の業務にテレビジョン音声多重放送及びテレビジョン文字多重放送等を加えること。

2 日本放送協会は、郵政大臣の認可を受けて、収支予算等で定めるところにより、同協会の業務に密接に関連する政令で定める事業に出資することができるものとする。

3 株式を上場している一般放送事業者は、外国人等がその議決権の五分の一以上を占めることとなるときは、当該外国人等の取得した株式の名義書換を拒むことができるものとする。

4 日本放送協会及び一般放送事業者は、地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その予防又は被害の軽減に役立つ放送をしなければならぬものとする。

二、電波法の一部改正

テレビジョン放送をする無線局の免許が効力を失つたときは、そのテレビジョン放送の電波に重畳してテレビジョン多重放送をする無線局の免許も効力を失うものとする。

三、有線テレビジョン放送法の一部改正

有線テレビジョン放送事業者は、郵政大臣の指定するテレビジョン放送の難視聴区域においては、その区域に係るテレビジョン多重放送も義務的に再送信しなければならないものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました二法案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、放送法等の一部を改正する法律案は、国民の多様な情報に対する要望にこたえてテレビジョン多重放送を実用化するため、日本放送協会の業務にテレビジョン音声多重放送及びテレビジョン文字多重放送等を加えるとともに、協会はその業務に密接に関連する事業を行う者に出資できることとするほか、外国人等により放送会社の株式取得の

結果、当該放送局の免許が取り消されるといふ不測の事態を防ぐため、株式を上場している放送会社等は、外国人等の株式取得により放送局の免許の欠格事由に該当することとなるときは、当該外国人等の取得した株式の名義書きかえを拒むことができることとする等所要の措置を講じようとするものであります。

次に、電波法の一部を改正する法律案は、一九七八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の発効に備えるため、一定の船舶局の無線設備の操作については、船舶局無線従事者証明を受けている無線従事者でなければ行つてはならないこと等とするともに、わが国の在外公館に無線局設置の道を開くため、相互主義を前提に在日外国公館に無線局の設置を認めることとするほか、行政事務の簡素合理化と国民の利便を図るため、市民ラジオの無線局の開設については、技術基準適合性を確保した上で免許を要しないこととする等所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、以上二法案を便宜一括して審査し、マスコミの集中排除等多重放送の実施方針、文字多重放送に関する標準方式、放送会社の外国人等の持ち株制限、

外国公館の無線局開設の監理方針、災害放送の義務化をめぐる問題等について質疑が行われました。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して佐藤委員より放送法等の一部を改正する法律案に反対の旨の発言があり、次いで、順次採決の結果、放送法等の一部を改正する法律案は多数、電波法の一部を改正する法律案は全会一致をもっていずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、放送法等の一部を改正する法律案に対し、前田理事より、テレビジョン多重放送の実施に当たっては、放送の多様性、地域性を確保し得るよう、第三者利用の事業主体について適切に配慮することなど二項目から成る各派共同提案の附帯決議案が提出され、全会一致をもって当委員会での決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

電波法の一部を改正する法律案（閣法第七四号）（衆議院送付）

五七、三、二六 内閣提出

四、一三三 衆可決

五、一二二 参可決

要旨

本案は、千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の発効に備えて、船舶局の無線設備の操作を行う者の要件について所要の措置を定めるとともに、相互主義を前提として外国公館の無線局に免許を与えることができることとするほか、行政事務の簡素合理化等のため特定の無線局の免許を要しないこと等の措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

- 一、郵政省令で定める一定の船舶局の無線設備の操作については、船舶局無線従事者証明を受けている無線従事者でなければ行つてはならないこととする。
- 二、船舶局無線従事者証明は、当該証明を受けた者が引続き五年間一定の無線局の業務に従事しなかつたとき等の場合には、その効力を失ふこととする。
- 三、外国の大使館、公使館又は領事館の無線局であつて、特定の固定地点間の通信を行うものについては、相互主義を前提として免許を与えることができることとする。

と。

四、市民ラジオの無線局の開設については、技術基準適合性を確保した上で郵政大臣の免許を要しないこととする
こと。

委員長報告

放送法等の一部を改正する法律案の委員長報告参照

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件
(閣承認第一号)(衆議院送付)

五七、 二、一〇 内閣提出

三、二六 衆承認

三、三一 参承認

委員長報告

ただいま議題となりました承認案件につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本件は、日本放送協会の昭和五十七年度収支予算、事業計画及び資金計画について国会の承認を求めようとするも

のであります。

その概要を申し上げますと、まず、収支予算につきましては、事業収支は収入、支出とも二千八百七十二億三千万円で収支の均衡を保っておりますが、資本収支において債務償還に必要な資金の不足額を補てんするため、昭和五十五年度及び昭和五十六年度からの繰越金百十一億四千万円のうち、七十六億二千万円を資本収入に繰り入れ、全体の収支の均衡を図ることといたしております。

また、事業計画におきましては、その重点をラジオ・テレビ放送網の拡充、視聴者の意向に応じた放送番組の編成、広報・営業活動の積極化等に置いております。

なお、本件には「おおむね適当と認める」旨の郵政大臣の意見が付されております。

委員会におきましては、経営委員会の機能強化問題を初め国際放送の拡充強化、長期経営構想の早期具体化、多重放送・放送衛星等新メディアの活用方策、賃金、労働条件の改善、今後の財政見通しなどの諸問題について質疑が行われました。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

なお、本件に対し、大森昭理事より、放送の不偏不党を堅持し、放送による表現の自由を確保することなど六項目から成る附帯決議案が提出され、全会一致をもってこれを本委員会の決議とすることに決しました。
以上御報告申し上げます。

日本放送協会昭和五十四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

九十四回国会 五六、三、一六 内閣提出

未了

九十五回国会

未了

九十六回国会 五七、五、一四 議決

委員長報告

ただいま議題となりました日本放送協会昭和五十四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本件は、日本放送協会の昭和五十四年度決算に係るもの

でありまして、放送法の定めるところにより会計検査院の検査を経て内閣から提出されたものであります。

その概要を申し上げますと、同協会の五十四年度末における財産状況は、資産総額一千八百八十三億九千万円、負債総額八百三十八億一千四百万円、資本総額一千四十五億七千七百万円となっております。

また、当年度中の損益は、経常事業収入二千九百九十一億七百万円に対し、経常事業支出二千二百九十六億六千四百万円であり、差し引き経常事業収支は百五億五千七百万円の欠損となっております。これに固定資産売却損益等の特別収支を含めた事業収支は百十三億四百万円の欠損となっております。

なお、この欠損金は資本収支の差金をもって補てんされております。

本件には、会計検査院の「記述すべき意見はない」旨の検査結果が付されております。

委員会におきましては、収支予算等が適正かつ効率的に執行されたかどうかを初め、経営内容の公開、放送衛星の活用と受信者負担の軽減、公共放送としての番組編集のあり方、視聴者意向の吸収反映、協会財政の展望などの諸問

題について政府、会計検査院並びに協会当局に質疑を行い、慎重審議の結果、本件は全会一致をもってこれを是認すべ

きものと議決いたしました。
以上御報告申し上げます。

○建設委員会

内閣提出法律案（六件）

番号	件名	提出	提出月日	本院に受領	付託	委員会	議決	本院	衆議院	本院	備考
57	案 土地区画整理法の一部を改正する法律		三二二	領 四二三	(予) 四二三	可 五二三	可 五二四	三二二	可 四二二	可 四二三	
47	案 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律	先議	三三〇	送付 四二八	三三〇	可 四二七	可 四二八	(予) 三三〇	可 五二四	可 六一五	
35	住宅金融公庫法及び北海道防蹠住宅建設等促進法の一部を改正する法律案		三二〇	領 四二三	四二四	可 四三〇	可 四三三	三二二	可 四二九	可 四二三	五七、四一四 本会議で趣旨説明聴取
34	特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案		三二〇	領 三二六	(予) 三二六	可 三三〇	可 三三一	三二二	可 三三三	可 三二六	
33	農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案		三二〇	領 三二六	(予) 三二六	可 三三〇	可 三三一	三二〇	可 三二三	可 三二六	
21	琵琶湖総合開発特別措置法の一部を改正する法律案		五七、三二九	領 三二六	(予) 三二九	可 五七、三三〇	可 五七、三三二	五七、三二九	可 五七、三四	可 五七、三二六	

衆議院議員提出法律案（三件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送本院へ 付月日	提出月日	参議院 委員会 議決 議決 議決	衆議院 委員会 議決 議決 議決	備考
8	特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案	建設委員長 (五七、三二四)	五七、三二五	五七、三二六	五七、三二五 (予) 可決 五七、三三〇	五七、三三一 可決	
9	奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律案	建設委員長 (三二四)	三二五	三二六	三二五 (予) 可決 三三〇	三三一 可決	
26	住宅保障法案	中村茂君 外五名 (五、三)	五、四		五、四 (予)	五七、五、四 継続審査	

琵琶湖総合開発特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第一二二号）（衆議院送付）

五七、二、九 内閣提出
 三、二六 衆可決
 三、三一 参可決

要旨

本法律案は、琵琶湖の自然環境の保全と水質の回復を図りつつ、その水質源の利用と関係住民の福祉とを併せ増進するために策定された琵琶湖総合開発計画に基づく事業が、現行法の有効期限（昭和四十七年度から五十六年度まで）内に完了できない見込みとなつたため、その有効期限を昭和六十七年三月三十一日まで、さらに十箇年延長し、事業

を実施するための特別措置等を引きつづき講じようとするものである。

委員長報告

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案の委員長報告参照

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第三三三号）（衆議院送付）

五七、 二、一〇 内閣提出

三、二六 衆可決

三、三一 参可決

要旨

本法律案は、賃貸住宅の供給を促進するとともに、水田の宅地化に資するため、農地の所有者がその農地を転用して賃貸住宅の建設等を行う場合、融資機関が資金の融通をするときは政府が融資機関と利子補給金を支給する契約を結ぶことができる期限を三か年延長し、昭和六十年三月三

十一日までとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました五法案について、建設委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案は、賃貸住宅の供給を促進するとともに、水田の宅地化に資するため、農地の所有者がその農地を転用して行う賃貸住宅の建設等に要する資金の融通について、政府が利子補給金を支給する旨の契約を結ぶことができる期限を昭和六十年三月三十一日まで三か年延長しようとするものであります。

次に、特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案は、特定市街化農地の宅地化を促進するために行われる土地区画整理事業の施行の要請、住宅金融公庫の貸し付けの特例についての適用期限を昭和六十年三月三十一日まで三か年延長しようとするものであります。

次に、琵琶湖総合開発特別措置法の一部を改正する法律案は、琵琶湖総合開発事業を引き続き実施し、琵琶湖の自

然環境の保全と水質の回復を図りつつ、その水資源の利用と関係住民の福祉とをあわせ増進するため、同法の有効期限を昭和六十七年三月三十一日まで十カ年延長しようとするものであります。

次に、特殊土じ、よう、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案は、同法に基づく治山、砂防、河川改修等の対策事業をなお継続して実施するため、その有効期限を昭和六十二年三月三十一日まで五カ年延長しようとするものであります。

次に、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案は、奄美群島の港湾及び漁港の水域施設及び外郭施設の整備に対する国の負担割合の特例について、その有効期限を昭和五十八年度まで二カ年延長しようとするものであります。

委員会におきましては、衆議院提出二法案及び内閣提出三法案をそれぞれ一括して議題とし、特殊土壌地帯対策事業の充実強化、奄美群島振興開発特別措置法の有効期限の延長、琵琶湖の水質回復対策、宅地需給と法律の効果等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲りま

す。

質疑を終わり、順次、討論、採決に入りましたが、農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案、特殊土じ、よう、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案、及び奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案は、いずれも討論なく、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案は、討論に入りましたところ、日本社会党茜ヶ久保重光君及び日本共産党上田耕一郎君よりそれぞれ反対する旨の意見が述べられ、採決の結果、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、琵琶湖総合開発特別措置法の一部を改正する法律案は、討論に入りましたところ、日本共産党上田耕一郎君より反対する旨の意見が述べられ、採決の結果、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、同法案に対し五項目にわたる附帯決議が付されま

した。

以上御報告申し上げます。

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地
化促進臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第三四号）

（衆議院送付）

五七、 二、一〇 内閣提出

三、二六 衆可決

三、三一 参可決

要旨

本法律案は、特定市街化区域農地の宅地化を促進するため、農地所有者が市に対して行う土地区画整理事業の施行の要請及び住宅金融公庫が農地を転用して賃貸若しくは譲渡する住宅を建設しようとする者等に対して貸し付ける資金の利率の優遇措置についての適用期限を三か年延長して、昭和六十年三月三十一日までとするものである。

委員長報告

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案の委員長報告参照

住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案（閣法第三五号）（衆議院送付）

五七、 二、一〇 内閣提出

三、一二 衆本会議趣旨説明

四、一三 衆可決

四、一四 参本会議趣旨説明

四、一三 参可決

要旨

本法律案は、住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法に基づく住宅金融公庫の貸付制度の改正等を行うものとするものであり、その主な内容は次の通りである。

一、宅地造成資金貸付けの対象事業の拡大

宅地造成資金の貸付け対象事業に借地方式による宅地造成事業及び一般の土地区画整理事業等を追加すること

とする。

二、簡易耐火構造の住宅の範囲の拡大

一定の耐火性能を有する構造の住宅を簡易耐火構造の住宅に位置づけ、当該住宅に係る貸付金の限度及び償還期間について、貸付条件の改善を行うこととする。

三、土地担保貸付住宅資金貸付の要件の緩和

土地担保貸付住宅資金貸付について、対象建築物の階数要件（現行三階以上）を緩和することとする。

四、一定規模の個人住宅に係る貸付金の利率の特例

個人住宅資金貸付の貸付金について、住宅の規模に応じた異なる利率で貸し付ける規模別貸付制度を設けることとする。

五、個人住宅資金貸付等に係る段階金利制の導入

個人住宅資金貸付及び賃貸住宅資金貸付の貸付金について、貸付後十一年目以降においては、貸付後当初十年間の利率の上限とは異なる利率（七・五パーセント）を上限とする段階金利制を導入することとする。

なお、所得が低額である等で政令で定めるものについては、貸付後十一年目以降も当初の利率とすることができることとする。

六、既存住宅資金貸付に係る貸付金の貸付条件の法定化

現在政令で定めることとされている既存住宅資金貸付についての貸付条件を法律で定めることとする。

七、住宅積立郵便貯金の預金者に対する貸付金の貸付条件の改善

住宅積立郵便貯金の預金者に対する貸付けについて、通常貸付分と割増貸付分とを分離して貸付金の利率を定めるとともに、自ら居住するため施設建築物内の住宅を購入する場合を貸付対象に加えることとする。

八、住宅金融公庫住宅地債券制度の創設

住宅又は宅地の計画的な取得の促進を図るため、現行の住宅金融公庫住宅地債券制度に代えて、新たに住宅金融公庫住宅地債券制度を設けるとともに、債券積立者に対する割増貸付け等を行うこととする。

九、家賃限度額に係る規定の整備

公庫融資に係る賃貸住宅の家賃限度額を算定するに当たり、著しい建築物価の変動等が生じた場合において参酌すべき費用に関する規定を設けることとする。

十、住宅金融公庫の特別損失に係る補填措置

昭和五十七年度から昭和五十九年度までの各年度の特

別損失について、後年度に国が交付金を交付して補填することとする。

委員長報告

ただいま議題となりました住宅金融公庫法及び北海道防
寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案につきまして、
建設委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、住宅金融公庫法等に基づく貸付制度等につ
いて、宅地造成資金の貸付対象を借地方式による宅地造成
事業等にも拡大すること、土地担保貸付住宅貸し付けにつ
いて三階以上とされている建物の要件を緩和すること、個
人住宅貸し付けについて住宅の規模別に異なった金利で貸
し付けを行うこと、個人住宅及び賃貸住宅貸し付けについ
て、貸し付け後十一年目以降、段階金利制を導入すること、
既存住宅貸し付けの貸付条件を法定化すること、公庫融資
に係る賃貸住宅の家賃限度額改定の場合の参酌規定を設け
ること等、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、住宅建設五カ年計画とその進捗
状況、規模別金利及び段階金利制による利用者の負担増と

財政の節減の見通し、国内産木材の有効利用、中古住宅貸
し付けの拡充、地方住宅供給公社の家賃住宅の家賃改定と
家賃限度額の変更規定の妥当性等について、政府及び参考
人に対して質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲
ります。

質疑を終わりましたところ、日本社会党を代表して松本
委員より、規模別金利及び段階金利制度の規定を削除する
こと等を内容とする修正案が提出され、続いて討論に入り、
日本社会党を代表して片山委員より原案に反対、修正案に
賛成、自由民主党・自由国民会議を代表して谷川理事より
原案に賛成、修正案に反対、公明党・国民会議を代表して
原田委員より原案に反対、日本共産党を代表して上田委員
より原案に反対、修正案に賛成の旨の意見が述べられまし
た。

討論を終わり、順次採決の結果、修正案は否決され、本
法律案は多数をもって原案通り可決すべきものと決定いた
しました。

なお、坂野理事より七項目にわたる各会派共同提案の附
帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議と
することに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案（閣法第四七号）
（先議）

五七、 二、二〇 内閣提出

四、二八 参可決

六、一五 衆可決

要旨

本法律案は、治山治水事業を緊急かつ計画的に実施して国土の保全と開発を図るため、現行第五次五箇年計画（昭和五十二年度～五十六年度）に引き続き、新たに昭和五十七年度を初年度とする第六次治山事業五箇年計画及び治水事業五箇年計画を策定しようとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案について、建設委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、治山治水事業を緊急かつ計画的に実施して国土の保全と開発を図るため、新たに昭和五十七年度を初年度とする第六次の治山事業五カ年計画及び治水事業五カ年計画を策定しようとするものであります。

委員会におきましては、財源問題、五カ年計画の整備目標とその達成見通し、中小河川の整備と都市河川対策、災害危険個所対策、水資源開発とダム対策、林野事業の現状等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

土地区画整理法の一部を改正する法律案（閣法第五七号）（衆議院送付）

五七、 三、一二 内閣提出

四、二三 衆可決

五、一四 参可決

要旨

本法律案は、市街地における都市基盤施設整備の立ち遅れ、住宅地供給の停滞等の状況に対処するため、土地区画整理事業の円滑な施行を確保しつつ、その一層の促進を図ろうとするものであり、主な内容は次の通りである。

一、地方住宅供給公社は、住宅の用に供する宅地の造成と一体的に土地区画整理事業を施行しなければ当該宅地を居住環境の良好な集団住宅の用に供する宅地として造成することが著しく困難である場合に、土地区画整理事業を施行することができるものとする。

二、建設大臣は、土地区画整理事業の円滑な施行が進められるよう、当該事業に関する専門的知識の維持向上に努めるものとし、換地計画に関する専門的技術を有する者の養成確保を図るため必要な技術検定を行うことができるとする。

三、賦課金、清算金等に係る督促手数料に関する規定の整備等所要の改正を行うものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました土地区画整理法の一部を改正

する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、土地区画整理事業の一層の推進を図るため、地方住宅供給公社を施行者に加えるとともに、土地区画整理事業の換地計画に関し専門的技術を有する者の養成確保等を行うものであります。

委員会におきましては、区画整理事業による効用増が周辺地価に及ぼす影響、事業施行地区の市街化促進、技術検定の趣旨及び内容等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して上田委員より反対の旨の意見が述べられ、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、坂野理事より五項目にわたる各会派共同提案の附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

特殊土じ、よう、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案（衆第八号）（衆議院提出）

五七、 三、二四 衆建設委員長提出

三、二六 衆可決

三、三一 参可決

要旨

本法律案は、特殊土じ、よう、地帯災害防除及び振興臨時措置法に基づく、治山、砂防、河川改修、道路防災、農地防災、土地改良等の対策事業を、なお継続して実施するため、同法の有効期限を昭和六十二年三月三十一日まで、五年間延長しようとするものである。

委員長報告

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案の委員長報告参照

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（衆第九号）（衆議院提出）

五七、 三、二四 衆建設委員長提出

三、二六 衆可決

三、三一 参可決

要旨

本法律案は、奄美群島の港湾及び漁港の水域施設及び外郭施設の整備に対する国の負担割合の特例について、その有効期間を昭和五十八年度まで、二箇年間延長しようとするものである。

委員長報告

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案の委員長報告参照

○予算委員会

予算（六件）

番号	件名	提出		本院受領		参議院			衆議院			備考
		月	日	月	日	付託	議決	議決	付託	議決	議決	
1	昭和五十六年度一般会計補正予算（第1号）	五七	二二五	五七	二二六	五七 （子） 二二五	可 五七、 二二七 決	可 五七、 二二七 決	五七 二二五	可 五七、 二二六 決	可 五七、 二二六 決	
2	昭和五十六年度特別会計補正予算（特第1号）	二二五		二二六		（子） 二二五	可 二二七 決	可 二二七 決	二二五	可 二二六 決	可 二二六 決	
3	昭和五十六年度政府関係機関補正予算（機第1号）	二二五		二二六		（子） 二二五	可 二二七 決	可 二二七 決	二二五	可 二二六 決	可 二二六 決	
4	昭和五十七年度一般会計予算	二二五		三九		（子） 二二五	可 四五 決	可 四五 決	二二五	可 三九 決	可 三九 決	
5	昭和五十七年度特別会計予算	二二五		三九		（子） 二二五	可 四五 決	可 四五 決	二二五	可 三九 決	可 三九 決	
6	昭和五十七年度政府関係機関予算	二二五		三九		（子） 二二五	可 四五 決	可 四五 決	二二五	可 三九 決	可 三九 決	

昭和五十六年度一般会計補正予算（第1号）

昭和五十六年度特別会計補正予算（特第1号）

昭和五十六年度政府関係機関補正予算（機第1号）

（いずれも衆議院送付）

五七、 一、二五 内閣提出

二、一六 衆可決

二、一七 参可決

委員長報告

ただいま議題となりました昭和五十六年度補正予算三案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

今回の補正は、歳出につきまして災害復旧事業費、農業保険費、給与改善費など、当初予算作成後に生じた事由に基づき、特に緊要となった事項について措置を講ずることにしており、歳出の追加額は六千二百七十一億円でありますが、追加財源の捻出のため、既定経費の節減、予備費の減額等の修正減少を行うことしておりますので、歳出の純追加額は三千三百七十二億円となっております。

歳入につきましては、本年度の租税及び印紙収入が、物価の予想以上の安定等により、価格や取引金額に課税される物品税、印紙税収入等が四千五百二十四億円の減収見通しとなりましたので、その補てんと歳出の追加を賄うため、六千三百億円の公債増発のほか、専売納付金等税外収入の増加を計上しております。

本補正の結果、昭和五十六年度一般会計予算の総額は、歳入歳出とも当初予算に対し三千三百七十二億円増加して、四十七兆一千二百五十四億円となります。

また、一般会計予算の補正に関連して、農業共済再保険特別会計等八特別会計の補正が行われ、さらに政府関係機関予算では仲裁裁定の実施等に伴い日本国有鉄道の予算補正を行うこととしております。

補正予算三案は一月二十五日国会に提出され、一月二十九日渡辺大蔵大臣より趣旨説明を聴取し、衆議院からの送付を待って、二月十六、十七の両日、鈴木総理大臣及び関係各大臣に対し国政全般にわたり広範な質疑が行われましたが、以下、質疑の主なもの若干につき、その要旨を御報告申し上げます。

まず、航空自衛隊のF4ファントム戦闘機の改修問題に

関し、「四十三年当時の国会論議を踏まえ、増田元防衛庁長官が爆撃装置撤去を約束した方針に反するのではないか。この改修を総理が承知していなかったことは、シベリアンコントロールに疑問が持たれる。また、予算執行を停止し、引き続き審議を継続するとの申し合わせの趣旨は何か」等の質疑があり、これに対し鈴木総理大臣及び伊藤防衛庁長官より、「増田元防衛庁長官の発言の真意は、他国を攻撃的、侵略的脅威のある装備は持たず、専守防衛に徹するというもので、今日もこの方針を政府は堅持している。F4ファントムの試改修は耐用年数延命が主目的で、その際F15が装備しているコンピューター等を装備することで、戦闘能力が付随的に向上する。四十三年当時取りやめた連続爆撃等の機能を復活するものではない。五十六年度の改修はF4ファントム一機を試験的に行う計画で、これは防衛庁長官の権限と責任で行われるべきで、量産段階を迎えたならば、国防会議等に当然かけ、総理の了承も得ることになる。特に今回のことで文民統制が機能していないとの批判は当たらない。さらにF4試改修に係る五十六年度予算は執行を停止しているが、引き続き御審議をいただき、政府としては一日も早く執行されることを希望する」旨の

答弁がありました。

次に、本補正に計上された租税印紙収入四千五百二十四億円の減額に関連して、「五十六年度の税収状況から見て、もっと大幅な歳入欠陥が必至ではないか。その際の対策はどうか。さらに当初予算の二兆円の特例国債減額が、補正で三千七百五十億円の追加発行に追い込まれ、五十九年度特例国債脱出の財政再建の方針が崩れたのではないか」等の質疑がありました。

これに対し鈴木総理大臣並びに渡辺大蔵大臣より、「税収見積もりについては、現時点までの景気動向を初め、税収資料に基づいて精査したものである。しかし、税収見積もりを正確に行うことは至難な上に、かつて行われた年度所属区分の変更によって法人税見積もりが非常に困難なことで、わが国経済の国際化に伴い、海外経済や為替相場の動向等も大きな影響を与えること等も御理解願いたい。補正後予算の歳入に余り大きな狂いは生じないと考えているが、仮に発生した場合には、現在の制度を活用し行政執行に支障がないようにしたい。特例国債の増発については、今年度災害が多発したことにより農業共済等の支払いがふえ、やむを得なかった。しかし、五十四年度には約四〇%の国

債依存率が、五十六年度二七％、来年度は二一％と着実に改善されており、今後とも歳出の節減と行政改革によって、五十九年度までに特例国債依存体質の改善を図る決意である」旨の答弁がありました。

最後に、経済景気動向について、「五十六年度政府経済見通しの内需拡大、物価安定両立の経済運営が大きく崩れ、消費不況と言われる現状をどう改善するのか」との質疑があり、これに対し河本経済企画庁長官より、「物価の安定は経済運営の基本で、これを基礎に消費の拡大を初め、民間設備投資の拡大、住宅対策の推進、さらに財政関係では公共事業費の前倒し執行等に留意して、機敏で適切な対策をとることによって景気の回復を図りたい。ただ、米国の高金利政策がわが国の経済運営の政策選択の幅を狭めている点を御理解願いたい」旨の答弁がありました。

なお、質疑はその他広範多岐にわたって行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

本日をもって質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して矢田部委員が反対、自由民主党・自由国民会議を代表して岩崎委員が賛成、公明党・国民会議を代表して田代委員が反対、日本共産党を代表して沓脱委

員が反対、民社党・国民連合を代表して伊藤委員が反対の旨、それぞれ意見を述べられました。

討論を終局し、採決の結果、昭和五十六年度補正予算三案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

昭和五十七年度一般会計予算

昭和五十七年度特別会計予算

昭和五十七年度政府関係機関予算

(いずれも衆議院送付)

五七、 一、二五 内閣提出

三、 九 衆可決

四、 五 参可決

委員長報告

ただいま議題となりました昭和五十七年度予算三案につきまして、予算委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

昭和五十七年度予算は、今日最も緊急かつ重要な政策課題であります内需中心の景気の維持拡大に配慮するとともに、昨年春以来の行財政改革の基本路線を堅持して、財政再建を強力に推進し、速やかに財政の対応力を回復することを目標に編成されております。

一般会計予算の規模は前年度当初予算に比べ六・二%増の四十九兆六千八百八億円であり、また一般歳出は一・八%増の三十二兆六千二百億円であります。一般会計予算及び一般歳出の伸び率がこのように低い水準にとどまりましたのは、実に二十七年ぶりのことであります。

特別会計予算及び財政投融资計画も、一般会計予算に準じ、財政再建と内需拡大の調整を旨として編成されております。

予算三案は、一月二十五日国会に提出され、一月二十九日渡辺大蔵大臣より趣旨説明を聴取し、衆議院からの送付を待って三月十日から審議に入りました。自来、本日まで審査が行われましたが、その間、二月二十三日に京都、盛岡、高松の三市で地方公聴会を、三月二十三日中央公聴会を開催し、三月二十六日外交・防衛、貿易摩擦、二十九日に減税、景気動向、公共事業に関する集中審議を行い、さ

らに参議院改革の一環として、昭和五十七年度予算で初めて実施された委嘱審査を三十一日から三日間にわたり各委員会ごとに行うなど、終始慎重かつ熱心に審査を行ってまいりました。

まず、予算委員会の運営の基本にかかわる課題として、一定の期間内に充実した予算審議を行うべき重要な責務と、予算空白の長期化に伴う困難な委員会運営の問題が提起され、鈴木総理大臣及び渡辺大蔵大臣の答弁があり、また多くの具体的提案もありましたので、これらを踏まえ、予算委員長は、「昭和五十七年度予算審査に当たり、年度末の日切れ法案の処理にも時間を割かれ、また、暫定予算の提出がないまま、予算の空白の長期化による国民生活への影響を避けるため、予算の早期成立を迫られるなど、委員会の運営上困難な状況に置かれてきたことは、まことに遺憾である。このような事情が常態化の傾向にあることは従来から指摘されてきた。政府においては、本院の予算審議権の十全な行使が制約されることのないよう、暫定予算の提出等今後各般の対策に万全を期するよう善処することを強く要望する。」という趣旨の委員長見解を述べたところであります。

次に、所得税、住民税の減税問題に関し、税負担の軽減、不公平税制の是正、景気対策の追加の必要性等の見地から質疑が行われましたが、予算審査終了後、所得税・住民税減税問題に関する決議を行いました。

以下、質疑のうち主なるもの若干につきその要旨を御報告申し上げます。

経済、景気動向について、「昭和五十七年度政府経済見通しの実質五・二%成長は、民間機関の見通しが三%台であるのに比べ高過ぎるのではないか。五十六年度の経済は、政府の緩やかな回復過程にあるとの判断とはうらはらに、内需の停滞が続いている上に、昨年から輸出鈍化によって、第三・四半期は前期比実質〇・九%のマイナス成長で、景気失速の危険があるのではないか。さらに、二度の石油ショックでわが国経済の潜在成長力の低下が心配されているが、政府の判断はどうか」等の質疑がありました。

これに対し、鈴木内閣総理大臣及び河本経済企画庁長官より、「民間十五調査機関の五十七年度成長率見通しの平均は三・八%程度である。これは見通し作成の時期が政府より早く、政府の景気対策や予算措置が十分反映されていないように思う。政府は内需主導型成長の維持拡大のため、

百三十万戸の住宅建設を初め、中小企業対策、金融の機動的、弾力的運営等を織り込んでおり、今後そのときどきの変化に応じ、機敏で適切な経済運営と、内需の二層の回復に配意するならば、目標の達成はできると思う。第三・四半期の経済成長がマイナスになったが、これは世界経済が戦後最悪の状況のため外需が異常に落ち込んだ結果である。内需は前期より若干回復しており、景気の落ち込みは一時的なものと思う。世界経済も第二次石油危機の調整を終わって、今年後半から立ち直るというのがOECD等の見方である。政府は景気の動向を厳しく受けとめ、公共事業予算の執行を上半期に七五%以上の繰り上げを行うことにより、景気失速の心配はない。わが国の潜在成長力は依然相当高いというのが政府の判断で、物価、雇用、貯蓄率等幾つかの分野で欧米の経済とは違っており、この潜在成長力をできるだけ伸ばして、実質五%程度の安定成長路線に定着させたいと考えている」旨の答弁がありました。

なお、金融政策に関連して、「日本銀行の通貨供給は、低成長と物価鎮静の状況下で多過ぎるのではないか。このままだと異常な形で物価を押し上げる要因になるのではないか」との質疑があり、これに対し前川日本銀行総裁より、

「マネーサプライの伸び率は昨年九月以来一〇%台を持續しており、経済の名目成長率を上回っている。景気停滞時には通貨の回転速度が遅くなるため、通貨供給の伸び率が高まる傾向がある。日銀としては、第一次石油ショック時の経験にかんがみ、その推移を注意深く見守っているが、現状は日銀が許容できる最上限にあるので、これ以上のマネーサプライの加速は避けなければならない」旨の答弁がありました。

財政再建に関し、「昭和五十九年度赤字国債脱却の鈴木内閣の財政再建計画は、五十六年度補正予算での赤字国債の追加発行と、五十七年度予算の赤字国債発行減額がこれまでの目標額を約三千億円も下回ったことで、崩壊ないし失敗したのではないか。政府作成の五十七年度財政の中期展望は、歳出の伸び率を五十七年度の六・二%から五十八年度以降一〇%超と見込むなど、経費節減による財政再建の政府方針に反するばかりか、意図的に要調整額を大きくして、国民に増税を押しつける作爲的なものではないか。さらに、政府が掲げる増税なき財政再建のもとで、五十七年度三千億円を超える増税が行われており、看板に偽りがあるのではないか。また、臨調答申を尊重して編成したと

いう五十七年度予算で、答申が求めていた政府系金融機関の納付金は、貸し倒れ引当金を隠れみのに実施されず、遊休資産売却による資産整理収入も前年度以下という状況で、政府の歳入確保の熱意に疑問がある」等の質疑がありました。

これに対し、鈴木総理大臣並びに渡辺大蔵大臣より、「五十六年度は予想外の物価の安定、景気立ち直りのおくれ等によって税収の落ち込みがあり、また、五十七年度予算では、ゼロシーリングによって歳出をぎりぎりまで圧縮した後、生じた経費の増加を賄う等のため、御指摘の一連の措置は必要やむを得なかった。しかし、これで財政再建計画が崩壊したわけではなく、与えられた条件の中で最善を尽くしており、五十九年度に特例公債依存の財政体質からの脱却の政府方針は不動のものである。中期財政展望は、予算編成の手がかりとして、現在の施策をそのまま続けた場合の歳出の推移と、一定の条件のもとに試算した歳入の見積もりを示したもので、歳出削減等の政策努力分を組み込んではいないが、五十八年度以降の予算編成に当たり、要調整額をより少なくするように努めることは、五十七年度予算編成と同様である。まして、財政再建の困難な事態

をことさら国民に示し増税を求めることは考えていない。増税なき財政再建は、国会で決議があった一般消費税によらない財政再建の趣旨を体して、増税によらない再建を行おうというものである。また、増税による安易な財源調達には行革による簡素で効率的な政府づくりが弛緩するので、これを防ぎ、歳出削減に全力を挙げるといふ強い意思表示である。しかし、租税特別措置の整理合理化による不公平税制是正のための増税まで、さきの国会決議は否定したものではないと思う。政府系金融機関の納付金について、開発銀行は利益が出ており、納付を行うことにしているが、他の機関は利益が少ないか、中には赤字のものもあって納付金計上を行っていない。貸し倒れ引当金の積立率は民間金融機関と平仄を合わせていること、また、金融機関の性格上、自己資本充実が必要なこと等それなりの理由はあるが、財政再建の時期でもあり一遍厳しく検討することにした。遊休資産、特に保有土地の売却は、公共団体に限るとの法規制があり、さらに各省庁は売却後の代替地確保等を考慮して処分を渋っているなどの事実は否めないもので、今後再検討し、財政再建に役立てるようになりたい旨の答弁がありました。

わが国の経済運営に重要な影響を与える貿易摩擦問題に
関し、「最近の日本と米国及び欧州諸国間の貿易摩擦は、
米国の相互主義法案や期限を切ったの市場開放要請などに
見られるように、異常で厳しい情勢にあるが、摩擦解消に
取り組む政府の方針はどうか。また、日本政府の決断によ
る関税引き下げの前倒しや非関税障壁の改善も、相手国に
正当に評価されないばかりか、誤解による非難が行われて
いる危険があるのではないか」等の質疑があり、これに対
し鈴木総理大臣、櫻内外務大臣、安倍通商産業大臣等より、
「日本経済は国際経済と密接な相互依存の關係にあり、世
界のGNP一割国家に成長し、その動向は国際経済に大き
な影響を与えることを認識し、常に世界経済の繁榮に寄与
貢献する心構えが大切である。貿易摩擦は、世界経済が第
二次石油ショックの後遺症である不況、深刻なインフレ、
国際収支悪化等に苦慮していることのあらわれで、その解
決には、それぞれの国が協力し合い、国際経済全体の底上
げと景気回復に努め、世界経済の再活性化を図ることによ
って、保護貿易や相互主義による縮小均衡ではなく、拡大
均衡の方向に発展させることが貿易摩擦を根本的に解決す
る道である。日米間の経済摩擦について米国は、わが国の

東京ラウンドで決まった関税引き下げの前倒しや輸入手続の簡素化等の対策は高く評価している。残存輸入品目、サービス・金融部門、先端技術分野等で一層の自由化措置を要請していることは事実で、その中には米国の事実誤認によるものも見受けられるので、これらについては、誤りを指摘し、わが国の立場を明確にすることになっている。さらに、経済摩擦解消で言うべきは言い、求めることは求めると同時に、江崎訪欧ミッションの帰国報告を待って次の対応策を検討することになっている。いずれにしても、日米関係はわが国政治経済の基軸であり、さらに西側諸国との揺るぎない信頼と協力を推進することが、わが国の繁栄に欠くことができないばかりでなく、世界経済のためにも必要である」旨の答弁がありました。

防衛問題に関し、「経済、貿易摩擦とも関連して、米国のわが国に対する防衛分担の要請が強まっており、五十七年度防衛費は七・八％と大幅に伸びる等、わが国の防衛計画の進め方及び専守防衛の基本方針が変わったのではない。防衛計画の大綱に定める基盤的防衛力の整備は平和時の必要最低限度のもので、その整備は政府の義務であるのに、今日未達成で政府はどう責任を感じているか。さらに、

今後の防衛力整備がGNP比一％の範囲内におさまるか。また、米国は核つき巡航ミサイル・トマホークの極東配備を決定したと伝えられるが、日本への寄港と政府の態度についての見解はどうか」等の質疑がありました。

これに対し、鈴木総理大臣及び伊藤防衛庁長官より、「米国が安保条約の相手国として日本の防衛問題に関心を持つのは当然であるが、わが国としては、米側の期待は期待として、日本の基本的防衛政策に基づき、わが国の財政事情その他諸施策との整合性を総合勘案しながら着実に進めていくというこれまでの方針に変更はない。防衛政策の基本は、専守防衛に徹し、近隣諸国に脅威を与えるような軍事大国にならず、必要最小限度の自衛力を整備し、非核三原則をあくまで堅持することになっている。基盤的防衛力の整備は御指摘のとおり平時に備えておくべきものであるが、現状は防衛計画の大綱の水準とはなお相当の隔たりがあり、ただいまのところ五六中業が達成されたならば、基盤的防衛力ができ上がることを念頭に作業を進めている。ただ、おかれている防衛力の整備を一挙に達成することは不可能で、五十七年度予算でも厳しい財政事情のもとで鋭意努力し、できるだけ早くという考えで着実な努力を積み

重ねていることは御理解願いたい。防衛費の将来見通しについては、GNP成長率も流動的であり、多年度にわたる防衛費の見通しも確定的でない段階では、遺憾ながら対GNP比一%におさまるか否かは答弁しにくい。五六中業の作業に当たっては防衛力整備計画の大綱の線を基本にして、当面GNPの一%を超えないことをめどにぎりぎりの努力をしているところである。トマホークの配備は、ソ連の極東におけるSS20等の戦域核戦力増強に対処して、米国が東アジアにおける戦域核戦力体制の近代化に従って行われるものと思われるが、わが国への寄港で核持ち込みに当たっては事前協議の対象であり、その際は常に拒否することは従来から政府がしばしば答弁したとおりで、何ら変更はない」旨の答弁がありました。

国際関係に関し、「核兵器がこれまでの抑止力としての時代から、戦域核の実戦配備によって限定核戦争の危険が高まっているが、核廃絶に対する総理の見解を示してもらいたい。六月の国連軍縮特別総会で、核兵器の全面完全禁止を訴えるべきではないか。また、鈴木総理は経済協力による世界の平和と繁栄を主張されているが、そのわりに援助の中身が見劣りするのではないか」等の質疑があり、こ

れに対し鈴木総理大臣及び櫻内外務大臣より、「核兵器による惨禍は人類の生存にかかわる非常な脅威で、唯一の被爆国であるわが国は、この核兵器を中心とした軍縮、軍備管理、そして究極には核の廃絶に向かって努力を傾倒しなければならぬ。他方、現実の国際間の平和が核を含む力の均衡の上に辛うじて保持されている事態にも直視しなければならず、この均衡を保持しながら、できる限り低位にこれを抑え、究極目標の核軍縮、核の廃絶に向かって進むことが現実的な方策と考えている。戦域核の問題は米ソ間で交渉が行われており、米側が提唱しているゼロオプションに従って、極東地域から核が撤去されることを強く期待している。経済援助について、政府は五年間で従来の実績を倍増する方針を立てて実施中で、政府開発援助は目下のところGNPの〇・三二%で、今後の努力次第で国際水準に持っていくことは可能である。ただし、国際目標の〇・七%は相当至難と思われる。なお、無償援助や国際機関への拠出等援助の質の向上については、一般会計の負担になるため、現下の財政再建途上ではむずかしいが、予算編成の際に財政当局と折衝して一層の改善に努めたい」旨の答弁がありました。

行財政改革に関し、「鈴木総理が政治生命をかけると言った行財政改革は、五十七年度予算が緊縮型に編成されたものの、昨年秋季の生産者米価の値上げや、公務員給与の抑制も人事院勧告の一部修正でそのまま実施し、さらに今年夏ごろと予想される臨調の基本答申を前に分割答申構想が報道され、これについて臨調委員の中に反対が出て混乱する等、政府の行財政改革の姿勢が後退したのではないかと不安が出ているかどうか」との質疑がありました。

これに対し、鈴木総理大臣並びに中曽根行政管理局長官より、「行政改革と財政再建は表裏一体のものと考えている。生産者米価の改定は、都市労働者のベースアップが実施されていることから見て、あの程度の値上げは微調整にすぎず必要である。公務員給与の抑制もボーナス等で九百億円近い犠牲を公務員諸君に払ってもらって協力をお願いしている。さらに、昨年秋季の行革国会では行財政改革に必要な法律を提案成立させる等、行財政改革後退の批判は当たらない。今後の臨調答申がどういう形のものになるかは臨調が自主的に決めることで、政府は答申が出されたならこれを最大限に尊重し、十分に実現できるよう全力を尽くして取り組む決意である。六、七月ごろと予想される答申は

今回の行革の基本になるもので、それだけに、焦点をしぼって、一番大事な改革を答申してほしいと考えており、そして行革に対する国民の関心が高いうちにむずかしい分野の改革に全力を傾倒断行しようとして決意している。しかし、この答申に漏れたものは、来年三月の臨調の解散時を待たずに随時答申を出していただき、答申の実行がしり切れトンボになるようなことを防ぎたい」旨の答弁がありました。

公共工事をめぐる談合の問題に関し、「政官民の癒着による談合は、国会の審議を通じ全容がほぼ明らかになり、大きな国民的関心事となっている。政府は公正な競争、情報の公開、政治と行政の倫理の確立、処罰規定の厳格な適用を行うべきではないか」との質疑及び提案があり、これに対し鈴木総理大臣及び始関建設大臣からも、「公共工事発注に関連して疑惑が持たれていることは、本当に残念であり、遺憾である。早急には是正しなければならぬと考えて、業界に対する法令遵守の指導を今後一層徹底すると同時に、指名競争入札業者の数を増やす等の改善策をとることにした。入札制度の改善について、中央建設業審議会の答申を待って抜本的な対策の樹立を考えている。御提案の点は一々ごもっともであり、政府としても、御意見等を踏まえ、

全力を尽くして改善に当たりたい」旨の答弁及び発言がありました。

なお、談合の根絶について、政府は積極的な取り組みをすべきであるという各派合意による要望がありました。

国鉄問題に関し、「四十三年以来何回か国鉄再建計画は練り直しを繰り返してきたが、五十五年の再建計画も前途に難問山積の状況にあるが、実情はどうか。また、名古屋駅での寝台特急衝突事故を初め相次ぐ不祥事件、さらに労使関係のあり方、職場規律の乱れ等について質疑があり、これに対し小坂運輸大臣及び高木国鉄総裁より、「経営改善計画は六十年度に幹線では収支均衡を図ることになっているが、地方交通線、地方バス等では収支均衡は無理であり、さらに退職金、年金等の問題もあって、国鉄だけの力で収支を償うことは不可能な状況にある。国鉄当局としては経費節減のため職員数を減らすことに取り組んできたが、改善計画策定当時と最近では貨物収入に大きな狂いが出ており、計画達成は容易ではない。再建途上の国鉄の不祥事件はまことに遺憾で申しわけない。職場の規律の乱れや正規の労働協約に基づかない職場慣行等については、現場の秩序と規律の立て直しに従来以上の努力をするとともに、

現在の職場慣行について全国的規模の総点検を実施しており、結果が判明したならば、しかるべく処置をして改善に努めたい」旨の答弁がありました。

なお、質疑はこのほか国政全般にわたり広範多岐に行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

かくて、本日をもって質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して竹田委員が反対、自由民主党・自由国民会議を代表して松尾委員が賛成、公明党・国民会議を代表して太田委員が反対、日本共産党を代表して沓脱委員が反対、民社党・国民連合を代表して柳澤委員が反対の旨、それぞれ意見を述べられました。

討論を終局し、採決の結果、昭和五十七年度予算三案はいずれも賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

○決算委員会

予備費支出の件（六件）

件名	提出	提出月日	本院に受領又は(衆)へ送付月日	参議院		衆議院		備考
				委員会 託	議決	委員会 託	議決	
昭和五十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)		五、二二五	受領 五七、六一五	(予)承 五七、七、五	承 五七、七、九	承 五七、五、四	承 五七、六一五	
昭和五十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)		二二五	受領 六一五	(予)承 七、五	承 七、九	承 五、四	承 六一五	
昭和五十五年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)		二二五	受領 六一五	(予)承 七、五	承 七、九	承 五、四	承 六一五	
昭和五十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)		五七、二二六	受領 六一五	(予)承 七、五	承 七、九	承 五、四	承 六一五	
昭和五十六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)		二二六	受領 六一五	(予)承 七、五	承 七、九	承 五、四	承 六一五	
昭和五十六年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)		二二六	受領 六一五	(予)承 七、五	承 七、九	承 五、四	承 六一五	

決算その他（一一件）

件名	提出月日	参議院		衆議院		備考
		付託	議決	付託	議決	
昭和五十三年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十三年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十三年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十三年度政府関係機関決算書	五四、一二、二五 (第九十一回国会)	五、四、一〇	五七、四二六 五七、四二八	五六、一二、二二	五七、四一九 五七、四二〇	
昭和五十三年度国有財産増減及び現在額総計算書	五五、一、二九 (第九十一回国会)	五五、二、二二	四二六 四二八	一一三、二	四一九 四二〇	
昭和五十三年度国有財産無償貸付状況総計算書	九一、一、二九 (第九十一回国会)	一一三、二	四二六 四二八	一一三、二	四一九 四二〇	
昭和五十四年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十四年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十四年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十四年度政府関係機関決算書	一一、二、二六 (第九十四回国会)	五、四、二三	統審査	一一三、二	統審査	五七、四、二三本会議で大蔵大臣の報告を聴取した。
昭和五十四年度国有財産増減及び現在額総計算書	五六、一、三〇 (第九十四回国会)	五六、二、二二	統審査	一一三、二	統審査	
昭和五十四年度国有財産無償貸付状況総計算書	九四、一、三〇 (第九十四回国会)	一一三、二	統審査	一一三、二	統審査	
昭和五十五年一般会計歳入歳出決算、昭和五十五年特別会計歳入歳出決算、昭和五十五年国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十五年政府関係機関決算書	一一、二、二五	五七、五、四	統審査	五七、八、八	統審査	五、四本会議で大蔵大臣の報告を聴取した。
昭和五十五年一般会計国庫債務負担行為総調書	一一、二、二五	五六、二、二五	議決 七、五 議決 七、九	五六、二、二五	議決 五、四 議決 六、五	
昭和五十五年国有財産増減及び現在額総計算書	五七、二、二九	五七、二、二九	統審査	五七、二、二九	統審査	

件名	提出月日	参議院		衆議院		備考
		付託	委員会議決	付託	委員会議決	
昭和五十五年国国有財産無償貸付状況総計算書	五七、二二九	五七、二二九	議決	五七、二二九	議決	
昭和五十六年度一般会計国庫債務負担行為総調書(その1)	二二六	二二六	議決	三、一	五、四 六、一五	

昭和五十五年一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

昭和五十五年特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

昭和五十五年特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)

(いずれも衆議院送付)

五六、一二、二五 内閣提出

六、一五 衆承諾

七、九 参承諾

委員長報告

ただいま議題となりました昭和五十五年一般会計予備

費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)外七件につきまして、決算委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

これら八件の内容は、昭和五十六年一月一日から同年十二月三十一日までの間において、使用または増額の決定がなされた一般会計、特別会計の予備費関係経費及び財政法第十五条第二項の規定による一般会計の国庫債務負担行為に係るものでありまして、主な項目として、災害復旧、総理大臣の外国訪問、スモン訴訟における和解の履行等に必要経費、あるいは退職手当、国民健康保険事業に対する国庫負担金、雇用安定給付金等の不足を補うために必要な経費などが挙げられております。

委員会におきましては、これら八件を一括して審査いたしました。質疑の内容につきましては会議録によって御

承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、採決の結果、予備費関係六件につきましては多数をもって承諾を与えるべきものと議決され、また、国庫債務負担行為二件につきましては全会一致をもって異議がないと議決された次第であります。

以上御報告申し上げます。

昭和五十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

昭和五十六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管

使用調書(その1)

昭和五十六年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額

総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)

(いずれも衆議院送付)

五七、 二、二六 内閣提出

六、一五 衆承諾

七、 九 参承諾

委員長報告

昭和五十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2) 外二件の委員長報告参照

昭和五十三年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十三年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十三年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十三年度政府関係機関決算書

九十一回国会 五四、一二、二五 内閣提出

未了

九十二回国会

未了

九十三回国会

未了

九十四回国会

五六、 四、一〇

本会議報告

継続審査

九十五回国会

継続審査

九十六回国会

五七、 四、二八

議決

委員長報告

ただいま議題となりました昭和五十三年度決算外二件につきまして、決算委員会における審査の経過及び結果につ

いて御報告申し上げます。

昭和五十三年度決算は、昭和五十四年十二月二十五日国会に提出され、同五十六年四月十日当委員会に付託となり、また、国有財産関係二件につきましては、同五十五年一月二十九日国会に提出され、同日当委員会に付託されました。

当委員会は、決算外二件の審査に当たりましては、国会の議決した予算が所期の目的に沿い適正かつ効率的に執行されたかどうかについて、広く国民的視野からの実績批判を行い、その結果を内閣による将来の予算策定に反映させるべきであるとの観点に立って審査を行ってきたのであります。

この間、決算外二件の審査のための委員会を開くこと十七回、別に述べるような内閣に対する警告にかかわる質疑のほか、財政再建、行政改革の問題を初め、外交、防衛、教育、科学技術、社会保障、海外経済協力、中小企業対策、日本電信電話公社の不正経理など、行財政全般について熱心な論議が行われましたが、それらの詳細は会議録によって御承知願います。

四月二十六日質疑を終了し、討論に入りました。
議決案の第一は本件決算の是認、第二は内閣に対する八

項目の警告であります。

討論では、日本社会党を代表して目黒委員、公明党・国民会議を代表して峯山委員、民社党・国民連合を代表して柄谷委員、日本共産党を代表して安武委員、一の会を代表して中山委員より、それぞれ本件決算は是認できないが、内閣に対する警告案には賛成である旨の意見が述べられ、自由民主党・自由国民会議を代表して亀井委員、ほかに森田委員より、それぞれ本件決算を是認するとともに、内閣に対する警告案にも賛成である旨の意見が述べられました。討論を終わり、議決案を採決の結果、本件決算は多数をもって是認すべきものと議決され、次いで、内閣に対する警告案については全会一致をもって警告すべきものと議決された次第であります。

内閣に対する警告は次のとおりであります。

(1) 会計検査院の検査機能の充実強化については、これまで本院において数回にわたり決議を行い、その実現方につき政府の努力を要請してきたところである。

政府は、会計検査院の検査機能の充実に関し、当面の実行可能な措置を講じてきたところであるが、今後とも会計検査院の行う検査の重要性にかんがみ、同院

の行う検査の実施にあたっては、その目的が十分達せられるよう所要の措置を講ずべきである。

(2) 近時、宮崎刑務所をはじめ多くの行刑施設及び矯正管区において、刑務作業製品展示即売会における販売代金の一部等を歳入に組み入れないで資金をねん出し、これを別途経理し、正規の予算で定められた範囲を超えて、材料の購入あるいは即売会の経費等に使用するなど、会計法令に違反する不正な経理が行われていたことは、まことに遺憾である。

政府は、刑務作業という、行刑施設における処遇の基礎とされ、受刑者にとつては社会復帰のための重要な手段とされているものに関連して不正な経理が指摘されたことを反省するとともに、各行刑施設が行う処遇活動が損なわれることのないよう留意しつつ、適切な管理運営に努め、もつてこの種事態の根絶を期すべきである。

(3) 会計検査院が、決算検査報告において不当と指摘した事項の中には、たとえば電気料金において、契約電力が使用実績に比べ著しく過大となつているため不経済な支払いが行われた事例にみられるように、同種の

事項について、多年度にわたり、教箇所機関において相次いで指摘されるような事態が見受けられ、しかもその金額が多額に上つていくことは看過できない。

政府は、不当経理の絶滅に対する国民の強い要望にこたえ、会計職員に対し予算執行について一層の注意を喚起するとともに、決算検査報告の指摘については、単に当該機関における是正をもつて終ることなく、全体の問題として受けとめ、各省庁等においてその周知を図り、同種事例の存否の点検を促すなど、予算執行の厳正を期すべきである。

(4) 国の予算編成にあたっては、その原資が国民の税金であることにかんがみ、厳正な見積りが求められるのは当然であるが、毎年度決算上多額の不用額が発生するなどの事態が繰り返されていることは遺憾である。

政府は、現下の厳しい財政事情の中にあつては、特に国民から厳格な財政運営が求められていることを改めて認識し、不用額の発生原因については十分調査検討して今後の予算編成に役立てるよう努めるべきである。

(5) 東京芸術大学において、一教官が、大学の購入する

楽器の選定に関し、収賄容疑で逮捕されるという不祥事件が発生し、これを契機として、さらに同大学における楽器購入の手続きや教官の個人レッスン等のあり方及び学生に対する楽器の売買に伴うリベートに関し、問題が指摘されるなどの事態が生じたことは、まことに遺憾である。

政府は、大学教官が国家公務員であることにかんがみ、今回の事件に対しては厳正に対処するとともに、指摘された問題については、まず大学当局が自主的かつ積極的な改善措置を行うよう求め、今後再び国民の不信を招くことのないよう努めるべきである。

(6) 日本国有鉄道は、諸般の事情により、その経営状況が極めて不良となっており、これに対し国民の厳しい批判が寄せられている現状は看過できない。

政府は、日本国有鉄道が、真に国民の足として信頼される機関となるために、その経営改善について一層配慮するとともに、正常な労使関係の確立等について、国鉄当局が実効ある処置をとるよう指導監督するなど、万全を期すべきである。

(7) 近年、官公庁が発注する公共事業の入札に際し、業

者間等において、いわゆる談合が行われているとの指摘があり、公共事業の契約に関して国民の不信を招くような事態が発生したことは、極めて遺憾である。

政府は、予算の効率的使用の観点からも、この種の入札にあたって公正な競争が確保され、公共事業の適正な執行を図るよう、入札に関する関係法令の運用の一層の適正化を図るとともに、早急に実効ある対策を講ずべきである。

(8) 近年、特定の地方公共団体において、町税を正規の歳入科目に入れず、別科目で歳入処理するという違法な会計処理を繰り返し、普通交付税の算定資料に作為を加え、さらに虚偽の記載を行うなどして、長期にわたり、不当に過大な地方交付税の交付を受けていたことは、極めて遺憾である。

政府は、地方交付税が全地方公共団体共有の財源であり、地方自治の本旨及び地方公共団体相互の信頼関係を基礎として運営されるものであることにかんがみ、その基本的性格及び役割について周知徹底するとともに、都道府県をして地方交付税の検査の徹底と会計処理の適正化を図らせ、この種事態の再発防止に万全を

期すべきである。

以上であります。

次に、国有財産関係二件につきましては、採決の結果、いずれも多数をもって異議がないと議決された次第であります。

以上御報告申し上げます。

昭和五十三年度国有財産増減及び現在額総計算書

昭和五十三年度国有財産無償貸付状況総計算書

九十一回国会 五五、 一、二九 内閣提出

未了

九十二回国会

未了

九十三回国会

未了

九十四回国会

継続審査

九十五回国会

継続審査

九十六回国会 五七、 四、二八 議決

委員長報告

昭和五十三年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十三年度

特別会計歳入歳出決算、昭和五十三年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十三年度政府関係機関決算書の委員長報告参照

昭和五十五年一般会計国庫債務負担行為総調査

五六、一二、二五 内閣提出

五七、 七、 九 議決

委員長報告

昭和五十五年一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査（その2）外二件の委員長報告参照

昭和五十六年度一般会計国庫債務負担行為総調査（その1）

五七、 二、二六 内閣提出

七、 九 議決

委員長報告

昭和五十五年一般会計予備費使用総調査及び各省各庁

所管使用調書（その2）外二件の委員長報告参照

○議院運営委員会

衆議院議員提出法律案（三件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送 付月日	本院へ 提出月日	参議院			衆議院			備考
2	国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案	議院運営委員長 (五六、一二二)	五六、一二二	五六、一二二	付託 (予)	議決 可	本院議決 可	付託 (予)	議決 可	本院議決 可	
11	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案	議院運営委員長 (五七、三二六)	五七、三二六	五七、三二六	付託 (予)	議決 可	本院議決 可	付託 (予)	議決 可	本院議決 可	
12	国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案	議院運営委員長 (三二六)	三二六	三二六	付託 (予)	議決 可	本院議決 可	付託 (予)	議決 可	本院議決 可	

規則案（一件）

1	番号	件名	提出者	提出日	委員会付託	委員会議決	本会議議決	備考
		参議院規則の一部を改正する規則案	松垣徳太郎君 外八名	五七、三、三			可決	委員会審査省略 要求事件

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第二号）（衆議院提出）

五六、一一、二二 衆議院運営委員長提出

出

一一、二二 衆可決

一一、二二 参可決

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

1 昭和五十六年度に支給する国会議員の秘書の期末手当及び勤勉手当の算定の基礎となる給料月額等については、

2 政府職員と同様、従前の給料月額等によるものとする。
本法律は、公布の日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案は、国会議員の秘書の給料月額等が、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い本年四月から改定されますが、昭和五十六年度の期末手当及び勤勉手当の額の算出の基礎となる給料月額等につきましては、政府職員と同様、従前のとおりとする措置を設けようとするものでありまして、委員会におきましては、審査の結果、可決すべきものと多数をもって決定いた

しました。

以上御報告申し上げます。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第一一号）（衆議院提出）

五七、 三、二六 衆議院運営委員長提

出

三、二六 衆可決

三、三一 参可決

要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

1 昭和五十七年四月から政務次官の俸給月額が八十八万円から九十二万円に改定されるが、国会議員の歳費月額については、昭和五十八年三月三十一日までの間は、従前の額に据え置くこととする。

2 政務次官、内閣官房副長官及び総理府総務副長官のうち国会議員から任命されたものの俸給月額についても、同様に据え置くこととする。

3 本法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして御報告申し上げます。

まず、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案は、昨年の特別職の職員の給与に関する法律の一部改正により、本年四月から政務次官の俸給月額が改定されることに伴い、同様に改定される予定の議員の歳費月額を昭和五十八年三月三十一日までの間は従前の額に据え置くとともに、政務次官等のうち国会議員から任命されたものの俸給月額についても同様に据え置くこととするものであります。

次に、国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案は、在職期間が二十五年以上の国会議員の秘書に、本俸の二五%の勤続特別手当を支給しようとするものであります。

以上二件は、いずれも委員会におきまして審査の結果、可決すべきものと全会一致をもって決定いたしました。
以上御報告申し上げます。

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第一二二号）（衆議院提出）

五七、 三、二六 衆議院運営委員長提

出

三、二六 衆可決

三、三一 参可決

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

1 勤続二十五年以上の秘書に支給する勤続特別手当額は、本俸の二十五パーセント相当額（現行二十パーセント相当額）とする。

2 本法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

委員長報告

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案の委員長報告参照

参議院規則の一部を改正する規則案（松垣徳太郎君外八名発議）

五七、 三、 三 提出

三、 三 可決

趣旨説明

ただいま議題となりました参議院規則の一部を改正する規則案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、今次の参議院改革協議会の答申に基づき総予算審査方式の改善を行うため、所要の本院規則の改正を行うとすものであります。

本改正は、全議員に予算審査への参加を求めため、予算委員会が総予算審査の過程において、当該総予算について他の委員会にその所管に係る部分の審査を委嘱する方式を取り入れようとするものであります。

以下、本案の概要について御説明申し上げます。

第一に、予算委員会は、他の委員会に対し、審査中の総予算について、当該委員会の所管に係る部分の審査を期限を付して委嘱することができるといたしております。

7	番号	件名	提出者 (月 日)	予備送 付月日	本院へ 提出月日	参議院 付託 議決 議決 議決	衆議院 付託 議決 議決 議決	備考
		豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案	災害対策特別委員長 (五七、三二一)	五七、三二一	五七、三二一	(予)可決	可決	

衆議院議員提出法律案 (三件)

○災害対策特別委員会

第二に、審査の委嘱を受けた委員会の委員長は、審査の後、審査概要を予算委員会に報告するものとしたしております。

第三に、予算委員会は、委嘱審査期間内であっても特に必要と認めたときは、総予算の審査を行うことができることとしたしております。

以上が本規則改正案の提案理由及びその概要であります。何とぞ御賛成を賜りますようお願い申し上げます。

41	24
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部を改正する法律案	災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案 右により「災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律」の題名を「災害弔慰金の支給等に関する法律」に改正
災害対策特別委員長 (八二八)	災害対策特別委員長 (五二三)
八二八	五二二
八二八	五二四
(予) 八二八	(予) 五二二
可 八二九	修 七二八
可 八二〇	修正 七三〇
可 八二八	可 五二四
決 八二八	決 五二四 衆 五七、七三〇 同 衆へ回付 意 七三〇

<p>豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案(衆第七号) (衆議院提出)</p> <p>五七、 三、 一一 衆災害対策特別委員長提出 三、 一一 衆可決</p>	<p>三、 三一 参可決</p> <p>要旨 本法律案は、特別豪雪地帯が今なお後進性を余儀なくされていく状況にかんがみ、同地帯における基幹道路の整備の特例措置等を引き続き十年間講じようとするものであり、</p>
---	---

その内容は次のとおりである。

- 一、特別豪雪地帯における基幹道路の改築を道府県が代行することができる期間を昭和六十七年三月三十一日まで延長すること。
- 二、特別豪雪地帯における公立の小学校及び中学校の施設等に対する国の負担割合を三分の二とする特例措置の適用期限を昭和六十六年度まで延長すること。
- 三、特別豪雪地帯における基幹道路整備事業に対する国の補助等について、いわゆる行革特例法による減額措置を適用すること。

委員長報告

ただいま議題となりました豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、災害対策特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、特別豪雪地帯がいまなお後進性を余儀なくされている現状にかんがみ、特別豪雪地帯における基幹道路の整備の特例措置等を引き続き講じようとするものであり、その主な内容は、第一に、特別豪雪地帯における基幹道路の改築も道府県が代行できる期限を昭和六十七年三月

三十一日まで延長することとしております。第二に、特別豪雪地帯における公立の小学校及び中学校の施設等に対する国の負担割合を三分の二とする特例措置の適用期限を昭和六十六年度まで延長することとしております。第三に、特別豪雪地帯における基幹道路の整備に要する経費に係る国の負担または補助について、いわゆる行革特例法を適用することとしております。

委員会におきましては、地域特例の縮減措置についての財政金融上の措置、積雪地方に対する総合的対策の確立等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案（衆第二四号）（衆議院提出）

長提出

五、一四 衆可決

七、三〇 参修正

七、三〇 衆同意

要旨

本法律案は、災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたときに著しい障害がある者に対して、市町村が災害障害見舞金の支給を行う制度を設けようとするものであつて、その主な内容は次の通りである。

一、法律の題名を「災害弔慰金の支給等に関する法律」に改めるものとする。

二、市町村は、災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたときに著しい障害がある住民に対し、災害障害見舞金の支給を行うことができるものとする。

三、災害障害見舞金の額は、障害者一人当たり百五十万円を超えない範囲内で、政令で定める額以内とするものとする。

四、災害障害見舞金に要する費用については、市町村と都道府県がその四分の一ずつを負担し、国がその二分の一

を負担するものとする。

修正要旨

施行期日等について、本法律案は昭和五十七年七月十日以後に発生した災害に遡つて適用するものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案について、災害対策特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院災害対策特別委員長提出に係るものでありまして、その内容は、法律の題名を「災害弔慰金の支給等に関する法律」に改めるとともに、災害により負傷し、または疾病にかかり、治つたときに著しい障害がある者に対して、市町村が一人当たり百五十万円を超えない範囲内で災害障害見舞い金の支給を行うことができることとし、その費用については市町村と都道府県が四分の一ずつを、国が二分の一を負担する制度を設けようとするものであります。

委員会におきましては、趣旨説明を聴取した後、別に質疑もなく、鈴木和美理事より、本法律案を昭和五十七年七月十日以後に発生した災害にさかのぼって適用するものとする各派共同提案の修正案が提出されました。

次いで討論に入りましたが、発言なく、修正案並びに修正部分を除く原案について順次採決の結果、いずれも全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第四一号）（衆議院提出）

五七、 八、一八 衆災害対策特別委員

長提出

八、一八 衆可決

八、二〇 参可決

要旨

本法律案は、農林漁業者、中小企業者等の災害による資金需要の増大に対処するため、これらの者に貸し付ける資金の貸付限度額を引き上げようとするもので、その内容は次のとおりである。

一、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部改正

被害農林漁業者に対する経営資金及び被害組合に対する事業資金の貸付限度額をそれぞれ二十五パーセント引き上げること。

二、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正

激甚災害法が適用される場合の天災融資法の規定による経営資金及び事業資金並びに激甚災害法の規定による中小企業者に対する貸付金の貸付限度額をそれぞれ二十パーセント引き上げること。

三、施行期日及び遡及適用

本法は、公布の日から施行し、昭和五十七年七月五日以後に発生した天災又は災害につき適用すること。

委員長報告

ただいま議題となりました天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部を改正する法律案について、災害対策特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、農林漁業者、中小企業者等の災害による資金需要の増大に対処するため、これらの者に貸し付ける資金の貸付限度額を引き上げようとするもので、その内容は次のとおりであります。

まず、天災融資法の一部を改正し、被害農林漁業者に対する経営資金及び被害組合に対する事業資金の貸付限度額をそれぞれ二十五パーセント引き上げることとしております。

次に、激甚災害法の一部を改正し、激甚災害法が適用される場合の天災融資法の規定による経営資金及び事業資金並びに激甚災害法の規定による中小企業者に対する貸付金の貸付限度額をそれぞれ二十五パーセント引き上げることとしております。

なお、本法は公布の日から施行し、昭和五十七年七月五

日以後に発生した天災または災害から適用することとしております。

委員会におきましては、提出者衆議院災害対策特別委員長から趣旨説明を聴取した後、別に質疑、討論もなく、直ちに採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

○公職選挙法改正に関する特別委員会

本院議員提出法律案（二件）

第九十五回国会 1		2	番号	件名	提出者 (月日)	予備送 付月日	衆へ提 出月日	参議院 委員会 託会 議決 議決 議決	衆議院 委員会 託会 議決 議決 議決	備考
公職選挙法の一部を改正する法律案		公職選挙法の一部を改正する法律案			宮之原貞光君 外一一名 (五七、四二三)	五七、四二六		五七、五二四 未 了	五七、四二六 (予) 公職選挙 法改正 調査特委	五七、五一四 本会議で趣 旨説明聴取
公職選挙法の一部を改正する法律案					金丸三郎君 外四名 (五六二〇、七)		五七、七二六	五七、二二二	五七、七二七 公職選挙 法改正 調査特委	五七、八一八 本会議で趣 旨説明聴取
								可決 可決 可決	可決 可決 可決	

公職選挙法の一部を改正する法律案（金丸三郎君外四名発議）
（第九十五回国会参第一号）（本院継続審査）

九十五回国会 五六、一〇、七 参・議員提出

一〇、一四 参本会議趣旨説明

参継続審査

九十六回国会 五七、七、一六 参可決

八、一八 衆可決

要旨

本法律案は、現行の参議院議員選挙制度を改め、都道府県を単位とする選挙区選出議員の選挙と各政党に投票された得票に比例して選出する比例代表選出議員の選挙とから成る参議院議員選挙制度を設けようとするもので、その主な内容は、次のとおりである。

第一 比例代表選出議員の選挙

一、候補者名簿

(一) 候補者名簿は、次のいずれかに該当する政党その他の政治団体に限り届け出ることができる。

ア 五人以上の所属の国会議員を有すること。

イ 直近の衆議院議員総選挙又は参議院議員通常選挙における比例代表選出議員選挙若しくは選挙区選出議員選挙において、全有効投票の四パーセント以上の得票を得たものであること。

ウ 十人以上の所属の比例代表選出議員候補者及び選挙区選出議員候補者を有すること。

(二) 名簿の作成及び名簿登載者

1 候補者として名簿に記載される者となることができる者は、参議院議員の被選挙権を有し、かつ、当該政党等に所属する者（推薦する者を含む。）に限る。

2 名簿登載者の選定及びその順位の設定は政党等が任意に行い、政党等は、名簿登載者の選定機関の名称等を選挙長に届け出る。

3 名簿に記載できる者の数は、選挙すべき議員の数以内とする。

4 死亡等により名簿登載者でなくなった者の数が名簿の届出のときにおける名簿登載者の数の四分の一を超えるに至ったときは、名簿届出政党等は、選挙の期日前十日までの間に、名簿登載者の補充

の届出をすることができる。

(三) 政党等の名称に関する告示制度等

政党等の名称及び略称に関する告示制度、同一の名称又はそれと類似する名称の使用等について所要の措置を講ずる。

(四) 供託金

比例代表選出議員の選挙における供託金の額を名簿候補者一人につき四百万円とし、政党等がこれを供託しなければならぬものとし、また、当選人の數に二を乗じて得た数を超える名簿登載者の數に相應する分の供託金は没収するものとする。

二、投票

選挙人は、比例代表選出議員選挙・選挙区選出議員選挙ごとに、それぞれ一票を投票するものとし、比例代表選出議員選挙においては、政党等の名称を記載して行う。

三、当選人

各名簿届出政党等の得票数に基づき、ドント式により各政党等の当選人の数を決定し、名簿に記載された順位に従い各政党等の当選人の數に相当する順位まで

の者を当選人とする。また、比例代表選出議員に欠員が生じた場合には、その所属する政党等の名簿の次順位のを繰り上げる。

四、選挙運動

比例代表選出議員の選挙における選挙運動は政党等が行うものとし、名簿登載者の數（二十五人を限度とする。）に応じて定められた範囲内において、新聞広告、ラジオ・テレビの政見放送及び選挙公報により行うものとするほか、政党等の選挙事務所は都道府県ごとに一箇所とする。また、選挙区選出議員の選挙に係る選挙運動が、公職選挙法において許される態様において比例代表選出議員の選挙に係る選挙運動にわたることを妨げない。

五、確認団体

名簿届出政党等は、確認団体となるものとし、確認団体の政治活動として認められているポスター及びビラを当該政党等の選挙運動のために使用することができる。また、確認団体の政治活動として認められている政談演説会及び街頭政談演説において、当該政党等の選挙運動のための演説をもすることができる。

六、罰則

名簿登載者の選定権限の行使に関し、請託を受けて財産上の利益を收受、要求若しくは約束した者又は財産上の利益を供与した者について罰則を設ける。なお、連座制は適用がない。

第二 選挙区選出議員の選挙等

一、選挙区選出議員の選挙については、現行の地方区の選挙の例による。

二、すべての選挙について供託金の額を現行の二倍に引き上げることとする。

第三 施行期日

この法律は、公布の日から施行し、改正後の公職選挙法の規定は、施行後初めて行われる参議院議員の通常選挙から適用する。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本法律案は、現行の全国区選挙制度の問題点を改善し、国政に国民の意思を適正に反映させる等のため、参議院全

国区選出議員の選挙制度を改め、新たに拘束名簿式比例代表制による選挙制度を設けようとするものであります。

その主な内容は、政党その他の政治団体は、比例代表選出議員の候補者となるべき者を選定し、当選順位を記載した名簿を選挙長に届け出ることができるものとする。名簿を届け出ることができる政党等の要件としては、五人以上の所属国会議員を有するか、直近の国政選挙で全有効投票の四割以上の得票を得たものであるか、参議院議員選挙で十人以上の候補者を有するものであるかのいずれかであること。投票は、選挙区選出議員選挙及び比例代表選出議員選挙ごとにそれぞれ一票とし、比例代表選挙の投票は名簿届け出政党等の名称を記載して行うこと。当選は、政党等の得票数に比例して、ドント式により各政党等に対する当選人数を配分し、それぞれの名簿登載者に付された順位により当選人を決定すること。選挙運動は政党等が行い、公営によるテレビ及びラジオ放送、新聞広告並びに選挙公報によるものとする。供託金は、名簿に登載された候補者一人につき四百万円を政党等が供託することとし、あわせて他の各種選挙についても供託金の額を現行の二倍に引き上げること。名簿登載者の選定権限の行使に関し、請

託を受けて財産上の利益を収受した者等に対する罰則を整備すること。その他候補者選定機関及び政党等の名称の届け出、繰り上げ補充等について所要の措置を規定するとともに、施行日は公布の日からとし、施行後初めて行われる参議院議員の通常選挙から適用することといたしております。

以上が比例代表選出議員選挙制度の概要であります。地方区の選挙制度については、これを選挙区選出議員の選挙とし、現行制度の例によることといたしております。

本法律案は、第九十五回臨時国会において金丸三郎議員外四名により発議され、昭和五十六年十月十四日日本会議で趣旨説明が行われ、委員会における質疑を経て継続審査とすることを決定し、今国会に引き継がれることとなりました。その間、委員会の審議方法をめぐり、長時間にわたる理事懇談会等が行われております。

本国会においては、本法律案は昨年十二月二十一日委員会に付託され、本年四月十四日より委員会の審査に入り、熱心な質疑を行い、四月二十八日動議により質疑を終局いたしました。

これをめぐり、議事の進行について各党からそれぞれ要

望があり、これらを踏まえて委員会の正常かつ円満な運営に努めることに留意し、質疑の終局後においても、協議に基づき、調査事件を議題として引き続き公職選挙法改正案について実質的に質疑を行うこととし、また、会期延長後の国会においては、日本社会党宮之原貞光議員外二名提出の公職選挙法改正案の審査に当たっても、金丸議員、松浦議員の出席を求め、実質的に質疑を行いました。

以上のような経過の中で、六月十八日及び六月二十四日の両日参考人の意見を聴取するとともに、七月六日には公聴会を開き、広く各界の公述を得、審査の慎重を期したのであります。

なお、この際申し添えておきますが、本法案は議員の選出に係るきわめて重要なものでありますので、この点を特別に重視し、理事会には、理事の割り当てのなかった会派の委員にも出席を求めて理事に準ずる立場での発言を認め、さらに当委員会に委員の割り当てのなかった会派の議員についても、常時委員会の出席を認め、委員に準じ発言することを許可するとともに、理事会開会前には各派懇談会を設けてその意見を徴し、委員会の円満な運営に万全を期するように努めたのであります。また、委員会の審査時間は

通算四十四時間に達しております。

委員会におきましては、政党選挙の合理性、憲法の諸規定との関係、名簿登載の方法、当選人の決定ルール、選挙運動のあり方等各般の問題にわたり熱心な質疑応答が行われましたが、特に憲法問題については、憲法第十四条、第十五条、第二十一条等の平等権、参政権、自由権等との関係をめぐって本法案は違憲のおそれがあるとの意見も述べられ、白熱した論議が展開されました。論議の過程で提案者から、憲法第四十四条の「両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。」との規定と基本的人権との関係については、基本的人権といえども、制度改正によって選挙制度がより合理的なものになるときは制約を受けられることも憲法の許容するところで、現行全国区制の問題点を解消し、合理的な選挙制度の確立を図った本改正案は憲法に適合するものであるとの答弁がありました。

論議の内容は複雑多岐にわたりますので、詳細は会議録に譲ります。

かくて七月九日、理事会において、同日に予定されていた質疑を行うことについて各派間で協議した後、委員会を開会しましたところ、田沢委員より、自由民主党提案の公

職選挙法の一部を改正する法律案を議題とし、討論、採決を行うことの動議が提出されました。その際、発議者席に宮之原委員がおられましたので、委員長において本動議は賛成多数と認め、これを可決し、次いで公職選挙法の一部を改正する法律案（第九十五回国会参第一号）を議題とし、討論に入りましたが、発言もなく、直ちに採決を行い、本法律案についても委員長において賛成多数と認め、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本採決につきましては、宮之原議員より、同君は社会党案の発議者として出席したのであって、本採決には参加していないとの申し出がございました。宮之原議員の申し出の趣旨によりますと、採決は全会一致となるべきものであったこととなります。委員長といたしましたは、採決に参加したものと判断し、多数と宣告いたしました。が、御本人の明確な意思を確認するなどの十全な配慮を欠いたことを遺憾に存しております。

以上御報告申し上げます。

沖縄振興開発特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第二〇号）（衆議院送付）

五七、 一、 九 内閣提出

三、 一二 衆可決

三、 三一 参可決

要旨

本案は、本土復帰後、満十年を迎える沖縄の社会経済情勢にかんがみ、引き続き沖縄の振興開発を図るため、次の三法を改正しようとするもので、主な内容は、以下のとおりである。

一、沖縄振興開発特別措置法の改正

同法の有効期限（本年三月三十一日）を十年延長して、新たに十箇年にわたる振興開発計画を策定するとともに、沖縄についても「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」を適用すること。

二、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の改正

県産酒類に係る酒税の軽減措置等の内国消費税に関する特例及び特定の製造用原料品に係る軽減措置等の関税

に関する特例の適用期限（本年五月十四日）をそれぞれ五年延長すること。

三、沖縄振興開発金融公庫法の改正

住宅金融公庫法の改正に対応して、宅地造成事業に係る貸付対象を拡大するとともに、現行の宅地債券制度に代え、住宅又は宅地の取得の促進を図るため、新たに住宅地債券制度を創設すること。

委員長報告

ただいま議題となりました沖縄振興開発特別措置法等の一部を改正する法律案につきまして、沖縄及び北方問題に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、本土復帰後、満十年を迎える沖縄の社会経済情勢にかんがみ、引き続き沖縄の振興開発を図るため次の三法を改正しようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、沖縄振興開発特別措置法を改正し、同法の有効期限を十年延長して、新たに十カ年にわたる振興開発計画を策定するとともに、これに基づく事業を推進すること。

第二に、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律を改正し、内国消費税及び関税に関する特例措置の適用期限をそれぞれ五年延長すること。第三に、沖縄振興開発金融公庫法を改正し、宅地造成事業に係る貸付対象の拡大等を図ることなどであります。

委員会におきましては、第一次振興開発計画の実績と第二次振興開発計画の構想、水資源及び電力・エネルギー問題、雇用対策と産業振興、米軍基地の整理縮小と跡地利用等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し、今後の沖縄振興開発の推進に関する八項目にわたる附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律案（衆第二八号）（衆議院提出）

五七、 五、一四 衆・議員提出

八、一〇 衆可決

八、二〇 参可決

要旨

本法律案は、北方領土問題等の解決の促進を図るため、国民世論の啓発、北方地域元居住者に対する援護等の措置の充実並びに北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画の策定及びその実施の推進を図る等のため特別の措置を定めようとするもので、主な内容は、次のとおりである。

一、内閣総理大臣が定める北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針に基づき、国は、北方領土問題その他北方地域（歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島）に関する諸問題についての国民世論の啓発を推進するとともに、北方地域元居住者に対する援護等の措置の一層の充実強化を図るために必要な措置を講ずること。

二、北海道知事は、基本方針に基づき北方領土隣接地域（根室市、別海町、中標津町、標津町及び羅臼町）の振興及び住民の生活の安定に関する計画を作成し、内閣総理大臣の承認を受け、これを推進すること。

三、この振興計画に基づき北方領土隣接地域の市町が行う特定の国庫補助事業等について、国の負担割合の特例を定めること。ただし、この規定は、財政再建期間中は適用しない。

四、国は、北海道又は北方領土隣接地域の市町が振興計画に基づいて行う事業について、地方債及び財政上等の特別の配慮を行うこと。

五、北海道が、北方領土隣接地域の市町等が行う国庫補助の対象とされていない地域振興等のための事業等に助成するため北方領土隣接地域振興等基金を設ける場合には、国は、これに充てるための資金の一部（約八十億円の見込み）を昭和五十八年度から五年度以内を目途として交付するものとし、基金の額は、国から交付を受けた補助金の額の四分の五に相当する額を下らないものとする。

六、北方地域に係る戸籍事務等を北方領土隣接地域の市町

の長に行わせること。

委員長報告

ただいま議題となりました北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律案につきまして、特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院提出に係るものでありまして、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、内閣総理大臣は、北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針を定め、これに基づき、国は、国民世論の啓発及び北方地域元居住者に対する援護等の充実強化を図るために必要な措置を講ずること。

第二に、北海道知事は、基本方針に基づき北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画を作成し、内閣総理大臣の承認を受け、これを推進すること。

第三に、この振興計画に基づき北方領土隣接地域の市町が行う特定の国庫補助事業等について、国の負担割合の特例を定めること。

第四に、北海道が北方領土隣接地域振興等基金を設ける

番号	件名	提出	提出 月日	本院に受領 又は(衆)へ 送付月日	参議院 委員会 議決	衆議院 委員会 議決	備考
26	防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案		五七、三九		付託 議決	付託 議決	
27	防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案		三九				内閣 継続 審査

内閣提出法律案(四件)

○委員会付託に至らなかつたもの

場合には、国は、これに充てるための資金の一部を補助するものとする事等であります。

委員会におきましては、北方領土隣接地域の範囲の妥当性、国の財政上等の特別の配慮の具体的内容、北方領土隣接地域振興等基金による補助と特別交付税との関係、北方地域を四島に限定したことの妥当性と領土問題の基本的解決策等について質疑を行いました。その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は多数

をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、丸谷理事より、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合の各派共同提案に係る北方領土隣接地域及び北方地域元居住者が置かれている特殊な事情にかんがみ留意すべき四項目の附帯決議案が提出され、全会一致をもって、本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

12	11	10	9	8	7	6
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め るの件（全林野労働組合関係「定員内 職員及び常勤作業員（常勤作業員の処 遇を受ける常用作業員を含む。）」）	公共企業体等労働関係法第十六条第二 項の規定に基づき、国会の議決を求め るの件（全日本郵政労働組合関係）	公共企業体等労働関係法第十六条第二 項の規定に基づき、国会の議決を求め るの件（全通信労働組合関係）	公共企業体等労働関係法第十六条第二 項の規定に基づき、国会の議決を求め るの件（全専売労働組合関係）	公共企業体等労働関係法第十六条第二 項の規定に基づき、国会の議決を求め るの件（日本電信電話労働組合関係）	公共企業体等労働関係法第十六条第二 項の規定に基づき、国会の議決を求め るの件（全国電気通信労働組合関係）	公共企業体等労働関係法第十六条第二 項の規定に基づき、国会の議決を求め るの件（鉄道労働組合関係）
五二八	五二八	五二八	五二八	五二八	五二八	五二八
社会労働 八六	社会労働 八六	社会労働 八六	社会労働 八六	社会労働 八六	社会労働 八六	社会労働 八六
継 統 審 査	継 統 審 査	継 統 審 査	継 統 審 査	継 統 審 査	継 統 審 査	継 統 審 査

番号	件名	提出	提出 月日	本院に受領 又は(衆)へ 送付月日	参議院 委員会 議決 議決 議決	衆議院 委員会 議決 議決 議決	備考
18	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め るの件(アルコール専売労働組合関係)		五二八		社会労働 八六	継続 審査	
17	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め るの件(全造幣労働組合関係)		五二八		社会労働 八六	継続 審査	
16	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め るの件(全印刷局労働組合関係)		五二八		社会労働 八六	継続 審査	
15	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め るの件(日本林業労働組合関係「基幹作 業職員、常用作業員(常勤作業員の処遇 を受ける者を除く。及び定期作業員)」)		五二八		社会労働 八六	継続 審査	
14	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め るの件(日本林業労働組合関係「定員 内職員及び常勤作業員(常勤作業員の 処遇を受ける常用作業員を含む。)」)		五二八		社会労働 八六	継続 審査	
13	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求め るの件(全林野労働組合関係「基幹作業 職員、常用作業員(常勤作業員の処遇を 受ける者を除く。及び定期作業員)」)		五七、 五二八		社会労働 五七、 八六	継続 審査	

(4) 本会議決議一覧（議案審議表付）

番号	件名	提出者	提出月日	委員会付託	委員会決議	本会議決議	備考
1	第二回国際連合軍縮特別総会に関する決議案	松垣徳太郎君 外七名	五七、五二七			可 五七、五二八 決議	委員会審査省略
2	公職選挙法改正に関する特別委員長上田稔君問責決議案	村沢牧君	七二六			否 七二六 決議	委員会審査省略
3	議長不信任決議案	市川正一君 外三名	七二八			否 七三〇 決議	委員会審査省略

第二回国際連合軍縮特別総会に関する決議案（松垣徳太郎君
外七名発議）（決議第一号）

五七、 五、二七 提出
五、二八 可決

決議

核軍縮を中心とする世界の軍縮の促進は、恒久の平和を

願ひ非核三原則を国是として堅持する我が国民の一致した願望であり、真の平和と安全を希求する諸国民の共通した念願でもある。

かかる諸国民の共通の悲願にもかかわらず、現下の国際情勢は極めて厳しく、核兵器、通常兵器の区別なくはてしない軍備拡張が行われ、特に、限定・全面核戦争を問わず、核兵器は人類の生存に最も深刻な脅威を与えており、広島、長崎の惨禍が再び繰り返されないよう、核兵器の廃絶を求

める声が近時世界各地に急速に広がっている。

このような国際情勢の中で、本年六月第二回国際連合軍縮特別総会が開催され世界的規模で軍縮問題が討議されることは、誠に意義深いものがある。

この際、本院は、この総会において軍縮を一層促進させるため、政府が左の事項につき誠実に努力するよう要請する。

一 人類共通の崇高な目標である世界の恒久平和と安全に到達するため、被爆国日本国民の悲願である核兵器の廃絶を求め、すべての核兵器保有国に対し全面完全軍縮の一環として、核兵器の製造、実験、貯蔵、使用の禁止をめぐし、特に、核兵器が二度と使われることのないよう実効ある国際的措置をとることを強く訴えること。

二 核兵器拡散防止の緊要性にかんがみ、中国、フランスをはじめとする核兵器不拡散条約未加盟国に対し、同条約への加盟を強く訴えること。

三 米ソをはじめとするすべての核兵器国に対し、核軍縮を軍縮分野の最優先課題とし、地下核実験を含む核実験全面禁止条約の早期実現を強く訴えらるとともに、部分核実験禁止条約未加盟国に対し、同条約への加盟を訴える

こと。

四 非核武装地帯構想が、世界の平和の維持に重要な意義を有していることにかんがみ、適切な条件の整っている地域から漸次世界の各地域に非核武装地帯の設置が実現するよう国際的努力をするとともに、同地帯に核保有国による核攻撃が行われない保証をとりつけること。

五 国際人道法に反する化学兵器等の使用、開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄のための国際条約が早期に実現するよう強く訴えること。

六 際限のない軍備の増強は、現在の国際社会が看過し得ない問題であるため、通常兵器の国際移転の規制、軍事費の削減の必要性を各国に強く訴えらるとともに、その結果生じた余力を開発援助を含め広く世界の経済的社会的発展に活用するよう強く訴えること。
右決議する。

(2) 本会議において採択された請願件名一覧

○内閣委員会

四六件

行政改革の実施に関する請願（第八一四号）

旧満州棉花株式会社の恩給対象機関認定に関する請願（第二二三九号）

旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊機関指定に関する請願（第二二五三号外九件）

台湾人元日本軍人に関する請願（第二八五八号）

傷病恩給等の改善等に関する請願（第三二五九号外三二件）

○地方行政委員会

五件

地方交付税の所要額の確保に関する請願（第七八七号）

ホテル・旅館等の防火用設備等の改善融資に関する請願（第二二八九号）

覚せい剤事犯取締りの強化に関する請願（第三四〇二号）

地方の行財政制度確立に関する請願（第五五六八号）

地方財政の確立に関する請願（第五七一〇号）

○法務委員会

四九件

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する

請願（第一四八八号外四件）

国籍法の改正に関する請願（第一四九八号外八件）

国籍法の一部改正に関する請願（第三五〇二号外三四件）

（意見書付）

○外務委員会

四一件

婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の早期批准に関する請願（第二号）

婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准に関する請願（第五一八号）

婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准促進に関する請願（第五四〇号）

朝鮮民主主義人民共和国へ帰還した日本人妻の安否調査等に関する請願（第九八五号）

婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の早期批准実現に関する請願（第一三九一号外三三三件）
核兵器の廃絶と軍縮の推進に関する請願（第二九八四号）
非戦、平和のための軍縮に関する請願（第三九四三号）
核兵器廃絶に関する請願（第四二四一号）

○文教委員会

九五件

私学の学費値上げ抑制、大幅な私学助成等に関する請願（第八号外八件）
私学の学費値上げ抑制・大幅私学助成等に関する請願（第九号外四三件）
私学の授業料等学費に対する助成等に関する請願（第一〇三八号）
私学の学費値上げ抑制等に関する請願（第一〇七四号外一九件）
私学の授業料等学費に対する大幅助成等に関する請願（第一一〇〇号外一件）
中学校及び高等学校の教科内容の男女平等に関する請願（第一四三二号外一二三件）

私学助成の大幅増額、教育研究の発展に関する請願（第一四九七号）
青少年の健全育成に関する請願（第三一一五号）
私学の学費値上げ抑制、父母負担軽減等に関する請願（第五四三〇号外二件）

○社会労働委員会

二六二件

保育所振興対策の確立に関する請願（第一二二号外三五件）
保育所の運営費等に対する国庫補助制度の改善等に関する請願（一七号外一件）
民間保育事業振興に関する請願（第六七号外一七件）
保育所の建設と施設運営の改善等に関する請願（第一七〇号外一件）
無認可障害者作業所の助成に関する請願（第二五五号）
手話通訳の制度化に関する請願（第五四四号）
腎疾患^{じん}総合対策の早期確立に関する請願（第六五二号外二四件）
難病対策の充実に関する請願（第七六一号）
理容業の許認可等に関する請願（第七九二号外一件）

在宅重度障害者の介護料に関する請願（第九五一号外三二件）

重度障害者の終身保養所設置に関する請願（九五二号外三二件）

寒冷地療養担当手当の改善に関する請願（一二二二号外二件）

難病対策の抜本的強化拡充に関する請願（第二二三八号）

中国残留日本人孤児及び永住帰国者の援護に関する請願（第二八四四号）

精神障害者福祉法制定に関する請願（第二八六一号）

医療ソーシャルワーカーの資格の制度化に関する請願（第二九五二号）

国民健康保険制度の改善に関する請願（第二九八七号）

国立腎センター設立に関する請願（第三一六二号外六件）

脊椎^{せまづい}_{せまづい}^{せまづい}_{せまづい}^{せまづい}（二分脊椎）症児者の医療の充実と改善に関する請願（第三一九七号）

中国残留孤児対策強化に関する請願（第三二四六号）

医療保険による老人のはり・きゆう・マッサージの施術にかかる療養費支給申請手続きの簡素化並びに施術内容の充実等に関する請願（第三四〇一号外三件）

労働行政体制確立に関する請願（第三八二九号外六件）

小規模障害者作業所の助成に関する請願（第四〇〇二号外八件）

中国残留孤児の肉親捜し促進に関する請願（第五三四五号）

中国残留日本人孤児の肉親捜しの促進と帰国後における対策強化に関する請願（第五三九五号外一五件）

理容師法・美容師法・クリーニング業法の資格免許制度堅持に関する請願（第五五〇八号）

国民健康保険組合基盤強化に関する請願（第五五二五号外四一件）

中国残留孤児対策の強化に関する請願（第五五二八号）

保育行政の充実に関する請願（第五八〇六号外一件）

○農林水産委員会

一一六件

農業者年金制度の改善に関する請願（第八六号）

増産ふすま用小麦の増産に関する請願（第七九三号）

食糧自給率の向上と農畜産物の輸入規制に関する請願（第七九四号）

木材需給の安定と秩序ある外材輸入体制の確立に関する請

願（第七九五号）

木材産業の不況緊急対策に関する請願（第八七七号）

蚕糸業の振興に関する請願（第八九七号）

オレンジ・果汁・牛肉等の輸入自由化、枠拡大反対に関する請願（第二一七四号）

農畜産物輸入自由化反対に関する請願（第二二五四号）

昭和五十七年度畜産物政策価格並びに畜産経営の強化に関する請願（第二二五五号）

農畜産物の輸入抑制に関する請願（第二六四三号）

農畜産物の輸入規制並びに畜産経営安定対策及び価格安定対策の推進に関する請願（第二七〇二号）

エサ米の転作作物としての認定に関する請願（第二七〇三号）

農畜産物貿易自由化阻止に関する請願（第二七四五号）

畜産経営の安定強化に関する請願（第二八四二号）

農畜産物の輸入抑制措置に関する請願（第二八六二号）

チチュウカイミバエ侵入阻止に関する請願（第二八六三号）

農産物の輸入規制に関する請願（第二九八八号）

農産物の輸入自由化、枠拡大阻止並びに畜産経営の安定等に関する請願（第三四八一号）

農産物輸入自由化・枠拡大阻止に関する請願（第三六四五号外一件）

こんにやくの輸入自由化反対等に関する請願（第四五八七号）

松くい虫の防除に関する請願（第五三七〇号）

農林水産業改良普及事業体制の維持強化に関する請願（第五三七三号）

農業基本政策の確立並びに昭和五十七年産米の政府買入価格に関する請願（第五四二八号）

果汁の輸入自由化阻止等に関する請願（第五五〇〇号外一件）

○商工委員会

七七件

大企業の建設するホテル等について中小企業分野調整法による規制措置等に関する請願（第二四五一号外七三件）

景気浮揚対策に関する請願（第二八四三号）

木材・木工関連産業の振興に関する請願（第四〇二八号外一件）

○運輸委員会

一件

昭和五十七年十一月ダイヤ改正に向けての東北新幹線と在来線ダイヤの接続に関する請願（第五三七五号）

○逓信委員会

七五件

電話加入権質に関する臨時特例法の時限延長に関する請願（第二八一号外四二件）

身体障害者に対する郵政行政改善に関する請願（第九六一号外三一件）（意見書付）

○建設委員会

一一二件

中央自動車道長野線の建設促進に関する請願（第七五六号）
第六次治山事業五箇年計画の完全実施に関する請願（第七九六号）

住宅・宅地政策に関する請願（第九四〇号外一件）（意見書付）
公共的施設における身体障害者のための施設整備に関する請願（第二七〇一号）

肢体障害者に対する道路の段差解消等に関する請願（第三

四三〇号外二件）

第九次道路整備五箇年計画の事業枠の拡大に関する請願（第五三七六号）

第九次道路整備五箇年計画策定に関する請願（第五五七〇号）

第九次道路整備五箇年計画の推進に関する請願（第五五七一号）

公共事業の拡大に関する請願（第五六五二号）

○災害対策特別委員会

一件

長崎市の災害対策強化に関する請願（第五八二六号）

○物価等対策特別委員会

一件

勤労者の生活向上に関する請願（第二七〇〇号）

○エネルギー対策特別委員会

一件

地熱資源の多目的利用事業に対する助成制度の拡充強化に関する請願（第二七〇五号）

四、委員会別国政調査概要

○内閣委員会

昭和五十七年

三月二十三日

火曜日

今期国会における本委員会関係の内閣提出予定法律案に関する件について宮澤内閣官房長官から説明を聴き、

総理府関係の施策に関する件及び昭和五十七年度内閣、総理府関係予算に関する件について田邊総理府総務長官から説明を聴き、

行政管理庁の基本方針に関する件について中曾根行政管理庁長官から説明を聴き、
防衛庁の基本方針に関する件について伊藤防衛庁長官から説明を聴き、

昭和五十七年度防衛庁関係予算に関する件について政府委員から説明を聴き、

昭和五十七年度皇室費に関する件について政府委員から説明を聴いた後、田邊総理府総務長官、中曾根行政管理庁長官、伊藤防衛庁長官、藤井人事院総裁、政府委員、外務省、厚生省、海上保安庁、運輸省、日本国有鉄道、北海道開発庁及び自治省当局に対し質疑を行った。

同和問題に関する件について懇談を行った。

三月二十五日 木曜日

(同和問題に関する小委員会)

○ 地方行政委員会

昭和五十七年

二月 十六日 火曜日

地方行政、消防行政、警察行政等の基本施策に関する件について世耕国務大臣から所信を聴いた。

ホテル・ニュージャパンの火災に関する件について政府委員から報告を聴いた。
派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。

三月 二十三日 火曜日

ホテル・ニュージャパンの火災に関する件、消防に関する件等について政府委員、運輸省、建設省、厚生省、労働省及び消防庁当局に対し質疑を行った。

四月 二十日 火曜日

地方行政、消防行政、警察行政等の基本施策に関する件について世耕国務大臣、政府委員、行政管理庁、内閣官房、厚生省、総理府及び防衛庁当局に対し質疑を行った。

昭和五十七年度の地方財政計画に関する件について世耕自治大臣から概要説明を聴いた後、政府委員から補足説明を聴いた。

八月 十九日 木曜日

地方行政に関する件、警察に関する件等について世耕国務大臣、政府委員、国税庁、大蔵省、文部省、総理府及び資源エネルギー庁当局に対し質疑を行った。

○法務委員会

昭和五十七年
二月二十五日 木曜日

法務行政の基本方針について坂田法務大臣から所信を聴いた。
派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。

三月二十三日 火曜日

法務行政の基本方針に関する件について坂田法務大臣、政府委員、厚生省、建設省、内閣官房、警察庁及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

四月十五日 木曜日

沖繩の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法の一部を改正する法律案の草案について提案者平井卓志君から説明を聴き、同君、坂田法務大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、委員会提出の法律案として提出することに決定した。

○外務委員会

昭和五十七年
四月十三日 火曜日

日・仏科学技術協力問題に関する件、経済・貿易摩擦問題と国際経済の円滑な運営に関する件、アジア諸国との科学技術協力問題に関する件、国連海洋法会議に関する件、科学技術協力の進捗と外務省の機能強化に関する件、宇宙開発と国際関係に関する件、シーレーン防衛問題に関する件、北方領土におけるソ連の軍備増強問題に関する件、ミッテラン仏大統領訪日に関する件、外

八月 十九日 木曜日

交の基本姿勢に関する件、軍縮問題に関する件、日米航空交渉問題に関する件、対外経済協力問題に関する件、日韓経済協力問題に関する件、外交体制に関する件、日米安保体制に関する件、フォークランド諸島の紛争解決に関する件等について櫻内外務大臣、政府委員、外務省、科学技術庁、郵政省及び防衛庁当局に対し質疑を行った。

教科書検定問題に係る近隣諸国との外交関係に関する件、対ソ経済措置に関する件、軍縮問題に関する件、外務省の機能強化に関する件等について櫻内外務大臣、政府委員及び文部省当局に対し質疑を行った。

○大蔵委員会

昭和五十七年

二月 十六日 火曜日

財政及び金融等の基本施策について渡辺大蔵大臣から所信を聴いた。

派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。

財政及び金融等の基本施策について渡辺大蔵大臣、政府委員及び参考人日本銀行総裁前川春雄君に対し質疑を行った。

三月 二十三日 火曜日

八月 五日 木曜日

租税及び金融等に関する件について渡辺大蔵大臣、政府委員、大蔵省、防衛庁、防衛施設庁当局

及び参考人日本銀行総裁前川春雄君に対し質疑を行った。

○文教委員会

<p>昭和五十七年 二月二十三日 火曜日</p>	<p>文教行政の基本施策に関する件について小川文部大臣から所信を聴いた。</p>
<p>三月二十三日 火曜日</p>	<p>文教行政の基本施策に関する件について小川文部大臣、政府委員及び警察庁当局に対し質疑を行った。</p>
<p>三月三十日 火曜日</p>	<p>文教行政の基本施策に関する件について小川文部大臣及び政府委員に対し質疑を行った。</p>
<p>七月二十九日 木曜日</p>	<p>外交問題に発展した高校教科書の検定問題に関する件について小川文部大臣、宮澤内閣官房長官、政府委員及び外務省当局に対し質疑を行った。</p>
<p>八月十九日 木曜日</p>	<p>外交問題に発展した高校教科書の検定問題に関する件について宮澤内閣官房長官、小川文部大臣、政府委員及び外務省当局に対し質疑を行った。</p>

○社会労働委員会

昭和五十七年

三月二十三日 火曜日

厚生行政の基本施策に関する件について森下厚生大臣から所信を聴いた。
労働行政の基本施策に関する件について初村労働大臣から所信を聴いた。
派遣委員から報告を聴いた。

三月三十日 火曜日

厚生行政の基本施策に関する件について森下厚生大臣、政府委員、農林水産省、労働省、文部省及び総理府当局に対し質疑を行った。

四月八日 木曜日

労働行政の基本施策に関する件について初村労働大臣、政府委員、林野庁、公正取引委員会、行政管理庁、通商産業省及び労働省当局に対し質疑を行った。

八月五日 木曜日

仲裁裁定の早期実施等に関する件、不況下での雇用対策に関する件、ハイヤー、タクシー業界の嘱託・アルバイト乗務員問題に関する件、雇用、失業情勢の悪化問題に関する件、定時制、通信制課程卒業生の就職問題に関する件、賃金不払い問題に関する件、賃金、退職金原資保全の保証措置に関する件、雇用条件における男女差別に関する件、臨調基本答申中の労働問題の扱いに関する件、障害者の雇用対策に関する件等について初村労働大臣、政府委員、経済企画庁、運輸省及び文部省当局に対し質疑を行った。

○農林水産委員会

昭和五十七年

三月 九日 火曜日

三月二十五日 木曜日

五月 十三日 木曜日

七月 九日 金曜日

昭和五十七年度の農林水産行政の基本施策に関する件について田澤農林水産大臣から所信を聴いた。

畜産物等の価格安定に関する件について参考人全国農業協同組合中央会農畜産部長遠藤肇君、ホクレン農業協同組合連合会専務理事高橋節郎君、鹿児島県農業協同組合中央会会長救仁郷義房君及び全国養蚕農業協同組合連合会理事野口福太郎君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

昭和五十七年度指定食肉及び加工原料乳の価格算定等について政府委員及び農林水産省当局に対し質疑を行った。

農畜水産物の輸入自由化問題に関する件について参考人全国農協中央会常務理事榊春夫君、主婦連合会事務局長清水鳩子君、全日本農民組合連合会書記長谷本たかし君、全国漁業協同組合連合会副会長池尻文二君及び和光大学経済学部教授持田恵三君から意見を聴いた後、各参考人、田澤農林水産大臣、政府委員、外務省、通商産業省及び経済企画庁当局に対し質疑を行った。

昭和五十七年産生産者米価に関する件について田澤農林水産大臣、政府委員及び大蔵省当局に対し質疑を行った。

七月 十四日 水曜日

昭和五十七年産生産者米価に関する件について政府委員及び農林水産省当局から説明を聴いた後、田澤農林水産大臣、政府委員及び大蔵省当局に対し質疑を行った。

八月 十九日 木曜日

台風第十号等による農作物及び森林被害対策等に関する件、行政改革に関する第三次答申に関する件、食糧管理制度に関する件、農林水産業改良普及事業体制等に関する件、遠洋漁業に関する件、農業経営の安定対策に関する件、工業用米及び過剰米処理等に関する件、イネミズウムシ等の防除対策に関する件、日本海における日米合同演習の実施に伴う漁業対策に関する件及び国内の葉タバコ耕作者に関する件について田澤農林水産大臣、政府委員、自治省、農林水産省、臨時行政調査会事務局及び日本専売公社当局に対し質疑を行った。

○商工委員会

昭和五十六年
十二月二十二日 火曜日

石炭鉱業の保安確保と北炭問題に関する決議を行った。

昭和五十七年
二月 十六日 火曜日

通商産業行政の基本施策に関する件について安倍通商産業大臣から所信を聴いた。
経済計画等の基本施策に関する件について河本経済企画庁長官から所信を聴いた。

昭和五十六年における公正取引委員会の業務概要に関する件について橋口公正取引委員会委員長から説明を聴いた。

三月二十三日 火曜日

通商産業行政の基本施策に関する件、経済企画等の基本施策に関する件（石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案（閣法第二二二号）（衆議院送付）と一括議題）について安倍通商産業大臣、河本経済企画庁長官、政府委員、国土庁及び大蔵省当局に対し質疑を行った。

四月 八日 木曜日

鹿島臨海工業地帯内の鹿島石油鹿島製油所における爆発事故に関する件について派遣委員から報告を聴いた後、安倍通商産業大臣、政府委員、通商産業省、労働省、消防庁、警察庁及び日本電信電話公社当局に対し質疑を行った。

四月 二十日 火曜日

湖沼水質保全特別措置法案（仮称）に関する件、中小企業の経営指導員に関する件、長期エネルギー需給の見通しに関する件、経済摩擦に関する件、金取引に関する件等について安倍通商産業大臣、河本経済企画庁長官、政府委員、環境庁及び法務省当局に対し質疑を行った。

○運輸委員会

昭和五十七年
三月 十一日 木曜日

運輸行政の基本施策に関する件について小坂運輸大臣から所信を聴いた。

昭和五十七年度運輸省及び日本国有鉄道の予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。
羽田沖における日本航空機墜落事故に関する件について政府委員及び参考人日本航空株式会社代表取締役社長高木養根君から報告を聴いた。

三月 十八日 木曜日

運輸行政の基本施策に関する件、国鉄問題に関する件、羽田沖における日本航空機墜落事故に関する件等について小坂運輸大臣、政府委員、高木日本国有鉄道総裁、警察庁、労働省、運輸省、日本国有鉄道当局、参考人日本航空株式会社代表取締役社長高木養根君、同社専務取締役野田親則君及び同社常務取締役萩原雄二郎君に対し質疑を行った。

八月 十日 火曜日

国鉄問題等に関する件について小坂運輸大臣、中曾根行政管理庁長官、政府委員、高木日本国有鉄道総裁、行政管理庁、内閣官房、経済企画庁、運輸省、日本国有鉄道、自治省、大蔵省、文部省及び労働省当局に対し質疑を行った。

○通信委員会

昭和五十七年
三月二十三日 火曜日

派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。
郵政行政の基本施策に関する件について箕輪郵政大臣から所信を聴き、日本電信電話公社の事業概況に関する件について真藤日本電信電話公社総裁から説明を聴いた。

郵政行政の基本施策に関する件、日本電信電話公社の事業概況に関する件、郵便法改正後における郵便事業の現況に関する件、郵便貯金の伸び率鈍化に関する件、郵便年金の発売状況に関する件、データ通信回線利用の自由化に関する件、文字多重放送に関する件、日本電信電話公社の経営形態及び通信の秘密確保に関する件、グリーンカード制度に関連する郵便貯金問題に関する件、

国際放送の拡充強化に関する件、電子郵便の実験サービスに関する件、小包郵便物の収支改善に関する件、郵政事業の経営形態に関する件、高層ビルにおける集合受箱の設置に関する件、日本電信電話公社の収支差額に関する件、日本電信電話公社の通信衛星の打上げ構想と宇宙開発政策との整合性に関する件、北海道における日本電信電話公社職員によるCDカードの偽造行使事件に関する件、データ通信事業の収支改善に関する件、日本電信電話公社の通信設備工事の資格審査制度の改定に関する件、列車公衆電話及び自動車電話のサービス改善に関する件、民間金融機関の土曜閉店及び郵政職員の週休二日制問題等に関する件、二重電話番号サービスに関する件、日本電信電話公社の経営形態の見直しに関する件、広告付はがき及び小包はがきに関する件等について箕輪郵政大臣、政府委員、真藤日本電信電話公社総裁、大蔵省、日本電信電話公社、労働省、農林水産省当局及び参考人日本放送協会国際局長木村鏝一君に対し質疑を行った。

○建設委員会

昭和五十七年
二月二十五日 木曜日

建設行政、国土行政及び北海道総合開発の基本施策に関する件について始関建設大臣及び松野国務大臣から所信を聴いた。

今国会における建設省及び国土庁関係提出予定法律案について政府委員から説明を聴いた。

四月 十五日 木曜日

建設行政、国土行政及び北海道総合開発の基本施策に関する件（住宅金融公庫法及び北海道防寒

<p>四月二十日 火曜日</p>	<p>住宅建設等促進法の一部を改正する法律案（閣法第三五号）（衆議院送付）と一括議題）について 始関建設大臣、松野国土厅长官、政府委員、経済企画庁、自治省、国税庁、林野庁当局、参考人 全国地方住宅供給公社等連合会副会長千葉利兵衛君及び全国公社自治協連絡会代表幹事市川準君 に対し質疑を行った。</p> <p>建設行政、国土行政及び北海道総合開発の基本施策に関する件（住宅金融公庫法及び北海道防寒 住宅建設等促進法の一部を改正する法律案（閣法第三五号）（衆議院送付）と一括議題）について 始関建設大臣、松野国土厅长官、政府委員、参考人全国地方住宅供給公社等連合会副会長下田泰 助君、同門座正信君、全国公社自治協連絡会幹事高橋唯二君、同矢船良文君及び住宅・都市整備 公団総裁志村清一君に対し質疑を行った。</p>
<p>八月十九日 木曜日</p>	<p>昭和五十七年七月及び八月豪雨災害について松野国土厅长官及び始関建設大臣から報告を聴いた。</p>

○予算委員会

<p>昭和五十七年 四月五日 月曜日</p>	<p>所得税・住民税減税問題に関する決議を行った。</p>
<p>六月二十八日 月曜日</p>	<p>予算の執行状況に関する件について鈴木内閣総理大臣、世耕國務大臣、小坂運輸大臣、渡辺大蔵</p>

六月二十九日 火曜日

大臣、伊藤防衛庁長官、河本経済企画庁長官、始閣建設大臣、初村労働大臣、安倍通商産業大臣、田澤農林水産大臣、田邊総理府総務長官、政府委員及び泉日本専売公社総裁に対し質疑を行った。

予算の執行状況に関する件について鈴木内閣総理大臣、小坂運輸大臣、宮澤内閣官房長官、中川科学技術庁長官、渡辺大蔵大臣、河本経済企画庁長官、始閣建設大臣、中曾根行政管理庁長官、箕輪郵政大臣、伊藤防衛庁長官、安倍通商産業大臣、櫻内外務大臣、世耕自治大臣、坂田法務大臣、政府委員、最高裁判所当局及び参考人日本銀行総裁前川春雄君に対し質疑を行った。

六月三十日 水曜日

予算の執行状況に関する件について鈴木内閣総理大臣、櫻内外務大臣、中曾根行政管理庁長官、小坂運輸大臣、世耕自治大臣、渡辺大蔵大臣、小川文部大臣、河本経済企画庁長官、松野国土庁長官、安倍通商産業大臣、政府委員、日本国有鉄道、最高裁判所、内閣官房当局及び参考人日本銀行総裁前川春雄君に対し質疑を行った。

七月一日 木曜日

予算の執行状況に関する件について鈴木内閣総理大臣、櫻内外務大臣、渡辺大蔵大臣、河本経済企画庁長官、世耕自治大臣、坂田法務大臣、中曾根行政管理庁長官、宮澤内閣官房長官、政府委員及び参考人日本銀行総裁前川春雄君に対し質疑を行った。

○決算委員会

昭和五十七年
一月十九日 火曜日

派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。

○災害対策特別委員会

昭和五十七年
三月三十一日 水曜日

昭和五十七年度における防災関係予算について松野国土庁長官及び政府委員から説明を聴いた。
昭和五十七年浦河沖地震による災害について政府委員から説明を聴いた。

昭和五十七年度における防災関係予算に関する件及び昭和五十七年浦河沖地震による災害に関する件について松野国土庁長官、政府委員、建設省及び日本国有鉄道当局に対し質疑を行った。

五月十二日 水曜日

東京都し尿処理問題に関する件、防災白書に関する件、降雪被害に関する件、ホテル火災予防対策に関する件、秋田空港における自衛隊の救難隊配備問題に関する件、漁網切断問題に関する件、防衛庁に対する予報業務許可問題に関する件、静岡駅前ガス爆発事故の原因調査に関する件等について松野国土庁長官、政府委員、建設省、厚生省、環境庁、気象庁、消防庁、防衛庁、大蔵省、海上保安庁、水産庁及び警察庁当局に対し質疑を行った。

七月二十七日 火曜日

昭和五十七年七月九州地方の集中豪雨による被害に関する件について政府委員から報告を聴いた。

八月十一日 水曜日

派遣委員から報告を聴いた。

昭和五十七年七月九州地方の集中豪雨による被害及び台風第十号による被害に関する件について松野国土庁長官から報告を聴いた後、同長官、政府委員、建設省、文化庁、厚生省、日本専売公社、日本国有鉄道、大蔵省、文部省、林野庁、中小企業庁、農林水産省、警察庁、気象庁、消防庁及び運輸省当局に対し質疑を行った。

○物価等対策特別委員会

昭和五十七年
三月二十六日 金曜日

物価対策の基本方針について河本経済企画庁長官から所信を聴いた。

公正取引委員会の物価対策関係業務について橋口公正取引委員会委員長から説明を聴いた。

昭和五十七年度物価対策関係経費及び消費者行政関係経費の概要について政府委員から説明を聴いた。

派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。

物価対策の基本方針に関する件及び公正取引委員会の物価対策関係業務等に関する件について河本経済企画庁長官、政府委員、建設省、経済企画庁、通商産業省、郵政省、資源エネルギー庁当局及び参考人日本銀行副総裁澄田智君に対し質疑を行った。

四月二十一日 水曜日

○公職選挙法改正に関する特別委員会

昭和五十七年

五月 十二日 水曜日

公職選挙法の改正について参議院議員金丸三郎君、同松浦功君、坂田法務大臣、世耕自治大臣、浅野参議院法制局長及び政府委員に対し質疑を行った。

○科学技術振興対策特別委員会

昭和五十七年

三月二十四日 水曜日

四月二十八日 水曜日

科学技術振興のための基本施策に関する件について中川科学技術庁長官から所信を聴いた。

科学技術振興のための基本施策に関する件について中川科学技術庁長官、政府委員、資源エネルギー庁、建設省、外務省、法務省当局及び参考人日本原子力船研究開発事業団専務理事倉本昌昭君に対し質疑を行った。

八月 四日 水曜日

遺伝子組み換えに関する件について参考人財団法人癌研究所ウイルス腫瘍部長兼理化学研究所主任研究員井川洋二君、日本大学農獣医学部教授小出英興君、京都大学ウイルス研究所助教教授宗川吉汪君及び理化学研究所研究員槌田敦君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○公害及び交通安全対策特別委員会

昭和五十七年
二月二十四日 水曜日

公害及び環境保全対策の基本施策について原環境庁長官から所信を聴いた。
交通安全対策の基本施策について田邊総理府総務長官、世耕国家公安委員会委員長、小坂運輸大臣及び始関建設大臣から所信を聴いた。
派遣委員から報告を聴いた。

四月 二日 金曜日

昭和五十七年度陸上交通安全対策関係予算、海上交通及び航空交通安全対策関係予算、道路交通安全対策関係予算及び交通警察の運営について政府委員から説明を聴いた。

四月 七日 水曜日

公害及び環境保全対策に関する件について原環境庁長官、政府委員、臨時行政調査会事務局、資源エネルギー庁、農林水産省、厚生省、建設省、運輸省、警察庁及び通商産業省当局に対し質疑を行った。

四月 九日 金曜日

交通安全対策に関する件について小坂運輸大臣、世耕国家公安委員会委員長、田邊総理府総務長官、政府委員、運輸省、建設省、警察庁当局、参考人日本航空株式会社代表取締役社長高木養根君、同社専務取締役野田規則君及び同社常務取締役萩原雄二郎君に対し質疑を行った。

五月 十二日 水曜日

湖沼問題に関する件について成蹊大学名誉教授金沢良雄君、滋賀大学教育学部教授鈴木紀雄君、信州大学理学部助教授沖野外輝夫君、茨城大学農学部教授須藤清次君、滋賀県生活環境部長西堀

<p>六月 十六日 水曜日</p> <p>八月 四日 水曜日</p>	<p>茂平君及び手賀沼を守ろうⅡ合成洗剤追放市民会議代表三ツ松要君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。</p> <p>湖沼環境保全対策の促進に関する決議を行った。</p> <p>国連環境計画特別会議について原環境庁長官から報告を聴いた。</p> <p>公害及び環境保全対策に関する件について原環境庁長官、政府委員、通商産業省、厚生省、自治省及び日本国有鉄道当局に対し質疑を行った。</p>
------------------------------------	--

○エネルギー対策特別委員会

<p>昭和五十七年 二月二十四日 水曜日</p> <p>四月 十四日 水曜日</p>	<p>エネルギー対策の基本施策に関する件について安倍通商産業大臣及び中川科学技術庁長官から所信を聴いた。</p> <p>昭和五十七年度エネルギー対策関係予算について政府委員、文部省、農林水産省及び運輸省当局から説明を聴いた。</p> <p>エネルギー対策の基本施策に関する件について安倍通商産業大臣及び政府委員に対し質疑を行った。</p>
--	---

五月 十二日 水曜日

エネルギー対策樹立に関する件について政府委員、通商産業省、運輸省、農林水産省、経済企画庁、警察庁、科学技術庁当局及び参考人日本原子力研究所理事森茂君に対し質疑を行った。
エネルギー対策樹立に関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。

○沖縄及び北方問題に関する特別委員会

昭和五十七年

二月 十七日 水曜日

昭和五十七年度沖縄及び北方問題に関しての施策について田邊国務大臣及び櫻内外務大臣から所信を聴いた。

三月 二十四日 水曜日

沖縄及び北方問題に関する件（沖縄振興開発特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第二〇号）（衆議院送付）と一括議題）について田邊国務大臣、政府委員、農林水産省、林野庁、資源エネルギー庁、労働省、運輸省、建設省及び自治省当局に対し質疑を行った。

四月 二十八日 水曜日

北方領土問題に関する件、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する件、北方水域における漁業問題に関する件、竹島問題に関する件、沖縄の基地問題に関する件等について櫻内外務大臣、政府委員、海上保安庁、外務省、防衛庁、自治省及び防衛施設庁当局に対し質疑を行った。

○安全保障特別委員会

昭和五十七年

二月二十六日 金曜日

国の安全保障について伊藤防衛庁長官及び櫻内外務大臣から所信を聴いた。
昭和五十七年度防衛関係予算について政府委員から説明を聴いた。

四月 十六日 金曜日

昭和五十六年度中期業務見積りに関する件、防衛計画大綱に関する件、自衛官の身分及び処遇問題に関する件、日米共同演習問題に関する件、防衛費に関する件、軍事技術輸出問題に関する件、防衛力の整備に関する件、我が国の防衛と日米関係に関する件、リムパックに関する件、専守防衛問題に関する件、日米防衛協力問題に関する件等について伊藤防衛庁長官、宮澤内閣官房長官、政府委員、国土庁及び外務省当局に対し質疑を行つた。

八月 四日 水曜日

「五六中業」に関する件について伊藤防衛庁長官から報告を聴いた後、同件、防衛計画の大綱に関する件、防衛費に関する件、日米安保事務レベル協議に関する件、防衛力の整備に関する件、自衛官の昇任試験問題漏えい事件に関する件、米国の核抑止力問題に関する件等について伊藤防衛庁長官、宮澤内閣官房長官、政府委員及び経済企画庁当局に対し質疑を行つた。

八月 十日 火曜日

対ソ経済制裁問題に関する件、日本周辺海域の防衛に関する件、米ソ間の核兵器削減交渉に関する件、我が国の防衛と日米関係に関する件、日米安全保障体制に関する件、近隣諸国との平和友好関係の維持と教科書検定問題に関する件、日本海における日米共同演習に関する件、日米安全保障事務レベル協議に関する件、日米軍事技術協力に関する件、対中、対ソ関係に関する件、我

が国とインドシナ諸国との関係に関する件等について櫻内外務大臣、政府委員、海上保安庁、外務省及び通商産業省当局に対し質疑を行った。

(付) I 参議院役員一覧

(召集日56.12.21現在)

役員		召集日	会期中選任
議長		徳永正利君	
副議長		秋山長造君	
常任委員	内閣	遠藤要君	
	地方行政	上條勝久君	
	法務	鈴木一弘君	
	外務	稲嶺一郎君	
	大蔵	河本嘉久蔵君	
	文教	片山正英君	
	社会労働	粕谷照美君	目黒今朝次郎君 (57.5.14)
	農林水産	坂元親男君	
	商工	降矢敬雄君	
	運輸	桑名義治君	
	通信	勝又武一君	八百板正君 (57.5.14)
	建設	吉田正雄君	片岡勝治君 (57.5.14)
	予算	植木光教君	
	決算	和田静夫君	竹田四郎君 (57.5.14)
	議院運営	桧垣徳太郎君	
懲罰	石本茂君		
特別委員長	災害	村沢牧君	福間知之君 (57.5.14)
	物価等	高杉廸忠君	片山甚市君 (57.5.14)
	公選法改正	上田稔君	
	科学技術振興	中野明君	
	公害・交通	坂倉藤吾君	宮之原貞光君 (57.5.14)
	エネルギー	森下泰君	
	沖縄・北方	大鷹淑子君	
	安全保障	加藤武徳君	
事務総長	指宿清秀君		

(付) II 参議院会派別所属議員数表

(召集日56.12.21現在)

会 派	任 期 議員数	① 昭58.7.9			② 昭61.7.7		
		全 国	地 方	計	全 国	地 方	計
自由民主党・自由国民会議	135(6)	19(3)	46	65(3)	21(2)	49(1)	70(3)
日 本 社 会 党	47(2)	9(1)	16	25(1)	9(1)	13	22(1)
公 明 党・国民会議	27(2)	9(1)	5(1)	14(2)	9	4	13
日 本 共 産 党	12(5)	3(1)	2(1)	5(2)	3(1)	4(2)	7(3)
民社党・国民連合	11	3	2	5	3	3	6
新 政 ク ラ ブ	7	4	1	5	1	1	2
第 二 院 ク ラ ブ	3	1	0	1	1	1	2
一 の 会	3(1)	0	0	0	2(1)	1	3(1)
各派に属しない議員	3	1	2	3	0	0	0
欠 員	4	1	2	3	1	0	1
合 計	252(16)	50(6)	76(2)	126(8)	50(5)	76(3)	126(8)

※ ()内は婦人議員数

備考 (1) 57.1.14 大坪健一郎君入会(自民・佐賀県補欠当選①)

(2) 57.6.26 江藤 智君逝去(自民・全国選出②)

(3) 57.7.23 丸茂 重貞君逝去(自民・全国選出②)